

モンゴル国
人材育成支援無償（JDS）事業
準備調査

ファイナルレポート

平成 21 年 7 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構
(JICA)

委託先
財団法人日本国際協力センター（JICE）

目 次

1.	人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯	1
1-1.	過去に実施された JDS 事業の実績	1
1-2.	事業見直しの背景・目的	3
1-3.	本調査での調査内容	3
2.	実施体制の確認	6
3.	モ国におけるサブプログラムの選定	7
3-1.	モ国の開発計画・戦略	7
3-2.	我が国の対モ国の援助方針	7
3-3.	サブプログラムの選定	10
3-4.	主管省庁・対象機関の決定	11
3-5.	JICA が実施する大学配置計画案の確認	12
4.	サブプログラムの基本計画	16
4-1.	サブプログラム基本計画の策定	16
4-1-1.	サブプログラム基本計画の検討方法	16
4-1-2.	サブプログラムごとの検討状況	16
4-2.	4 ヶ年の受入人数（案）の策定	17
4-2-1.	4 ヶ年の受入人数（案）の検討方法	17
4-2-2.	4 ヶ年の受入人数（案）	18
4-3.	サブプログラム 1：市場経済化を担う制度整備・人材育成支援	19
4-3-1.	コンポーネント 1：制度整備	19
4-3-2.	コンポーネント 2：基礎教育及び職業訓練	23
4-4.	サブプログラム 2：環境保全	26
4-5.	サブプログラム 3：経済活動促進のためのインフラ整備	29
5.	事業規模の積算	35
5-1.	事業の実施方法	35
5-2.	事業費積算	35
6.	第 2 バッチ以降の課題	37
6-1.	主管省庁の役割等	37
6-2.	対象機関の見直し	37
6-3.	募集期間	37
6-4.	入学時期	38

7. その他特記事項.....	39
7-1. 調査実施時期.....	39

1. 人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯

人材育成支援無償事業¹（以下、JDS 事業とする）は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成への需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の 21 世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官、実務家、研究者等を対象とする人材育成であり、ひいては各留学生在が日本の良き理解者として両国の友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」²を目的として、アジアの体制移行国であるインドシナ諸国及び中央アジア諸国を中心とし初年度の 1999 年度には、ウズベキスタン、ラオスの 2 カ国で開始された。その後、初年度の 2 カ国以降対象国を広げ、2002 年度には対象国は 10 カ国に拡大、その後 2006 年度に新たに 1 カ国が対象となり、2008 年度現在、11 カ国から累計で約 1,800 名の留学生受入を実現してきている。

1-1. 過去に実施された JDS 事業の実績

1999 年度に始まった JDS 事業は、モンゴル国（以下、モ国）においては 2001 年度より開始、2008 年度まですでに 139 名（うち 97 名帰国済）の JDS 生を送り出している。

表 1 過去の JDS 事業の実績

(2008 年 9 月現在)

	年度	分野		公・民セクター 比率		復職状況 ³ (前職復帰/留学総数)	
		数	内訳	公的	民間	帰国直後	現在
第 1 期	2001	6	法律、経済、経営、国際関係、情報技術、行政	45%	55%	8/20	4/20
第 2 期	2002	6	法律、経済、経営、国際関係、情報技術、行政	50%	50%	4/20	4/20
第 3 期	2003	6	法律、経済、経営、国際関係、情報技術、行政	75%	25%	10/20	7/20
第 4 期	2004	7	法律、経済、経営、情報技術、教育、環境政策、行政/公共政策	58%	42%	14/20	13/20
第 5 期	2005	8	法律、行政/公共政策、経済、経営、ICT、環境政策、教育、保健行政	50%	50%	19 名帰国済（法律分野(1 名)は留学中)。復職状況は調査中。	

¹ 人材育成支援無償事業：現在 11 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英文名称は、Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship(JDS) Program

² 『人材育成支援無償事業運営ガイドライン』より

³ 当センターにて調査可能な範囲でのデータ

第6期	2006	9	法律、経営、情報通信技術、教育、国際関係、環境政策、工学、行政/公共政策、保健行政	50%	50%	留学中
第7期	2007	9	法律、経営、情報通信技術、教育、国際関係、環境政策、開発工学、行政/公共政策、保健行政	50%	50%	留学中

モ国では、近年、自然科学系分野の導入等、対象分野が増加しつつあるなか、各分野にサブテーマを設定し、事業実施者の意図をアジェンダという形で応募者及び受け入れ大学と共有する仕組みを構築し、適切な人材の育成に努める等、課題への取り組みが行われてきたが、依然として以下のような課題がある。

(1) 対象分野の拡大

モ国では、2003年に策定された貧困削減戦略（EGSPRS⁴）、2004年の政府行動計画等により教育分野の改革が進められ、専門分野における高い人材育成が求められている。その結果、JDS事業への期待がさらに高まり、特に自然科学系の分野拡大の要望が強くなっていった。モ国側は、JDS事業の本来の目的（行政官育成のための社会科学系の分野設定）は十分理解するものの、モ国は全人口も少なく、あらゆる分野の人材が不足している状況であり幅広い分野設定が必要である、技術先進国として発展した日本に得意分野（自然科学系）での人材育成を期待するとし、ICT⁵の枠数拡大や工学、環境、保健行政などの新規分野が加えられ、JDS事業の目的から逸脱しないよう調整しつつ、モ国側の要望を活かす形で、環境政策、教育、保健行政、工学などの分野へ拡大していき、現在9分野まで拡大した。

(2) 日本語コースの継続の可否

日本語コースについては、モ国内の日本語既習者の割合が高いこと、日本への留学であるという特性を活かすこと、帰国後にモ国政府の中枢で働く日本語のできる人材を育てること等の理由から、2001年度の事業開始当初から全体の25%程度を目安として設定されている。実績としては、2008年5月現在、27名の日本語留学生を送り出し、そのうち18名が帰国している。コース継続の是非については、過去数度にわたり検討を行ってきたが、運営委員の要望により、応募者獲得のための分野数の増加や日本語既習者が応募しやすい分野を設定するという対応のもとで継続して設定するという判断となっている。その結果、7年の事業実績に比して事業効果のインパクトが弱い状況となっている。

(3) 過去の事業実績への評価

他の事業実施国においては、公務員限定分野の設定、対象省庁の絞り込み等を行っている中、モ国では少ない人口に対する候補者の確保に関心が集まっており、そのため全ての分野において対象を限定することなく、広く一般に公募を行っている。その結果、(4)に述べるような帰国後の修了生の海外流出や獲得した知識・経験の十分な活用に至らない状況が発生している。

⁴ EGSPRS : Economic Growth Support and Poverty Reduction Strategy.

⁵ ICT : Information and Communication Technology.

(4) 帰国生の復職率、定着率

上述の(2)とも関連するが、日本語コースの合格者の多くは民間出身者であり、前職を退職しての留学がほとんどを占め、その結果、帰国後の復職は難しく、また、給与等、待遇の面から政府機関での就職を希望することが少ない。そのため、日本語の知識を活かす場を求め、帰国後再び、モ国外への流出する傾向があり、留学の成果がモ国発展に寄与しているとは言い難い状況にある。

1-2. 事業見直しの背景・目的

過去9年間の事業全体としては、「留学で得た成果を自国において様々な形で活用し、貢献している」と相手国政府関係者より高い評価を得ているが、モ国においては1-1に記載したような課題があり、また、JDS事業全体としては、

事業実施対象国でのJDS事業の目的への理解のばらつき

対象受入分野の拡張・拡散

受入分野・人数の固定化

JDS事業の目的に適った候補者の枯渇

帰国後の留学生へのフォローアップの不足

等の課題が関係者間で認識されている。

一方、我が国のODAを取り巻く環境変化として、長引く経済不況と財政状況の悪化による大幅なODA予算削減、その結果、限られた資金をより有効に活用するため、援助理念や援助戦略をより一層明確にすることが求められ始めている。このような状況の下、より戦略的・機動的・効果的なODA実施のため、外務省での組織改編、本年10月に国際協力機構(以下、JICAとする)及び国際協力銀行(JBIC)経済協力部門の統合が2008年10月に実施され、以来JDS事業はJICA所管事業となった。2006年以降JICAでは、限られた予算や人員での事業インパクトの拡大を目的として、事業を重点・開発課題に集中させるため、計画段階からプロジェクトを有機的に組み合わせる「協力プログラム」の考え方が導入され、「選択と集中」が促進されている。

今般のJDS事業の見直しは、前述の過去の事業の課題解決も含め、

- ・ 二国間ODAプログラムにおけるJDS事業の位置づけの明確化

より高い事業成果のため、現地調査を通じた先方政府のニーズの把握、対象国における開発課題・JICA協力プログラム・我が国の二国間ODA事業等との連携を意識してJDS事業を位置づける。

- ・ ODA事業での留学制度としての位置づけの明確化

対象国の開発課題に対する寄与が明確に期待できるODA事業としての制度設計を行い、個人を支援対象とする文部科学省の国費留学生制度との位置づけの違いを明確化する

等を実現できるよう実施された。

1-3. 本調査での調査内容

(1) 調査全体の調査内容

本調査では、対象国が留学を必要とする分野課題のニーズ、潜在的な候補者の規模等について

の調査を行い、同調査の結果に基づき次年度以降4ヵ年の事業計画及び事業経費の積算を行った。主な調査項目は以下の通りであり、調査は別添1のフロー図の通り実施された。

- ① 日本の援助方針、モ国の開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネント⁶の設定
- ② 各サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の選定
- ③ 各サブプログラム／コンポーネントを主管する省庁（主管省庁）の選定
- ④ 各サブプログラム／コンポーネントに対応する教育プログラムを有する本邦受入大学の選定
- ⑤ 第1バッチ⁷の留学候補者の選考
- ⑥ 各サブプログラム／コンポーネントの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定
- ⑦ 事業規模の決定
- ⑧ 4ヵ年の事業費の積算

（2） 各調査段階における調査内容

モ国における各段階での実施された具体的な調査内容は、以下の通り。

- ① 第一次現地調査
 - ・関係者に対する JDS 事業の新しい枠組みの説明・確認（インセプションレポートの説明を含む）
 - ・事業実施体制の確認
 - ・サブプログラム／コンポーネントに関する協議支援・調査
 - ・サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の調査・検討・選定
 - ・サブプログラム／コンポーネントに対応可能な本邦受入大学についての情報提供
 - ・サブプログラム／コンポーネントに関する基本計画（第一次案）の検討・説明
 - ・第二次現地調査準備（対象機関への4ヵ年分の候補者選定依頼、説明会の実施等）
- ② 第二次現地調査
 - ・インテリムレポート（調査の進捗及び受入大学配置計画案）の説明・確認
 - ・対象機関との協議（提出された候補者リストの確認、想定される研究課題、帰国後の活用等）
 - ・候補者選考（書類審査、語学・数学試験、受入大学教員・事業関係者による面接等）
 - ・受入大学教員と対象機関関係者（主に主管省庁、第2バッチ応募候補者）との協議
 - ・4ヵ年分の事業規模（留学生数（案））の設定
 - ・各サブプログラム基本計画（第二次案）の策定
- ③ 第三次現地調査
 - ・事業計画（サブプログラム・人数及びサブプログラム別の受入大学配置計画等）に関する協議・合意形成

⁶ サブプログラム／コンポーネント：日本の援助方針や対象国の有する課題・ニーズ等に基づき「サブプログラム」を設定し、サブプログラムが複数の開発課題や研究分野等を含む場合、サブプログラムの中に複数の「コンポーネント」を設定する。なお、留学生は、設定されたサブプログラム／コンポーネントを踏まえ、自身の大学院での研究テーマを定める。

⁷ バッチ：各年度の留学生の派遣をバッチと呼ぶ。4ヵ年の事業のうち、初年度の派遣は第1バッチとなる。

日本国内では、以下の内容で調査を実施した。

① 国内事前準備

- ・ 各種資料（要請書、関連資料・報告書類）の収集、分析
- ・ 調査全体の方針・計画・実施方法の策定
- ・ 第一次現地調査準備（事前勉強会、対処方針会議への出席、資料作成等）

② 第一次国内解析

- ・ 第一次現地調査結果のとりまとめ・報告（プログレスレポート作成）
- ・ サブプログラム／コンポーネントに適切な本邦受入大学に関する調査、JICA が実施する配置案策定の支援業務
- ・ 4 ヶ年の事業費の積算
- ・ 第一次現地調査結果及び解析の結果を踏まえたインテリムレポートの作成・報告
- ・ 第二次現地調査準備（第一次国内解析機関中、現地スタッフによる対象機関への事業の説明、候補者選定支援等を実施）

③ 第二次国内解析

- ・ 第二次現地調査で実施された選考結果に基づく最終的な大学配置案策定支援
- ・ 4 ヶ年の事業費の積算
- ・ 第一次現地調査から事業費積算までを含めたドラフト・ファイナルレポートの作成・関係者への説明

④ 第三次国内解析

- ・ 本邦受入大学との各種調整（第1バッチの留学候補者に対する受入大学からの合格内諾の取り付け、出願手続き、入学手続き等）
- ・ 各種調整及び手続きの進捗に関するプログレスレポート2作成
- ・ 第一次現地調査から第三次国内解析の結果を踏まえたファイナルレポートの作成・関係者への報告

本調査の実施については、第一次現地調査にて官団員より先方政府（現地運営委員会）に対して、JDS 事業の見直しの背景、新方式⁸における事業の目的、実施の枠組み等の説明がなされるとともに、JICA が今後 4 ヶ年の事業の計画策定を目的とした調査を実施する旨説明がなされ、先方の了承を得て実施された。

⁸ 新方式：日本の援助方針（援助重点分野等）や対象国の有する課題・ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラムを策定し、その上でサブプログラムへの取り組みに適した対象機関（中央省庁等）、本邦の受入大学を選定し、留学生の派遣を行う方式。4 ヶ年（4 期の留学生）を1つのパッケージとして、4 ヶ年にわたり同一のサブプログラム・対象機関・受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させるもの。また、受入大学は4 ヶ年にわたり同一の対象国・対象機関の留学生を受け入れることにより、対象国に適した教育プログラムを提供することが可能となる。

2. 実施体制の確認

事業の実施体制については、第一次現地調査にて官団員より先方政府に対して、別添 2、3 に基づき、運営委員会の実施体制及び機能・役割、モ国政府の負担事項等が説明され、先方の了承を得た。

運営委員会⁹については、モ国側委員（教育科学文化省、内閣官房、大蔵省、外務省）及び日本側委員（在モンゴル日本国大使館、JICA モンゴル事務所、モンゴル日本センター）により構成され、事業の実施・運営について協議を行うことで合意に達した。

先方負担事項については、既存の JDS 事業では日本側の負担として実施されていた来日前の語学研修が廃止されることに対し、モ国側より引き続き日本側負担で実施してもらいたい旨要望が出されたが、官団員より、必要な場合は自助努力にて語学力の向上に取り組んでもらいたい旨説明がなされた。

⁹ 運営委員会：現地における JDS 事業の運営方針の決定、留学生の選考等をつかさどる。モ国側から教育科学文化省、内閣官房、大蔵省、外務省の 4 機関、日本側から在モ国日本国大使館、JICA モ国事務所、モ国日本センターの 3 機関が委員として選出されており、議長はモ国教育科学文化省、副議長は在モ国日本国大使館がつとめる。

3. モ国におけるサブプログラムの選定

3-1. モ国の開発計画・戦略

モ国では、現在、以下の開発計画・戦略に基づき、政府機関主導の下、開発が進められている。

(1) 政府行動計画

政府行動計画は、モ国政府の中期的な主要開発戦略として策定されるもの。2004年から2008年の計画では、持続的経済成長による貧困削減を基本的な目標として、5つの基本方針と8つの政策を策定している¹⁰。

「政府行動計画（2004－2008年）」の基本方針と政策

【基本方針】①行政サービスの向上と国民参加型の政治、②法制度の全面的改革と人権保護及び安全保障の充実、③民間セクター主導の経済成長、地域開発構想の実施による都市と地方の格差是正、④国民の生活水準の改善と不動産活用のための環境整備、⑤教育と文化の保護・尊重、人材育成

【政策】①行政・国民参加、②社会政策、③経済政策、④都市計画・地域地方政策、⑤自然環境対策、⑥国防・災害対策、⑦対外政策、⑧法執行機関の強化

(2) 経済成長と貧困削減戦略（EGSPRS）

2003年に世界銀行、IMF支援の下、モ国政府の政府行動計画、国連のミレニアム開発目標（MDGs¹¹）などを踏まえて作成され、以下の5つの柱を掲げた開発戦略となっている。

- ① マクロ経済の安定と公的セクターの効率化
- ② 市場経済化への移行と、民間セクターを中心とする成長のための制度及び環境の構築
- ③ 均衡的で環境上持続可能な地域・地方開発の推進
- ④ 持続的な人間開発と、教育・保健・社会福祉サービス供給の改善を通じた公平な分配
- ⑤ グッドガバナンスとジェンダーの平等の促進

3-2. 我が国の対モ国の援助方針

2004年11月に策定された「対モンゴル国別援助計画」では、上位目標を持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援することとし、これを達成するため、中位目標を地方経済の底上げをするとともに、牧畜業の過剰労働を他セクターにおける雇用創出により吸収することとしている。そして、これらの目標を実現するために、以下の援助の方向性が示された。

¹⁰ 2008年6月に総選挙が行われ、9月にバヤル前首相が再任され新政権が発足した。今後、バヤル内閣において2008年から2012年の政府行動計画が策定されることになる。

¹¹ MDGs: Millennium Development Goals 2000年の国連総会で採択。2015年までに達成すべき8つの目標、18のターゲット、48の指標。

- ・ マクロ経済の健全な運営のための制度整備及び人材育成を公的、民間の両セクターについて支援
- ・ 地方と都市の格差是正のための地方開発を支援
- ・ 環境と両立する持続的な経済成長のため環境保全を支援
- ・ 外貨獲得産業の振興等経済活動促進に資するインフラ整備及びこれにかかる政策策定等を支援

上記の方向性に基づき、対モンゴル援助の重点分野は、以下の通りである。

「対モンゴル国別援助計画」における重点分野	
①	市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援
②	地方開発支援
③	地方開発拠点を中心とした特定モデル地域を対象とする支援
④	牧地と農牧業再生のための支援
⑤	環境保全
⑥	自然環境保全と自然資源の適正利用
⑦	首都ウランバートル市の環境対策
⑧	経済活動促進のためのインフラ整備

なお、2007年2月に発表された「今後10年間の日本・モンゴル基本行動計画¹²⁾」において、モ国が策定中の「モンゴル国開発に係る2021年までの総合戦略」を踏まえ、「対モンゴル国別援助計画」の改定¹³⁾を行うとしている。

表2 日本の対モンゴル ODA 実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
2002年	10.42	46.43	22.16	79.01
2003年	12.58	30.93	23.76	67.27
2004年	20.02	24.07	21.49	65.57
2005年	14.38	20.90	21.21	56.48
2006年	-4.18	33.15	18.05	47.01

出所) OECD/DAC

注) 政府貸付等は、モ国側の返済金額を差し引いた金額。

表3の通り、モ国は多くの援助国から援助を得ている中、日本は、対モ国 ODA の約半数を占

¹²⁾ 日本とモンゴルの両国が、①政策対話の拡大・強化、②国際場裡における協力強化、③官及び民による経済交流の促進、④文化・教育・人道面における協力等を通じ、今後10年間にとるべき基本行動計画を明確化したもの。

¹³⁾ 国別援助計画の作業工程予定によると、モ国は平成21年度(2009年度)に改定作業を開始する対象国となっている。

めており、トップドナーとして今後も主体的に総合的な連携・協調を行っていくことが期待されている。

表 3 諸外国の対モンゴル ODA 実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	合計	日本の割合
2001年	日本 81.46	ドイツ 24.93	米国 12.74	ノルウェー 5.67	スウェーデン 2.64	141.09	57.7%
2002年	日本 79.01	ドイツ 23.19	米国 20.43	ノルウェー 2.64	オランダ 2.55	141.29	55.9%
2003年	日本 67.27	ドイツ 29.94	米国 16.08	スウェーデン 10.61	スペイン 6.52	147.99	45.5%
2004年	日本 65.57	ドイツ 26.54	米国 25.90	オランダ 9.51	英国 7.37	154.42	42.5%
2005年	日本 56.48	ドイツ 28.17	米国 18.14	オランダ 7.49	フランス 6.79	131.87	42.8%

注) ODA 国別データブック 2007 (外務省) より作成。

表 4 JICA 協力プログラム (モンゴル)

援助重点分野	開発課題 (重点分野別援助方針)	協力プログラム
市場経済化を担う制度整備・人材育成	マクロ経済と国家財政の安定化	マクロ経済・財政安定化支援プログラム
	民間セクター振興の促進	民間セクター支援プログラム
	基礎教育の改善	基礎教育改善支援プログラム
	市場経済化を担う実践的人材の育成	高等教育・職業教育支援プログラム
	市場経済化のマイナス面の現象の補完	社会的弱者支援プログラム
地方開発支援	地方開発拠点モデル地域開発	地方拠点モデル開発プログラム 基礎的社会サービス (BHN) 基盤維持支援プログラム
	農牧業の振興と牧民支援	牧地と農牧業の再生支援プログラム
環境保全	自然環境保全・自然資源の適正利用	自然環境保全・自然資源適正利用支援プログラム
	都市環境の改善	都市環境改善
経済活動促進のためのインフラ整備	経済活動促進のためのインフラ整備	経済インフラ整備プログラム

各援助重点分野において、抱える課題は多様であるが、共通した課題に関して、それぞれの開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁が全体として、職員個人・組織、制度、財政の4つの面から、取り組むべき開発課題に比してキャパシティが不足しているために、本来政府機関に期待される公的サービスを提供できていない状況にあることにある。現在、モ国の市場経済化は移行期

から安定期に入ってきたものの、依然として多種多様な課題に対応できる人材育成が不可欠な状況となっており、JDS 事業による公的セクターの人材育成が期待される課題である。

3-3. サブプログラムの選定

3-1、3-2 項のモ国の開発戦略及び日本の援助方針に基づき、第一次現地調査では JDS 事業の対象とするサブプログラムに関して運営委員会委員との協議が実施された。

官団員から、JDS 事業の対象として JICA が想定する 3 つの援助重点分野と 7 つの開発課題が提示され、7 課題が重要という共通の認識が得られた。その結果、事業の対象として、表 5 の通り 3 つのサブプログラム、4 つのコンポーネント、7 つの修学分野が設定された（なお、国別援助計画の援助目標・開発課題、JICA の協力プログラムとの対比は、別添 4 の通り）。

協議の過程で、モ国側より 7 課題以外にも人材を育成したい分野として、鉱工業、農業、食品安全等を挙げられたが、政策面での人材育成はサブプログラム 1 の市場経済化を担う制度整備で対応（鉱工業は環境政策の分野で対応）し、工学系の技術者の育成は JICA 研修で対応することを提案し、理解を得た。農業、食の安全については、すでにモ国より JICA 研修参加者が決定している。

表 5 第一次現地調査時の JDS 事業における援助重点分野等
(サブプログラム/コンポーネント)

JDS 援助重点分野等 (サブプログラム)		開発課題等 (コンポーネント) (修学分野)
1.市場経済化を担う制度整備・人材育成支援	1-1	制度整備 (財政運営管理) (法体系整備) (企業経営/政策立案強化)
	1-2	基礎教育及び職業訓練
2.環境保全	2-1	環境保全
3.経済活動促進のためのインフラ整備	3-1	経済活動促進のためのインフラ整備 (開発工学) (都市環境改善)

第一次現地調査において、対象機関であるモンゴル銀行のヒアリングを行った際、ICT 分野設定に対する強い希望が伝えられた。官団員帰国後に本邦にて検討した結果、他の対象機関における情報技術に関するニーズ、同銀行内において既存の JDS 事業による ICT 分野の帰国生の活躍を確認することができたため、第 2 バッチよりサブプログラム 3 の一修学分野として「ICT」を設定することとなった。

表 6 モ国 JDS 事業での対象サブプログラム／コンポーネント一覧

サブプログラム/コンポーネント	主管省庁 (サブ主管省庁) ¹⁴	対象機関
サブプログラム 1： 市場経済化を担う制度整備・人材育成支援		
コンポーネント 1： 制度整備	大蔵省 (財政運営管理：大蔵省*、モンゴル中央銀行) (法体系整備：法務内務省，最高裁判所) (企業経営/政策立案強化：産業通商省、食糧農牧業省)	内閣官房、外務省、産業通商省、大蔵省、法務内務省、建設都市計画省、燃料エネルギー省、道路・運輸・観光省、教育文化科学省、労働・社会福祉省、食糧農牧省、保健省、行政監察庁・規格度量衡庁、最高裁判所、金融監督庁、モンゴル中央銀行
コンポーネント 2： 基礎教育及び職業訓練	教育文化科学省 (教育文化科学省*)	教育文化科学省、労働・社会福祉省、大学及び研究機関、その他関連政府機関
サブプログラム 2： 環境保全	自然環境省 (自然環境省*，食糧農牧業省)	自然環境省、大蔵省、食糧農牧省、産業通商省、大学及び研究機関、その他関連政府機関
サブプログラム 3： 経済活動促進のための インフラ整備	建設都市計画省 (都市環境改善：建設都市計画省*，道路運輸観光省，ウランバートル市役所) (開発工学：燃料・エネルギー省，道路運輸観光省，ウランバートル市役所) (ICT：情報通信技術庁)	自然環境省、建設都市計画省、燃料エネルギー省、道路・運輸・観光省、ウランバートル市役所、大学及び研究機関、その他関連政府機関、情報通信技術庁

注) *は、主管省庁と同じ。

3-4. 主管省庁・対象機関の決定

(1) 対象機関の決定

JDS 新方式では、対象サブプログラム／コンポーネントに対して応募者を推薦・公募する行政機関を定め、開発課題に関連性の深い機関にある程度まとまった人数を投入することで事業の効果向上を図っている。

国内事前準備において、外務省（外務本省、在モンゴル日本国大使館）及び JICA（本部、モンゴル事務所）による協議が実施され、対象となり得る関係機関を想定した上で、第一現地調査において先方政府との協議を実施した。

官団員と先方政府との協議では、

¹⁴ モ国では、サブプログラム／コンポーネントの下に修学分野が設定されているため、当該修学分野に対して主管省庁と同様の役割を果たすサブ主管省庁を設定している。

- ・ 「市場経済化を担う制度整備」の対象機関に外務省と内閣官房を加えたい。(モ国外務省)
- ・ 中央省庁に属さない首相や副首相の傘下にある政府管轄組織も非常に重要な役割を担っている。(日本大使館)
- ・ 大学職員は人事の流動性が高く、2年後に帰国した時点で復職できる可能性が比較的低いことが懸念される。(教育文化科学省)

等の議論があったが、最終的に各サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関は表 6 の通りとすることで合意に達した。なお、今年度の第 1 バッチの募集について、ミニッツ上では対象機関外となっている下部組織や関連組織からの応募を認めるが、管轄する中央省庁を通じての応募とする。また、民間組織やプロジェクト職員等は、対象機関を通じての応募とし、合格決定時に必ず帰国後の職務契約を結ばせてから合格承認することとなった。

(2) 主管省庁の決定

第一次現地調査において、官団員より各サブプログラム／コンポーネントに対して複数の対象機関が設定されているため、それらの取りまとめ及び当該サブプログラム／コンポーネントの基本計画の策定・実施・評価に実質的な責任を持つ機関として、対象機関の中から主管省庁を設定する提案がなされ、先方政府との協議の結果、各サブプログラム／コンポーネントの対象機関を取りまとめる立場となる主管省庁を設定することで合意した。その後、第一次現地調査期間中に各機関より主管省庁に任命されることに対して承諾を得ている。各サブプログラム／コンポーネントの主管省庁、分野毎のサブ主管省庁は表 6 の通り。

3-5. JICA が実施する大学配置計画案の確認

(1) 大学からの JDS 生受入に対する関心の確認

JDS 事業見直しの主旨において、同一の国・援助重点分野からの留学生を特定の受入大学に集中させ、ニーズに合致した指導を行うことが目的とされており、大学側に対して受入を積極的に行いたい対象国・開発課題、受入に際しての指導方針等について確認が行われた。具体的には、JICA より、これまで JDS 生の受入実績のある大学、各種事業において JICA と連携関係のある大学等に対して、対象 4 カ国¹⁵の対象分野課題¹⁶を提示し、各大学より特に積極的に受入を行いたい想定開発課題に関して関心表明書の提出を募ったところ、22 大学 33 研究科から 122 件の提出があった。大学から提出された関心表明書には、①受入可能人数、②当該対象分野課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④JDS 事業以外の留学生受入状況等が記載されている。

提出された関心表明書について JICE は、全体の傾向の分析、新規大学に関する情報収集 (JICA 事業との関連実績、その他留学制度による受入実績、英語による指導の状況等)、また過去 JDS 事業による受入実績のある大学に関しては、これまでのカリキュラム・受入体制等に関する課

¹⁵ 平成 20 年度はモ国に加え、ラオス、ウズベキスタン、タジキスタンを対象としている。

¹⁶ JICA 及び対象国の政府関係者との協議の結果定められたモ国の援助重点分野課題に関して、課題の背景、関連する JICA 事業、JDS 事業で想定されるニーズ等を一覧表として作成したもの。

題についての整理を行った。また、第一次現地調査に際して、現地での受入大学に関する協議実施のために関心表明書の翻訳を行った。

① 提出状況

モ国 8 件の想定開発課題に対して

表 7 の通りの提出状況であった。自然環境、都市環境関連の課題に関して提出数及び新規大学からの提出が多かった。

表 7 モ国想定開発課題に対する関心表明書の提出状況

想定開発課題		関心表明書提出大学・ 研究科数 (うち新規大学)
1	民間セクター振興の促進（法整備）	2
2	民間セクター振興の促進（企業経営力／政策立案強化）	3
3	民間セクター振興の促進（マクロ経済）	5
4	基礎教育の改善	3
5	自然環境保全・自然資源利用支援	8(2)
6	都市環境の改善	7(2)
7	経済活動促進のためのインフラ整備	5(1)
8	中核行政機関の政策立案能力向上	2

大学別に見た場合、過去に受入実績のあるでは 7 大学（10 研究科）から複数課題に対して関心が示されており、大学・研究科として、幅広い分野に対応が可能な大学が JDS 事業に関して高い関心を持っている一方、新規の大学 2 大学（3 研究科）からも複数課題に対して関心が示されている。開発課題から見た場合、「自然環境」「都市環境」等、環境関連の課題への関心が高く、その領域に強みのある大学から関心表明が示されている。これらの課題に対する大学の指導方針としては、自然科学系の視点からのアプローチまたは行政的な視点からのアプローチが提示されており、受入大学の検討に際しては、いずれのアプローチがモ国側のニーズにより合致しているかを検討することが重要である。

② 新規大学の特徴

新規に JDS 事業に対して関心表明を行った大学は、その大半が技術協力プロジェクト、技術研修員受入等、JICA 事業の実績を持っており、それに基づく現地とのネットワーク、経験を活かした関心表明が行われた。

実際に JDS 生の受入に際しては、JDS 事業の主旨・目的に対する理解のみならず、

- ・ 英語による授業、論文・研究指導に基づき、修士号取得が可能であること
- ・ 原則秋入学（9 または 10 月）、2 年間の修学期間
- ・ 英語による留学生の受入体制が整っていること
- ・ 選考、出願・入学手続き等、JDS 事業のスケジュールに対応可能なこと

等の条件を満たすことが必要であり、JICE はその視点に基づき情報収集を行った。

③ 過去に受入実績のある大学の課題

関心表明が示された大学のうち、過去に類似の分野にて受入実績がある大学・研究科に関して、大学のカリキュラム、受入体制等についての情報を抽出、整理を行い、受入に際しての課題の把握に努めた。整理された課題は、大学の得意分野以外の選択科目の充実や教員による講義内容の均質化等、別添 5（「大学への改善申し入れ事項」欄）の通りであり、受入れにかかる大学側の適切な対応の検討を依頼する。

（2） 大学配置案の策定

各大学から提出された関心表明書の内容、これまでの JDS 生等での留学生の受入実績、第一次現地調査での事業の対象サブプログラム／コンポーネントに関する協議・各サブプログラム／コンポーネントに対する受入大学に関する協議・暫定大学配置案の結果を受け、官団員帰国後、JICA により別添 5 の通り大学配置案が作成された。

JICE は策定された配置案に対して、配置予定大学にその旨を通知するとともに、大学側に別添 6 のプロポーザルの提出を依頼した。同時に、各大学の JDS 生受入に関する課題の有無を確認、プロポーザル¹⁷の提出後はその内容と照合し、必要に応じて大学側との調整を行っている。

配置予定の大学には新規に JDS 生の受入を行う東洋大学大学院国際地域学研究所、大阪大学大学院人間科学研究科が含まれており、（1）②項に挙げる条件に関して大学側と調整を行い、その結果、大阪大学に関しては、次の 2 点の課題が確認された。

① 入学時期について

入学時期に関して、プロポーザル上では 10 月入学にて調整可能との情報を得ていたが、調整に時間的猶予が必要との理由から、第 1 バッチの留学生については 2010 年 4 月入学、2012 年 3 月末卒業という見通しとなった（他の配置大学に入学予定の留学生は 2009 年秋（8～10 月）入学、2011 年夏（7～10 月）帰国予定）。大阪大学に対しては、第 2 バッチ以降、できるだけ早い段階で 10 月入学が可能になるよう継続的な調整を実施していく。

② 就学年数について

モ国での学士取得者の場合、教育制度の違いから、日本の修士課程の選考に際しては就学年数 16 年間相当の学力がある旨の資格認定が必要となる場合がある。この規程に関して、大阪大学では JDS 生に特別の規程を定めることなく、一般の大学院受験と同様の学内手続きが必要であることが確認されたため、出願手続きに際しては必要な資格認定の手続きを実施するよう留意する。

その他 6 大学については、過去に JDS 事業による留学生の受入実績があり、受入に関して大きな課題はないが、来年度以降の受入に際しては、過去の JDS 事業との相違点、

- ・ 来日前・入学前の語学研修（英語）の廃止
- ・ 来日時期の変更
- ・ 第 1 バッチの候補者は、本調査にて決定するものの、2009 年度に無償資金の供与が決定

¹⁷ 受入予定大学が提供する教育の指導方針、カリキュラム、対象国のニーズに応えるための通常のカリキュラムに加えて特別に実施する指導・活動等に関して、大学側に提案を依頼。

されるまで、JDS 事業の実施（モ国からの留学生の派遣）が確定しないこと

- ・ 以上に伴う事務手続きに変更が見込まれること

等に対する理解・協力を得る必要があり、これらに関して説明・調整を行っている。

なお、第一次国内解析中に第 2 バッチ以降に設定された「ICT」に関して、JICA により受入大学の検討がなされ、インフラ整備の視点での ICT に関する指導が可能な東京工業大学に受入が内定した。

（3） 大学からのプロポーザル

大学に提出を依頼したプロポーザルの目的は、4 ヶ年分継続した特定国の特定テーマ（サブプログラム／コンポーネント）に関する留学生の受入れに際して、大学側がどのように当該サブプログラム／コンポーネントに寄与する教育を実施することができるのかを提案してもらうことにある。

配置予定の 7 大学・研究科から提出されたプロポーザルでは、大学ごとにサブプログラムに応じた入学後の学習効率の向上のための来日前の事前指導、サブプログラムの理解を深めるための留学中の特別講義、セミナー等の実施、帰国後の卒業生へのフォローアップ等、大学がカリキュラムとして実施する内容に加えて、対象サブプログラム／コンポーネントの重要課題解決に役立つ指導・活動等に関する提案がなされた。また、プロポーザルで提出された内容、特に大学側の指導方針、上述の課題解決に資する活動等に対する提案については、サブプログラム基本計画案策定のための大学教員と主管省庁との協議の資料として活用し、同内容について協議が実施された。

4. サブプログラムの基本計画

4-1. サブプログラム基本計画の策定

4-1-1. サブプログラム基本計画の検討方法

JICE は 3-4 項で選定された各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認のため、第一次現地調査にて対象機関に対する調査を実施した。その結果を踏まえて、各サブプログラムにおける 4 ヶ年分の事業計画案（第一案）を策定し、運営委員会にて協議を行い、合意を得た。第二次現地調査では、受入大学の教員が現地にて第 1 バッチの応募者選考、第 2 バッチの応募候補者との面談、対象機関との協議を実施し、現地対象機関のニーズ・課題、応募候補者の能力レベル等の把握が行われた。その結果に基づき、サブプログラムの 4 ヶ年分の事業の基本計画案（第二案）を作成した。

なお、新方式では、受入大学が事業の計画・調査段階から主体的・積極的に参画することにより、対象国の課題に即した受入体制、指導内容を整備し、研究の質的向上、ひいては事業効果発現を促進することが大きな目的の一つとされている。JICE は第二次現地調査において、各受入大学から推薦された教員を現地に派遣し、運営委員会や対象機関との直接の協議の場を設けることにより、受入大学との協働によるサブプログラム基本計画（案）の策定を推進した。

各サブプログラムの基本計画（第二案）については、外務省・JICA の検討を経て、第三次現地調査にて官団員及び運営委員会との間で協議を実施し、サブプログラム基本計画表に基づいて同修正案の内容（特に案件目標や目標の指標が事業終了時の評価につながる旨）を説明し、先方政府の了承を得た最終的な 4 ヶ年の各サブプログラム基本計画（別添 7）を策定した。

4-1-2. サブプログラムごとの検討状況

(1) 各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認

JICE は 3-4 項で選定された各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認のため、第一次現地調査にて以下の調査を実施した。

a) 調査方法

対象機関を往訪し、b) に関するヒアリングを行った。

b) 調査内容

- ① 組織としての役割、課題、研究ニーズ
- ② 潜在的候補者の有無（職員数、対象年齢者数、学士号取得率等）
- ③ 語学力
- ④ 帰国後の復職の可能性
- ⑤ 質問票回答依頼・回収
- ⑥ ショートリスト（以下、S/L とする）¹⁸、ロングリスト（以下、L/L とする）¹⁹の作成依頼・

¹⁸ ショートリスト：各対象機関により作成される JDS1 年目（第 1 バッチ）の候補者のリスト。原則、同リストに記載された候補者が 1 年目の応募者となる。また、大学教員が将来の候補者と面談するために、各対象機関により JDS2 年目（第 2 バッチ）の候補者のリストが作成されたが、これを第 2 バッチのショートリストと呼ぶ。

¹⁹ ロングリスト：各対象機関により作成される JDS2 年目～4 年目（第 2 バッチ～第 4 バッチ）の候補者のリス

回収

⑦ 応募書類取り纏め依頼・提出状況の確認

c) 調査を実施した機関

官団員による調査期間を含め、対象 18 機関のほか、国立大学や研究機関及び省庁の関連機関等 10 組織に対し、訪問による調査を行った。(別添 8「対象機関訪問リスト」、別添 9「対象機関調査結果一覧」参照)

(2) 大学教員による専門的見地からの妥当性の確認

第二次現地調査では、各対象機関から応募された第 1 バッチの候補者の選考(書類選考・大学教員による面接・運営委員会による面接:具体的な実施方法・結果については別添 10 を参照)、第 2 バッチの応募候補者と受入大学教員による面談及び大学教員と対象機関関係者による協議を実施し、専門的見地からの応募者層の能力レベルの把握、対象機関におけるニーズの把握が行われた。

また、受入大学からは対象機関関係者との協議等を踏まえた研究活動促進にかかる提案がなされ、サブプログラム基本計画の活動に組み込まれた。なお、本内容については、官団員より先方政府に対し、別添 11「受入大学からの提案による活動(モデルプラン)」に基づき、本活動の趣旨、及び本活動を行うにあたり必要な予算が措置される予定である旨説明し、先方の了承を得た。特に、本活動について、先方政府より提案等がある場合は 2009 年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第 1 回運営委員会における協議事項とすること、また協議の結果、同提案等が本活動の趣旨から妥当であると判断される場合は、日本側が受入大学に対して同提案の実施の検討を依頼することで合意した。

4-2. 4 ヶ年の受入人数(案)の策定

4-2-1. 4 ヶ年の受入人数(案)の検討方法

4-1-2 項に記載した第一次現地調査及び第二次現地調査の結果に基づき、各サブプログラム/コンポーネントにおける 4 ヶ年分の受入人数規模について以下の通り検討を行った。

- ① 第一次現地調査で実施された対象機関に対する調査に基づき、JDS 事業に対する対象機関のニーズ、各サブプログラム/コンポーネントにおける課題・研究ニーズを確認。
- ② 第一次現地調査で実施された対象機関に対する調査に基づき、対象機関内にて、年齢及び学歴要件を満たす職員数を把握し、潜在的な応募候補者の母集団の存在を確認。
- ③ 対象機関において、課題に関連する業務に従事し、1 年後には応募可能な課題認識・能力を持つ人材について所属・個人名を挙げて第 2 バッチの応募候補者として S/L を確認し、さらに対象機関の人材育成計画及び組織の抱える課題、それらを踏まえて 2、3 年後に応募候補者となり得る人材の数を L/L として把握し、第 2 バッチ以降の応募候補者層の存在・規模を確認。
- ④ 各対象機関にて第 1 バッチの応募者を募集、受入予定大学による書類面接・面談・運営委員

トもしくは各対象機関が人材育成を行いたい部署名及び育成したい職員数等が記載されたリスト。ショートリスト、ロングリストをあわせて各対象機関における JDS での 4 ヶ年の人材育成リストとなる。

会による面談にて最終候補者までの選考を実施。

- ⑤ 第2バッチのS/Lに挙げられた応募候補者に対して、受入大学教員との面談を実施し、アカデミックな視点での課題認識・専門性・語学力等のレベルの確認を実施。
- ⑥ ③～⑤の結果から、対象機関に存在する応募候補者（第2バッチの応募候補者及びL/Lで提出された人数）のうち留学可能と推定される人数を想定。
- ⑦ 日本政府が決定した4カ年の受入人数上限と、各サブプログラム／コンポーネントの優先度、応募者の状況（ニーズの高さ、応募者の能力等）、受入予定大学のキャパシティ等のバランスを鑑み、全体の受入人数（案）を検討。
- ⑧ 第三次現地調査での官団員と先方政府の協議により4カ年の受入人数（案）が確定。

4-2-2. 4カ年の受入人数（案）

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、別添12「JDS事業計画総表」及び別添13「JDS事業規模検討表」に基づき、2009年度から2012年度までの4バッチ合計60名となる受入人数（案）及び同人数の算出過程について説明した。しかしながら、本調査中に、日本国外務省と在モンゴル日本大使館との間で行われた調整結果に基づき、同大使館が、最終的に72名（18名×4バッチ）の受入人数（案）をモンゴル側に提示し、合意に達したことが確認されたため、同合意に基づき、再度、4バッチの受入人数に関する説明を行い、先方の了承を得た。

追加となった12名（3名×4バッチ）の大学への配置については、2009年4月に実施した現地補足調査において、運営委員会を開催し協議を行った。留学生受入人数増に対応できる大学は4大学のみ（国際大学、大阪大学、筑波大学、東洋大学）であること、各大学における受入人数増分は基本的には1名を想定しているものの、モンゴルにおけるサブプログラム／コンポーネントの優先順位に鑑み、各大学における受入人数増分を2名以上とする場合は大学受入上限人数の範囲内であれば対応可能であること等、前提条件を説明した後、協議を実施した。モンゴルにおけるサブプログラム／コンポーネントの優先順位に鑑みて検討された結果、「市場経済を担う制度整備・人材育成支援」サブプログラムのコンポーネントである「制度整備」（企業経営/政策立案：国際大学）及び「基礎教育及び職業訓練」（大阪大学）に各1名、「環境保全」サブプログラム（筑波大学）に1名が振り分けられることで合意が得られた。

なお、協議の中で、モンゴル側より「ウラン開発」「原子力開発」等の重要性について説明がなされたが、日本側より、同課題に対応する際は、あくまでも「環境保全」サブプログラムの中で対応していくことが説明され、了承が得られた。

合格者の辞退が発生した場合の対応については、第三次現地調査における官団員と先方政府の協議の結果、以下のとおりとなった。

- ・ 辞退者と同じコンポーネント内の次点者を繰り上げて合格とすること
- ・ 同じコンポーネントに次点者がいない場合、他のコンポーネントの次点者を繰り上げて合格とはできないが、4バッチの受入人数を上限として、あるバッチで次点者不在により合格者数が少なくなった場合でも、次バッチ以降において、選考を通じて優秀な候補者が十分に存在することが確認できた場合、合格者数を調整することができる。

各サブプログラム／コンポーネントでの具体的な検討状況及び結果については、次項に述べる。

4-3. サブプログラム1：市場経済化を担う制度整備・人材育成支援

4-3-1. コンポーネント1：制度整備

(①財政運営管理、②法体系整備、③企業経営／政策立案強化)

(1) 対象とすべき主な研究課題

1990年の市場経済化以降、経済改革や法律の整備が急速に進められているが、市場経済国として機能するには、依然として制度面、運用面の両面において不十分な状況である。現実的な課題としては、

- ・ 徴税制度の確立
- ・ 法・規制の整備等の行財政管理能力
- ・ 経済・社会分野の政策立案能力と専門能力

等が認識されている。

これらの課題に対して、モ国政府は、世銀、IMFの支援のもと、2003年に『経済成長支援と貧困削減戦略(EGSPRS)』を策定、開始している²⁰。EGSPRSでは5つの開発課題が策定されているが、財政運営管理については「マクロ経済の安定と公的セクターの効率化」の中で、法体系整備については「市場経済化への移行と、民間セクターを中心とする成長のための制度及び環境の構築」の中で、企業経営／政策立案強化については上記2つの開発課題の中で政策目標を掲げている。

一方、対象機関に対する調査の結果、財政運営管理は大蔵省、法体系整備は法務内務省、企業経営／政策立案強化は産業通商省を中心に、本サブプログラム／コンポーネントの対象機関である18機関から、共通の課題として一般的な人材の質・量の不足が挙げられており、特に人材の質については、業務のマネジメント能力、業務に関わる専門知識・スキルの不足が課題として挙げられる。留学によって期待される研究テーマとしては、各機関の業務内容に応じた表8のようなテーマが挙げられており、各機関におけるマネジメント及び政策策定に重点があることがわかった。

表8 サブプログラム1/コンポーネント1の主要対象機関の課題

対象機関	課題	期待するテーマ
大蔵省*	<ul style="list-style-type: none"> ・ マクロ経済の安定化 ・ 財政・金融部門の強化 ・ 民営化の持続と財政経済の効率化 ・ 経済分野における人材育成(職員の修士号取得) 	経済、経営、開発経済、行政、 公共政策
法務内務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法整備、評価制度の確立 ・ 鉱工業分野及び経済分野関連法の制定 ・ 市場経済化における公正競争保護 ・ 知的財産保護 	行政能力・監視・検査・組織 力向上のための研究 他国の法律改定方法 国際法

²⁰ モ国政府は、財政・経済省(当時)が省庁横断的な委員会を編成して、世銀の支援を受けつつ、1999年に『貧困削減戦略ペーパー(PRSP)』の作成を開始したが、その策定過程で、題名が『経済成長支援と貧困削減戦略(EGSPRS)』に改められた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者保護のための保険法制定 ・ 海外在住モンゴル国民に対する人権保護 	
外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際法 ・ 国際経済関係、国際貿易 ・ 国際関係 ・ 行政マネジメント ・ IT 	法律、経済、社会保障、
産業通商省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱工業、重・軽工業分野の専門家不足 ・ 政策面でのマネジメント能力 	鉱工業、重・軽工業、政策マネジメント
食料農牧省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変化に対応しうる畜産業及び灌漑開発 ・ 食料品の安全 	農業政策、食品安全、バイオテクノロジー、生物技術、畜産業、農業、食料・農業分野のマーケティング
最高裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度の全面的改革と人権保護及び安全保障の充実 (政府行動計画に基づく) 	判決の標準化と公平な裁判等の制度整備 国際法 国内法整備
中央銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT 技術、プログラマー、外貨・為替政策関係の専門家不足 ・ IT、リスクマネジメント分野での人材育成 	銀行金融、情報通信、経済数学、リスクマネジメント、金融政策、法律、会計経理、経営、統計調査及び情報管理
金融監督庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会計事務基準への適合 ・ 金融関係機関の監督 ・ 監査基準の国際化 ・ 開発金融、マクロ金融の方向性及び競争率の向上 ・ 金融経済調査、統計作業の国際基準化 	保険分野・マイクロ金融・証券分野等のリスクマネジメント、国際会計事務基準、証券法整備

*：主管省庁

前述の課題に対しては、世銀による財政キャパシティ・ディベロップメント計画、法・司法改革プロジェクト、キャパシティービルディング技術支援、米国国際開発庁（USAID）による法制度改革プロジェクト、ドイツ技術協力公社（GTZ）による法整備プロジェクト、オーストラリア政府（AusAID）による公務員限定のキャパシティービルディングを目的とした留学支援等、各ドナーからも多岐にわたる支援が行われている一方、日本からは、財政運営管理に対する支援として、税務行政強化（技術協力プロジェクト）、税務教育システム構築調査（開発調査）、法体系整備に対する支援としてアドバイザー型長期専門家の派遣、弁護士会強化計画プロジェクト等、企業経営／政策立案強化に対する支援として、日本・モンゴル人材開発センタープロジェクト（技術協力プロジェクト）を実施する等、行政能力向上支援、政策立案支援、制度整備支援等が行われている。

対象機関の組織力強化のために各種プログラム・プロジェクトが実施される中、現在、市場経

済化は移行期から安定期に入ってきたものの、依然として多種多様な課題に対応できる人材育成が不可欠となっており、JDS 事業を通じた公的セクターの人材育成が期待されている

(2) 対象機関のニーズ

省庁の規模は小さいながらも、ほとんどの対象機関で職員の学士保有率は 100%であり、対象機関には推薦できる人材が多く存在している。また、各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、高い効果が期待される人材を応募させたい旨の発言があり、JDS 事業に対する高い期待が認められると同時に、各機関とも応募のためには許可が必要であり、組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後に一定期間以上（5 年間とする省庁が多数）の就業が義務付けられていることから、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

(3) JDS 事業に対する留学ニーズ・4 年間の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の総職員数は地方の職員も含めて 18 機関で約 2,200 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 1,100 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関より S/L、L/L の回収を行った。第 1 バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 200 名（大蔵省 9 名、法務内務省 52 名、建設都市計画省 23 名、産業通商省 34 名、金融監督庁 18 名、モンゴル銀行 4 名、その他 60 名）、L/L にて挙げられた応募候補者数は 452 名（大蔵省 5 名、法務内務省 156 名、産業通商省 43 名、道路運輸観光省 17 名、金融監督庁 31 名、モンゴル銀行 16 名、その他 184 名）であり、4 年間にわたる応募候補者数は合計 652 名となり、各対象機関における JDS 事業に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4 年間にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

(4) 面接を通じた第 1 バッチの留学候補者

第 1 バッチ S/L には 200 名がリストアップされたが、実際の応募者は 65 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 13 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、9 名が留学候補者として選考された。

(5) 第 2 バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第 2 バッチ S/L のうち応募候補者 16 名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約 2 年あることも加味しつつ、第 2 バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャンパシティも鑑みつつ、9 名程度は 2 年後には大学院で受入可能なレベルに達するであろうと評価された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該コンポーネントにおいては、第 1 バッチのみならず第 2 バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが確認

でき、今後4ヵ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4ヵ年の応募候補者の規模、第1バッチの選考結果、第2バッチの応募候補者の面談結果等から、1バッチあたり9名、4バッチ合計で36名が、当該コンポーネントにおける適切な受入人数の規模と判断される。

当初、企業経営/政策立案（国際大学）の受入人数は、日本政府が決定した4ヵ年の受入人数の上限のもと、第1バッチの応募・選考結果、モ国におけるニーズ、そして他のサブプログラム等との人数のバランスを鑑みた結果、第1バッチで4名、第2バッチ以降は3名ずつ計13名となる見込であったが、受入人数増に伴い実施された運営委員会でも重要性が認識されたため、1バッチ目は選考結果に基づき6名、2バッチ目以降は1バッチあたり4名となり、4バッチ合計で18名が、当該サブコンポーネントにおける妥当な受入人数の規模と判断された。

他方、第1バッチの財政運営管理（一橋大学）の最終留学候補者は1名であったが、第2バッチの応募候補者との面談の結果、有望な候補者が2名程度確認されたため、次年度以降は毎年2名ずつ計7名が妥当な受入規模と判断される。なお、法体系整備（九州大学）については、第1バッチの選考及び第2バッチの応募候補者との面談の結果、毎年2名ずつ計8名が妥当な受入規模と判断される。

以上の結果から、4バッチ合計で33名が、当該コンポーネントにおける妥当な受入人数の規模と判断された。

（6） 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

当該分野におけるサブプログラム基本計画（第一次案）について協議が行われ、主管省庁等からはコンポーネントにおける現状及び課題が述べられ、そのための人材育成について具体的なニーズが説明された。法体系整備では、急激に変化する社会情勢、ビジネス環境に対応する法整備、評価制度の確立等、財務運営管理では、マクロ経済の安定化、財政・金融部門の強化、計画策定能力の向上等、企業経営/政策立案の分野では、行政全体のマネジメント能力、民間部門強化のための政策策定、プロジェクト形成・政策立案能力の向上の重要性が述べられた。大学側からは、提供できる指導プログラムの説明とともに、それぞれの重点課題に対し各大学で指導できる旨が伝えられた。主管省庁等からは、語学能力の向上にかかる協力が要請され、オーストラリア政府奨学金プログラムと同等の事前語学研修が求められる発言がなされた。大学側からは、英語能力の向上は本プログラムを効果的に遂行するために最低限必要な条件であることを伝えるとともに、留学までの期間、対象機関及び本人の自助努力によるレベルアップが必要であることを説明した。また、中にはアカデミック・イングリッシュの特別講義や英語集中講座がある大学もあり、今後とも拡充していくとの方針が示された。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、市場経済を担う制度整備に関連する政策立案等が可能な行政官の育成が重要である旨の意見が提出された。なお、財政運営管理分野における対象機関について、大学からは課題との合致度に鑑み、大蔵省、モンゴル銀行、金融監督庁に限定する旨提案がなされた。

（7） 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学

より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

(留学前) 対象機関のニーズと大学の指導プログラムをより良く適合させるため、次年度候補者との意見交換会実施や現地におけるセミナー開催等。来日後の学業及び留学生生活の円滑な滑り出しを目的として、統計学、ミクロ及びマクロ経済学、コンピューター操作等の復習と習熟のための指導等。

(留学中) 留学中の円滑な研究実施に資する事前導入研修の実施。学外講師の招聘や追加的プログラムとしてのフィールドトリップの実施及び国際セミナーの開催等。

(留学後) 留学前の支援と合わせた現地での講演会やセミナーの開催、Web 等を利用したネットワーキングの強化等。

以上のような結果を踏まえてサブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

(8) 当該コンポーネントにおける次バッチ以降の課題

(5) の通り、当該コンポーネントにおいて、一橋大学から財政運営管理分野の対象機関について、大蔵省、モンゴル銀行、金融監督庁に限定する旨提案がなされた。本分野については、他機関も高い関心を示しているため、本提案受入の可否について検討する必要がある。

4-3-2. コンポーネント 2：基礎教育及び職業訓練

(1) 対象とすべき主な研究課題

市場経済化への移行に伴い、1990 年代の経済状況の悪化、政府財政の悪化により、教育セクターでは様々な課題に直面した。現実的な課題としては、

- ・ 教育行政能力の低下
- ・ 教育インフラの未整備
- ・ 高等・専門教育の未発達
- ・ 教員の質の低下
- ・ 市場のニーズにあった職業教育の実施

等が認識されている。

これらの課題に対して、モ国政府は、2006 年に日本等の援助国の支援を受けて『教育マスタープラン 2006-2015』を策定し、教育を国家開発の基盤として重視する姿勢を示している。

一方、対象機関に対する調査の結果、教育文化科学省を中心として、本サブプログラム／コンポーネントの対象機関である 7 機関から、各機関に共通の課題として全般的な人材の質・量の不足が挙げられており、特に人材の質については、業務（大学においては教育）に関わる専門知識・スキルの不足が課題と考えられる。留学によって期待される研究テーマとしては、各機関の業務内容に応じた表 9 のようなテーマが挙げられており、政府機関においては各機関におけるマネジメント及び政策策定、大学においては専門知識の修得に重点があることがわかった。

表 9 サブプログラム 1/コンポーネント 2 の主要対象機関の課題

対象機関	課題	期待する研究テーマ
教育文化科学省*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育の質的向上 ・ 図書館、博物館等の文化施設のマネジメント 	高等教育、公共施設のマネジメント
モンゴル国立大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家不足（教育学、IT、情報通信、経済モデル学、計量経済学、国際法、生物工学、ナノテクノロジー） 	教育学、IT、情報通信、経済モデル学、計量経済学、国際法、生物工学、ナノテクノロジー
モンゴル国立教育大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家不足（教育学、環境） 	教育学、環境

*：主管省庁

前述の課題に対しては、アジア開発銀行（ADB）による幼稚園、初中等教育へのアクセス・質・持続性の向上を目指した学校の改修・新設プロジェクト、オーストラリア政府（AusAID）による公務員限定のキャパシティービルディングを目的とした留学支援、各ドナーからも支援が行われている一方、日本からは、基礎教育に対する支援として、第二、第三次初等教育施設整備計画（無償資金協力）、教員再訓練計画（技術協力プロジェクト）、教育行政アドバイザーとしての専門家の派遣、職業訓練に対する支援として、日本・モンゴル人材開発センタープロジェクト（技術協力プロジェクト）を実施する等、教育セクターにおける行政能力向上、政策立案支援、実践的職業訓練支援等が行われている。

対象機関の組織力強化、専門的技術・知識の向上のために各種プログラム・プロジェクトが実施される中、JDS 事業では留学を通じた対象機関の職員のマネジメント能力の向上、教育行政に関わる人材の育成方法の開発、各対象機関の役割または教育に係る専門知識・スキルの獲得等による教育行政を担う対象機関の能力向上と、将来モ国を担う人材育成に携わる教育機関の専門知識の向上が期待される。

（2） 対象機関のニーズ

省庁の規模は小さいながらも、ほとんどの対象機関で職員の学士保有率は 100%であり、対象機関には推薦できる人材が多く存在している。また、各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、高い効果が期待される人材を応募させたい旨の発言があり、JDS 事業に対する高い期待が認められると同時に、各機関とも応募のためには許可が必要であり、組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後に一定期間以上（5 年間とする省庁が多数）の就業が義務付けられていることから、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

（3） JDS 事業に対する留学ニーズ・4 ヶ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の総職員数は地方の職員も含めて 7 機関で約 1,300 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 700 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行

った。第1バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は53名（教育文化科学省7名、労働社会福祉省1名、国立大学等からの応募45名）、L/L にて挙げられた応募候補者数は96名（教育文化科学省9名、国立大学等61名、その他26名）であり、4カ年にわたる応募候補者数は合計149名となり、各対象機関におけるJDSに対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4カ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

（4） 面接を通じた第1バッチの留学候補者

第1バッチ S/L には53名がリストアップされたが、実際に応募者は28名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より4名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、3名が留学候補者として選考された。

（5） 第2バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第2バッチ S/L のうち応募候補者4名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約2年あることも加味しつつ、第2バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑み、3名程度は2年後には大学院で受入可能なレベルに達するであろうと評価された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該コンポーネントにおいては、第1バッチのみならず第2バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが確認され、今後4カ年に亘り毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4カ年の応募候補者の規模、第1バッチの選考結果、第2バッチの応募候補者の面談結果等から、1バッチあたり3名、4バッチ合計で12名が、当該コンポーネントにおける適切な受入人数と考えられる。当初、第1バッチの応募・選考結果、モ国におけるニーズ、そして他のサブプログラム等との人数のバランスに鑑みた結果、1バッチあたり2名、4バッチ合計で8名となる見込みであったが、受入人数増に伴い実施された運営委員会でも当該コンポーネントの重要性が認識されたため、調査結果の通り、1バッチあたり3名、4バッチ合計で12名が、当該コンポーネントにおける妥当な受入人数の規模と判断された。

（6） 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁）との協議

当該分野におけるサブプログラム基本計画（案）について協議が行われ、主管省庁からは人材育成計画及び重点課題①教育行政に関する予算・資金調達等経済的マネジメント能力向上、②評価システム、教育基準などの評価基準の充実、③遠隔教育、通信教育など最新技術を活用した効率的な教育方法の確立と実施能力向上について説明があり、大学側からは指導方針や提供可能なプログラムについて説明がなされるとともに、主管省庁から挙げられた課題が大学で指導できる旨伝えられた。主管省庁からは、大学の指導プログラムは重点課題に合致しているため、来年度以降の推薦者に対して重点課題の認識と研究の奨励を行うことで、省が取り組む課題の解決に適した人材育成が期待できるとの発言がなされた。なお、対象機関からは事前語学研修の継続が求

められたが、新方式導入に伴い同プログラムによる語学研修は廃止となったことを説明し、留学までの期間に対象機関及び本人の自助努力によるレベルアップを要請した。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、モ国の基礎教育及び職業訓練分野における課題解決につながる政策立案ができる行政官等の育成が重要である旨の意見が提出された。

(7) 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

(留学前) 予定される研究テーマに応じた参考文献や論文等の提供等。

(留学中) 留学中の円滑な研究実施に資する日本における外部講師の招聘による特別講義やワークショップの開催、また国内教育行政機関でのフィールドワークの実施等。

(留学後) 習得した知識の定着に資する帰国生との共同セミナーの開催等。

以上のような結果を踏まえてサブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

4-4. サブプログラム2：環境保全

(1) 対象とすべき主な研究課題

モ国は、多様な生態系と国際的にも稀少な野生生物を含む生物多様性を有しており、遊牧生活に代表される資源利用と環境保全が両立される伝統があった。しかし、1990年代以降は、無秩序な開発の結果、野生動植物や草地、森林等の資源に対して利用圧が高まる傾向にある。こういった現状の下、生物多様性条約(1992年)、砂漠化対処条約(1994年)等、国際的な自然環境保全の枠組みに積極的に参加しているものの、モ国内での履行体制の整備は遅れている。その原因は、

- ・ 環境保全法制の不備
- ・ 管理実施体制のせい弱性
- ・ 自然資源の適正な利用技術の不足
- ・ 希少な野生動植物の保全技術の不足
- ・ 棲息個体数等の科学的データの不足

等と認識されており、これらの改善につながる支援が有効であると考えられている。

環境保全に関する主要な対象機関からは、表10のような課題が挙げられている。共通の課題としては、各省庁とも小規模なため、個別職員の能力向上への意欲は高いものの、予算・人員不足のため、現実的には能力向上には至っていないことが明らかとなった。各省庁の課題としては、自然科学系の視点からの具体的な課題認識、研究テーマが多い一方、組織運営・マネジメントに関する能力向上、環境保全全般に対する政策立案・実施に対する能力向上が課題とされている。

表 10 サブプログラム 2 の主要対象機関の課題

対象機関	課題	期待する研究テーマ
自然環境省*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国境・地方行政機関職員の環境生態に関する知識向上 ・ 環境に基づいた社会・経済政策策定 ・ 工学及び経済知識を有する環境分野の専門家の育成 ・ 天然資源の適正利用 ・ 水資源全般の問題対応 ・ 旱魃対策 ・ 温暖化対策 	天然資源の適正利用及び環境修復政策の改善、水源保全・利用法そのた技術導入、気象観測、情報、水質・大気汚染計測、環境問題対策
食糧・農牧業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変化に対応しうる畜産業、灌漑開発 ・ 食の安全 	畜産業における生物技術、農牧業分野のマーケティング、
モンゴル国立農業大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改革 ・ 獣医学 ・ バイオテクノロジー ・ 教育行政 	生物工学、ナノテクノロジー

*：主管省庁

環境保全に関する課題に対しては、ドイツの GTZ がモ国全土に点在する特別自然保護区の保護を目的としたプロジェクトを展開している他、世銀・USAID が NGO への資金提供を通じた支援を行っている。日本からは、自然環境保全の側面も持つウランバル市に対する廃棄物処理関連のプロジェクトの実施、気象予測及びデータ解析に関するプロジェクト、湿原生態系保全と持続的利用のための集水域管理モデルの構築等の支援を行ってきた。今後は、自然環境管理体制の強化、天然資源の適正利用技術や稀少野生動植物の保全技術に関する支援、気象・環境モニタリングや自然環境情報整備による実態把握や防止対策へのフィードバックへの支援が検討されている。

JDS 事業においては、課題に関連の深い省庁及びその傘下組織の人材に対して環境保全に関する基礎的な知識を習得させ、環境問題に対する課題認識を深めると同時に、環境政策・環境教育等の計画立案・実施、環境関連のプロジェクト実施・マネジメント能力の向上が重要と考えられる。

(2) 対象機関のニーズ

省庁の規模は小さいながらも、ほとんどの対象機関で職員の学士保有率は 100%であり、対象機関には推薦できる人材が多く存在している。しかし、前述の通り、職員の能力向上への意欲は高いものの、予算不足、職員数不足等が原因で現実的には研修等が受けられる職員はごく限られている状況にある。

主管省庁である自然環境省には、水資源庁、気象水文環境庁等、実施機関としての複数の下部組織があり、いずれの傘下機関においても JDS 事業について高い関心が示された。また、国立農

業大学では、2004年に既存のJSD事業で「環境政策分野」にて留学し、07年より復職した職員が活躍しており、JSD事業に対する高い評価が得られており、積極的な応募をおこなっていききたいとの回答を得ている。

(3) JSD事業に対する留学ニーズ・4カ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の総職員数は14対象機関に約1,700名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約850名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト(S/L)、ロングリスト(L/L)の回収を行った。第1バッチS/Lにて各対象機関から挙げられた応募候補者数は62名(自然環境省28名、産業通商省3名、食糧農牧省5名、国立大学等からの応募23名、その他3名)、L/Lにて挙げられた応募候補者数は197名(自然環境省75名、産業通商省16名、食糧農牧省16名、科学アカデミー14名、国立大学等65名、その他11名)であり、4カ年にわたる応募候補者数は合計259名となり、各対象機関におけるJSD事業に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4カ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

(4) 面接を通じた第1バッチの留学候補者

第1バッチS/Lには62名がリストアップされたが、実際に応募者は21名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より5名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、5名が留学候補者として選考された。

(5) 第2バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第2バッチS/Lのうち主管省庁である自然環境省からの応募候補者2名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約2年あることも加味しつつ、第2バッチの選考時には大学で受入可能なレベルに達する可能性があるとして評価された。加えて、第1バッチの面接結果やその他の対象機関からの応募候補者も同等のレベルであることを勘案すると年間で3~5名は大学が求めるレベルに達するであろうと評価された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいては、第1バッチのみならず第2バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが確認でき、今後4カ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4カ年の応募候補者の規模、第1バッチの選考結果、第2バッチの応募候補者の面談結果等から、1バッチあたり5名、4バッチ合計で20名が、当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。当初、第1バッチの応募・選考結果、モ国におけるニーズ、そして他のサブプログラム等との人数のバランスに鑑みた結果、1バッチあたり2名、4バッチ合計で8名となる見込みであったが、受入人数増に伴い実施された運営委員会でも当該コンポーネントの重要性が認識されたため、1バッチ目は選考結果に基づき2名となるものの、2バッチ目以降は1

バッチあたり 3 名となり、4 バッチ合計で 11 名が、当該コンポーネントにおける妥当な受入人数の規模と判断された。

(6) 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁）との協議

当該分野におけるサブプログラム基本計画（案）について協議が行われ、主管省庁からは、モ国が直面している環境問題、①温暖化による砂漠化、②鉱山開発・伐採等の人的環境破壊、③大気汚染・水質汚染等の重要課題について説明があり、大学側からは、指導方針や提供できるカリキュラムについて説明がなされるとともに、モ国の環境問題には総合的な対策の必要性があるとの視点から、具体的な環境対策の他、法律面も含めた政策と国民への環境教育の重要性について提案がなされた。主管省庁からは、筑波大学の研究実績、他研究機関や民間との協力研究の可能性を高く評価し、大学との協力関係強化と人材育成への期待が述べられた。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、環境保全分野における多岐にわたる課題の解決につながる法律の起草・政策の立案等ができる行政官の育成が重要である旨の意見が提出された。

(7) 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

（留学前） 予定される研究テーマに応じた参考文献や論文等の情報提供及び電子メール等による指導教員からの指導等。

（留学中） 実践的スキルと知識を身につけるための国内現地実習プログラムの実施等。

（留学後） 環境政策立案・実行のための助言及び国際共同研究の立ち上げ等。習得した知識の定着に資する帰国生との共同セミナーの開催等。

以上のような結果を踏まえてサブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

4-5. サブプログラム 3：経済活動促進のためのインフラ整備

（①開発工学、②都市環境改善、③ICT）

(1) 対象とすべき主な研究課題

インフラ部門は、経済発展の基礎となるものであるが、既存の設備は旧ソ連時代の支援によるものが多く、大半が老朽化しており、その整備が喫緊の課題である。一方、内陸国であり、広大な国土と過小人口の希薄な分布という特殊性に加えて、人口の相当部分が定住ではなく遊牧に従事していることが、モ国のインフラ整備の大きな制約条件となっている。近年、日本を始めとするドナーの支援により、道路・鉄道・通信網等、社会生活基盤の整備がなされ、インフラ整備については一定の進展は見られているが、今後は整備された設備に関する維持管理・整備の充実を実施するための制度や組織の整備、インフラの経済効率の向上が課題となっている。単にハード面での整備のみならず、市場経済化の促進、投資環境の整備やインフラ改善等による雇用創出により過剰労働力を抱えた牧畜業からの雇用転換や北東アジア市場とのリンクが可能になることで

の経済活動の促進が実現できるかが課題となっている。

また、近年の牧畜業の衰退による牧民の都市周縁部への流入や首都ウランバートル市への急激な人口集中に伴い、廃棄物処理、下水道、土地私有に関わる紛争、ゲル地区の拡大、大気・土壌汚染等、各種の都市問題が深刻化しており、都市問題解決のためのインフラ整備・適切な管理運営、都市開発行政の推進も求められている。

さらに世界的な情報技術の発展に伴い、モ国においても情報技術の初等カリキュラムへの導入等、政策的な対応が取られている。広大な国土ゆえに情報技術を活用した行政サービスの効率化やコスト削減が期待できるが、一方で地方に分散した村落地域においては、コンピューターの導入、インターネットへのアクセス手段の整備の遅れ等、地域間格差としてのデジタルデバイドが潜在的な課題となっている。

本サブプログラムについては、全般的には、道路・鉄道等の従来型のインフラから光ケーブル等の情報技術のためのインフラも含め、経済促進につながるインフラ整備の政策策定、維持管理運営の能力向上、インフラ整備を含めた都市開発政策の策定・実施能力の向上が課題と考えられる。

主要対象機関からは、共通的な課題として、技術的な課題も多いものの、行政的な面からのマネジメント能力・実施能力の向上が認識される一方、専門能力のある人材はいるものの、予算不足により積極的な人材育成は実施できていないことが挙げられた。個別の専門領域に関する研究テーマについては、各対象機関の業務に関連するテーマが幅広く挙げられている。

表 11 サブプログラム 3 の主要対象機関の課題

対象機関	課題	期待する研究テーマ
建設都市計画省*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画、都市建設分野の専門家育成 ・ 水道管濾過システム整備による安全な飲料水供給 ・ 抵当証券市場の法整備による国民の不動産担保ローンシステムの充実化、不動産販売に係る法整備 ・ 情報通信網利用により土地情報基金を設立し、地域活性化、都市建設、土地調整業務を連結したサービス制度を実現する ・ 「4万世帯プロジェクト」実施にかかる法律、財政、税制、ビジネス環境の整備 ・ 建設資材の質基準の設定 ・ ゲル地区の家屋化及び特定地域における下水道整備 	<p>環境政策、開発工学、市場経済状況のニーズに合致した都市発展計画、都市計画に係る法整備、土地計画方法論、土地評価・地価の改善、住宅価格高騰にかかる研究、住宅価格に影響する諸要因の研究</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信網利用による土地情報基金の設立 	
自然環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政機関職員の環境生態に関する知識向上 ・ 水質・大気汚染、温暖化対策 	環境に基づいた社会・経済政策策定、水質・大気汚染、温暖化等の環境問題対策
燃料エネルギー省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都電熱供給源構造 ・ 大気汚染 	行政部門での人材育成 電熱使用と都市計画の合致
道路運輸観光省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路建設分野における新技術導入 ・ 道路建設の検査基準改善 ・ 投資者の調査・発掘 ・ 国際金融機関との協力及び同部門の専門家の育成 ・ 国際基準の鉄道分野の発展、新技術導入、機能向上 	マネジメント能力向上、開発工学全般、マーケティングリサーチによる市場拡大、国際及び中継貨物輸送の向上
モンゴル国立科学技術大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術系教員の能力向上 	情報技術
情報通信技術（ICT）庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各世帯へのインターネットサービスの普及 ・ 国民登録情報システムの改善 ・ e-モンゴル計画 	インターネット通信速度の改善
モンゴル中央銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信 ・ 統計調査及び情報管理 	IT、リスク・マネジメント
その他省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント能力の向上（ウランバートル市） 	都市計画（ウランバートル市）

*：主管省庁

経済活動促進のためのインフラ整備の課題に対しては、社会インフラ分野に関しては、ADBが交通運輸マスタープラン策定支援を実施し、道路網整備支援は日本を中心にADB、韓国、中国等により実施されている。この他、フランスを中心に上下水道マスタープランを策定し、上水道整備については日本及び世銀、下水道整備についてはスペインが支援を行っている。また、ICTについては、モ国に対する企業進出も多い韓国が積極的に支援を行っている。これまで日本は、鉄道整備による輸送能力強化、全国を網羅する短波通信整備等の通信部門に関する支援、ウランバートル市の都市問題に対する各種プロジェクト（廃棄物管理改善計画、都営計画マスタープラン等）を実施しており、今後は緊急性を増している急激な都市化に対応するためのインフラ整備支援への短中期開発プログラムが予定されている。

本サブプログラムにおいては、専門技術に関わるセクター課題については、より課題に特化した他プロジェクトにより支援が実施されると同時に、JDS事業では、業務上関連の深い対象機関を中心に人選を行い、技術的な側面からのアプローチを行いつつも、計画・政策策定・実施及びマネジメント能力の育成が重要課題であると考えます。

(2) 対象機関のニーズ

省庁の規模は小さいながらも、ほとんどの対象機関で職員の学士保有率は 100%であり、対象機関には推薦できる人材が多数存在しており、また職員の能力向上への意欲は高いものの、予算等が障害となり実施できていない状況にある。

主管省庁である建設都市計画省では、国内で行政官としてのマネジメント研修等、職員研修に積極的に取り組んでおり、海外留学に職員を推薦できる機会を得たことについて、関係組織の職員も含めて、積極的に人選を行い活用していきたい旨の回答を得ている。この他、燃料エネルギー省では、技術系の人材育成も重要だが、経済・マネジメント等、行政部門での人材育成の必要性を感じており、過去 JICA 研修に参加した職員が効果を上げている実績からも、JDS 事業に期待しているとの回答を得ている。対象機関の多くから、海外留学に職員を推薦できる機会を得たことを歓迎し、組織内での研究ニーズや能力を調査し、候補者を選出していきたいという積極的な反応を得ている。また、モンゴル中央銀行からは、既存の JDS 事業で 5 名 (IT4 名、経済 1 名) がすでに留学・帰国済みで、帰国後は重要な立場につき活躍していることから、今後も応募者を積極的に出していきたい旨の発言があった。

職員の海外留学に対しては、休職制度を備えた機関が多く、帰国後の復職については、ほとんどの対象機関で留学前に帰国後数年間 (5 年間程度) の就業について契約を締結しており、復職の可能性は極めて高く、帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

(3) JDS 事業に対する留学ニーズ・4 年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の総職員数は 15 対象機関に約 1,700 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 900 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト (S/L)、ロングリスト (L/L) の回収を行った。第 1 バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 60 名 (建設都市計画省 7 名、道路運輸観光省 5 名、燃料エネルギー省 9 名、自然環境省 3 名、ウランバートル市役所 16 名、ICT 庁 6 名、国立大学等からの応募 10 名、その他 4 名)、L/L にて挙げられた応募候補者数は 131 名 (道路運輸観光省 20 名、燃料エネルギー省 11 名、自然環境省 13 名、ウランバートル市役所 33 名、ICT 庁 9 名、国立大学等 10 名、その他 35 名) であり、4 年にわたる応募候補者数は合計 191 名となり、各対象機関における JDS 事業に対する留学ニーズが十分に存在すること、4 年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

(4) 面接を通じた第 1 バッチの最終留学候補者

第 1 バッチ S/L には 60 名がリストアップされたが、実際の応募者は 34 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 6 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、4 名が最終留学候補者として選考された。

(5) 第 2 バッチの応募候補者との面談

主管省庁及び対象機関である建設都市計画省、道路運輸観光省、燃料エネルギー省は、総選挙

後の新内閣による省庁の統廃合が行われ、応募候補者との面談実施日時点では今後の人材育成計画の見通しが見つからないことから、第2バッチ応募候補者との面談は実施できなかった。しかし、別の時期に行われたICT分野のみ第2バッチS/Lのうち応募候補者10名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約2年あることも加味しつつ、第2バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑みつつ、1名程度は2年後には大学院で受入可能なレベルに達するであろうと評価された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、ICT分野の第2バッチにおいて1名程度の有望な応募候補者が存在することが確認できた。また、都市環境改善、開発工学分野はモ国側から最優先課題として期待が高く、対象機関から提出されたロングリストの応募候補者数等から判断すると、潜在的応募者も十分存在することから、第2バッチにおいても3名程度の有望な応募候補者が存在することが想定され、今後4カ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4カ年の応募候補者の規模、第1バッチの選考結果、第2バッチの応募候補者の面談結果等から、1バッチあたり4名、4バッチ合計で16名が、当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断された。

(6) 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

当該分野におけるサブプログラム基本計画（案）について協議が行われ、主管省庁等からは、総選挙後の組閣・省庁再編前の状況であるため、具体的な人材育成計画や政府方針は説明できないとしながらも、人材育成の現状や当該分野にかかる高等教育事情、都市環境および都市整備に関する重点課題などの説明がなされた。大学側からは、指導方針やカリキュラムが説明され、東洋大学、東京工業大学とも工学系行政官育成に力を入れており、モ国の課題に対する指導は可能である旨が伝えられた。特にICT分野については、情報技術に特化したプログラムではなく、技術者育成ではあるが特に指導者の育成というスタンスで指導することが伝えられ、主管省庁等も行政単位のネットワーク構築、情報通信のインフラ整備政策等、プロジェクト形成能力を高めるような人材育成が必要であるとの共通認識を持つことができた。

主管省庁等からは、応募にかかる年齢や職歴などの資格条件についての質問がなされたが、現行通り39歳を上限とすることとともに、東洋大学についてはマネジメント能力育成など文科系の人材でも応募が可能であることが確認された。さらに事前語学研修の必要性についても強い要望が寄せられたが、モ国政府、対象機関で語学教育に取り組むよう説明がなされた。主管省庁等は、市場経済化による急速な街の発展に公的機関の人材の能力が伴っていないことが大きな問題であるとの認識があり、大学からの説明や質疑応答を通じて、この分野における行政官の能力向上に期待できる旨の発言がなされた。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、経済活動促進のためのインフラ整備における政策立案・実施が可能な技官、行政官の育成が重要である旨の意見が提出された。なお、東京工業大学からは、課題との合致度に鑑み、開発工学分野における対象機関について、建設都市計画省、道路運輸観光省、自然環境省、燃料エネルギー省、ウランバートル市役所、モンゴル国立科学技術大学

に限定する旨提案がなされた。

(7) 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

(留学前) 予定される研究テーマに応じた参考文献や論文等の情報提供及び電子メール等による指導教員からの指導等。

(留学中) 実践的スキルと知識を身につけるための国内現地実習プログラムの実施及び国内学会発表支援等。

(留学後) 習得した知識の定着に資する帰国生との共同セミナー等の開催、共同プロジェクトの立ち上げ及び国際学会での発表支援等。

以上のような結果を踏まえてサブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

(8) 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

(5) の通り、当該サブプログラムにおいて、東京工業大学から開発工学分野の対象機関について、道路運輸建設都市計画省、自然環境・観光省、鉱物資源・エネルギー省、ウランバートル市役所、モンゴル国立科学技術大学に限定する旨提案がなされたため、本提案受入の可否について検討する必要がある。

また、第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、サブプログラム「経済活動促進のためのインフラ整備」のうち、開発工学・ICTについては、双方あわせて1バッチあたり2名の受入となること、実際の募集・選考にあたっては、開発工学を優先することについて説明し、先方の了承を得た。

5. 事業規模の積算

本計画策定調査の第二次現地調査までの結果を踏まえて策定された3サブプログラム/4コンポーネントの基本計画（第二次案）に基づき、以下の通り4ヶ年の事業費の積算を行った。

5-1. 事業の実施方法

各サブプログラム/コンポーネントに関して、それぞれの対象機関から推薦・選考された職員は、課題の解決に適した教育プログラムを提供する受入大学(7大学)にて2年間の修士課程を修め、帰国後、留学前の所属に復職し、留学にて得た能力を活かして、業務を通じて自国の発展に貢献する。

留学する職員に対しては、本人の留学効果の向上に限らず、対象機関全体のレベルアップにつながるよう各受入大学から提案のあった通常のカリキュラムに加えた特別な指導・活動等に基づき、来日前の事前指導、留学中のモ国でのフィールド調査、対象機関からの専門家の招へい等の特別活動及び帰国後のフォローを行う。

5-2. 事業費積算

前項で記載した事業の実施方法に基づき、4ヶ年の事業実施にかかる事業費の積算を行った（別冊ファイル、参照）。事業費積算にかかる前提条件は以下の通り。

（1） 留学生数

第二次現地調査の結果を踏まえ作成したサブプログラム基本計画（第二次案）にて設定した人数とする。

（2） 滞日期間（契約締結年度来日生のみ）

① 来日時期

配置予定大学の平成20年度の入学式実施日に基づき、8月上旬来日。（但し、筑波大学は8月中旬入学のため7月上旬来日、大阪大学は4月入学に向けた学内スケジュールに合わせ1月中旬来日。）

来日後から入学までの期間には、ブリーフィングオリエンテーション、外国人登録等の手続き、住宅手配、基礎的な日本語研修、入学手続き支援等を実施する。

② 帰国時期

配置予定大学の平成20年度の修了式実施日に基づき、10月帰国。（但し、筑波大学は8月帰国、大阪大学は3月帰国。）

（3） 配置大学

第1次国内解析の結果策定された大学配置案に基づく各大学・研究科。

(4) 実費部分

① 大学直接経費

(a) 契約締結年度来日生：入学金、授業料を積算。

(b) 翌年度来日生：大学入試にかかる検定料を積算。

② 研究活動促進費

1 研究科あたりの活動モデル単価に基づき積算。

具体的には、現地及び現地関係者との活動を中心とし、4 ヶ年を通じて、留学生の研究活動及び現地関係者・対象機関の能力向上に裨益することを目的として、受入大学が実施する通常のカリキュラムに加えた特別な指導・活動等に対して支出する。

③ 大学教育委託経費

契約締結年度来日生 1 人あたり、50 万円にて積算。

具体的には、留学生の国内での研究活動を支援する経費を大学に対して支出する。

(5) 役務部分

① 本邦日本語研修を概ね 20 日間実施にて積算。

② 契約締結翌年度来日生に係る募集選考経費を積算。

6. 第2バッチ以降の課題

6-1. 主管省庁の役割等

(1) 主管省庁の役割

主管省庁に対し事業趣旨及び主管省庁としての役割を説明し一定の理解は得たものの、大学との協議においては多くの場合、セクター全体の課題、対象機関共通の課題よりは自省庁の課題に言及するに留まった。原因として、主管省庁としての役割への理解が十分に浸透していないこと、省庁を超えた取り纏めは事実上難しいこと、組閣・省庁再編と現地調査の時期が重なったため十分なすり合わせがなし得なかったことが挙げられる。官ミッション期間中に再度主管省庁を訪れ、理解を促しているが、今後4年間の事業における主管省庁の役割を明確にするとともに、本来望まれるような機能を果たせるようモニタリングが必要と考える。

(2) 主管省庁からの応募・合格状況

大蔵省（法体系整備/財政運営管理）、教育文化科学省（基礎教育及び職業訓練）、建設都市計画省（都市環境改善）については、主管省庁であるにも拘わらず第1バッチの合格者が輩出されなかった。官団員より、第2バッチ以降、適切な候補者の確保に積極的に取り組んで欲しい旨依頼し、先方の了承を得ているが、引き続きJDS事業及び主管省庁としての役割等への更なる理解を促し、帰国後の自国への貢献が確実かつ優秀な応募者を推薦するよう働きかけるとともに、現地事業関係者（運営委員会等）に対しては、サブプログラムを主管する主管省庁の重要性に鑑み、同省庁からの応募者の積極的な取り組みを働きかける必要がある。

6-2. 対象機関の見直し

官団員より先方政府に対し、現状では対象機関が多岐にわたり事業効果の発現が困難となることが想定されるため、対象をサブプログラム／コンポーネントに深く関係する機関に絞込むことを提案したが、官団員協議時、モンゴル政府は省庁再編の最中にあり対象機関を検討する時期として適切でなかったため、協議の中では、対象機関の検討に向けて必要となるルール等を設定し、2009年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第1回運営委員会にて検討することで、先方の了承を得るにとどめた。なお、対象機関の検討にかかるルールとして、(1)対象機関数を削減すること、(2)省庁再編後に各政府機関内の各部署の機能・役割を確認した上で、課題の解決に貢献する機関を選定すること、(3)「大学」「研究機関」等の総称ではなく、対象機関として具体的な組織の名称を挙げること、(4)十分な応募候補者がいない、もしくは第2バッチの募集時に応募者を推薦できない機関は対象から外すこと、の4点とともに、対象機関から外す場合は明確な理由を提示することが確認され、ミニッツにもその旨記載された。事業効果の発現を枠組みから確保できるよう、対象機関の適切な絞込みを行う必要があると思料する。

6-3. 募集期間

調査スケジュールの日程により、今年度募集期間は約1ヶ月程度となったが、モ国の総選挙及び夏季長期休暇の時期と重なったため、対象機関からは推薦者の選定、周知、応募書類作成に十

分な対応ができなかったとの意見が多く寄せられた。応募勸奨については、省庁訪問とともに募集説明会も実施したが、主要省庁とその行政局だけの対応では省内及び下部組織まで周知することが困難であり、結果として事業趣旨に合致した優秀な人材の取りこぼしや一定レベルの競争率を確保するための候補者数が確保できないなどの問題が起こる可能性があった。以上のことから、次年度は推薦者の選定、応募書類作成のために必要な期間を十分考慮するだけでなく、対象機関それぞれに応募勸奨の丁寧な働きかけを行い、各省庁での事業説明会を開催するなど、対象機関・応募者への事業趣旨理解促進や大学情報説明などに適切な期間や方法が取れるよう検討する。

6-4. 入学時期

第1バッチの大阪大学合格者については、大学の事情により、他合格者と比較して出発時期が半年程度遅れることとなった。第2バッチ以降については、同大学に対して他の大学同様秋入学を求めていく旨官団員より先方政府に説明がなされ、了承を得ているが、引き続き大学に対し依頼し、出発時期を他留学生と合わせられるよう理解を求めていく必要がある。

7. その他特記事項

7-1. 調査実施時期

JDS 事業は、今年度より 4 年に一度見直しのための調査が実施されることとなったが、モ国における 4 年に一度の選挙年と重なっている。選挙年には、今年度のように、選挙の結果による運営委員会議長の交代、省庁再編による対象機関の見直し等が起こることが想定され、仮に第二フェーズが同じタイミングで実施される場合、同様の課題が残ることが想定される。調査実施時期については、より適切な調査を実施するためにも見直しが必要と思料する。

	現地調査	国内調査	受入大学
H20年3月			関心表明書の作成、提出
4月			
5月		【国内事前準備】 ・要請書の分析 ・調査方針の検討 ・インセプションレポート作成等	
6月	【第一次現地調査】 ・事業の枠組みの合意 ・対象サブプログラム、対象機関の選定 ・受入大学案の合意 ・実施体制の確認 ・サブプログラム基本計画案の予備的検討	【国内フォロー】 ・大学調査準備	
7月	【現地フォロー】 ・募集活動支援 ・ロングリスト作成支援・確認	【第一次国内解析】 ・サブプログラム基本計画（第一次案）の策定 ・受入大学との調整 ・大学配置計画案の策定 ・概算事業費の積算、選考準備等	プロポーザルの作成、提出 受入検討依頼受領
8月	【第二次現地調査】 ・サブプログラム基本計画（第一次案）の合意 ・選考方法、基準の合意 ・選考業務の実施 -英語試験の実施 -第一次審査の実施 -大学教員による専門面接の実施 -最終審査の実施 -健康診断 ・大学教員と対象機関との協議の実施	【国内フォロー】 ・受入回答受理 ・教員派遣依頼 ・書類審査依頼 ・書類審査結果受領 ・教員派遣諸手続き ・協議実施方法の説明	受入回答 教員派遣検討 書類審査実施 書類審査結果回答 教員派遣
9月			
10月		【第二次国内解析】 ・サブプログラム基本計画の策定 ・事業規模の決定 ・大学配置計画の策定 ・事業費の積算	
11月			
12月			
H21年1月	【第三次現地調査】 ・サブプログラム基本計画の合意	【第三次国内解析】 ・最終候補者の合格内諾取付 ・出願、入学に係る受入大学との各種調整、手続き ・調査最終報告書作成、提出	最終候補者受入検討、内諾
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			

人材育成支援無償事業（新方式）運営ガイドライン 和文仮訳（案）

平成19年12月
独立行政法人 国際協力機構

本運営ガイドラインは、平成20年度以降に新方式により実施される人材育成支援無償事業について適用される。

第1部 基本原則

1. 序文

本事業の目的は、我が国無償資金協力対象国（以下「被援助国」という）において、社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の21世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官、実務家、研究者等を対象とする人材育成であり、ひいては各留学生在が日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することである。

本事業を通じ受け入れられた留學生は、我が国大学での専門知識の習得、研究、人的ネットワーク構築等を行い、自らの国が直面している社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍することが期待される。

開発途上国の有する開発課題の多くは、開発途上国独自の努力のみでは解決し得ず、国際協力の枠組みの中での対応が不可欠であり、また、常に解決策を模索している開発現場と不可分のものである。このような、開発現場を含む国際協力の枠組みの中で、開発課題と取り組むことのできる人材を育成することが、本事業では期待されている。

本ガイドラインは、日本国政府が、無償資金協力（以下「贈与」という）の実施を決定するために、被援助国政府との間で締結する交換公文（以下「E/N」という）、及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）が、資金を贈与するために、被援助国政府との間で締結する贈与契約（以下「G/A」という）に基づき、本事業全般の運営に当たって従うべき一般的な指針を定めたものである。

JICAは、日本国の関係法令に従い、人材育成支援無償事業の適正な実施を目的とした必要業務を行う。

また、被援助国は、人材育成支援無償事業実施に係る役務を、契約に基づき、実施代理機関に代行させる。

2. 人材育成支援無償事業の概要

（1）基本的な考え方

ア. 我が国大学への留学を通じ、高度な専門性を身に付けることにより、将来、

被援助国において様々な開発課題の解決に取り組むことができる優秀な人材を育成することを目的とする。留学生の募集・選考及び派遣は、両国関係者の合意に基づき実施される。

- イ. 知日家・親日家を広く輩出することで、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。
- ウ. 帰国後、直ちに政府の中枢で政策立案等の実務に携わることができ得るよう、取得学位は、基本的に「修士」とし、学習言語は、開発途上国が取り組む開発課題の解決が国際協力の枠組みで取り組まれていること及び帰国後国際舞台での活躍を想定して、「英語」とする。
- エ. 事業の実施に当たっては、各国の重点分野・課題への選択と集中、二国間協力プログラムとの連携を十分に考慮する。

(2) 事前調査

- ア. 被援助国における人材育成支援無償事業の実施に先立ち、JICAはコンサルタントを雇用し事前調査を行う。事前調査は4年に1回実施し、各国の事業を、「4バッチ（4回分の受入：各年度の受入は1回）」を1単位として計画する（ただし、E/Nは年度ごとに締結する）。
- イ. 被援助国のニーズを具体的に見極め、対象分野・セクター、対象機関を絞り込み、明確な目標の設定と必要な事業規模を決定する。
- ウ. また、本事業の主旨に合致する潜在的な留学候補者数を確認した上で、第1バッチの留学候補者の選考を実施する。
- エ. 事前調査における主な調査事項は以下のとおり。なお1)～6)については運営委員会の合意が必要となる。
 - 1) 対象分野、対象組織
 - 2) 留学候補者数
 - 3) 実施体制
 - 4) 受入大学
 - 5) 第1バッチの留学候補者の選考
 - 6) 全体事業費
 - 7) 出願・入学に係る諸手続き

(3) 実施代理機関

人材育成支援無償事業を円滑に実施するために、E/N及びG/A締結後、事前調査の受託者をJICAが被援助国に対して実施代理機関として推薦する。実施代理機関は被援助国政府と実施代理業務契約を締結し、以下の業務を行う。

- ア. 留学生候補者の募集、選考手続き事務
- イ. 候補者への留学情報の提供
- ウ. 留学生の入学・来日手続き

- エ. 学費、奨学金等の一括支払い管理
- オ. 来日時・帰国時オリエンテーションの実施
- カ. 付加価値研修の実施
- キ. 留学生のモニタリング
- ク. 評価会の実施
- ケ. その他本事業を実施するために必要な業務

(3) 運営委員会

運営委員会は、被援助国政府関係者（外交当局、経済協力受入当局、文部当局等）及び日本側関係者（在外公館、JICA在外事務所等）で構成する。原則として、議長は、被援助国政府代表が務め、副議長は日本政府代表が務める。また、両国政府の合意に基づいて、双方の代表を共同議長とすることも可能とする。議長（被援助国政府代表）は、運営委員会の会議を主宰し、議事を整理する。JICA代表は事務局長を努め、委員会の招集、議事録作成等運営委員会の事務全体を司る。

(4) 派遣人数

事前調査を通じて第1バッチの派遣人数を決定し、また4ヵ年を通じた派遣予定人数を設定する。第2バッチ以降の派遣人数については、前年度の実施代理機関業務の中で選考を行い、決定する。

(5) 対象分野

本事業の留学生受入分野については、学位取得に日本の比較優位がある分野であり、事前調査を通じて、被援助国の経済・社会開発に必要不可欠であることが確認できた分野とする。対象分野数は多くとも4～5分野とする。

なお、市場経済化の促進やガバナンス強化等に資する社会科学系の分野を重視する。

(6) 受入大学の決定

JICAは事前調査を通じて、本事業の趣旨に賛同し、かつ被援助国のニーズに対応する教育プログラムを有する本邦大学を特定し、各分野における留学生の受入候補大学を決定する。結果については事前調査中に被援助国政府に対して通知する。

同一分野の留学生については、可能な限り同一大学（研究科）に入学させることとする。

(7) 贈与の対象とする経費の範囲

贈与の対象とする経費は、以下の2つに大別される。

- ア. 被援助国の留学生に日本国内の大学において学術的な機会を与えるために必要となる役務の購入のための経費：
 - 1) 2バッチ以降の募集選考に係る経費、2) オリエンテーション経費

3) 付加価値研修実施経費、4) モニタリング経費等

イ. 当該学生の日本での勉学に必要な経費：

- 1) 奨学金、2) 渡日旅費、3) 帰国旅費、4) 支度料、5) 宿舍関連手当、
- 6) 書籍購入補助費、7) 資料送付料、8) 研究旅行手当、9) 学費、
- 10) 大学教育委託経費等

3. 留学生の応募資格及び選考

(1) 応募資格及び要件

- ア. 国籍：被援助国の国籍を有する者。
- イ. 年齢：原則22歳以上35歳未満の者。（来日年度の4月1日現在）
- ウ. 軍籍者の排除：軍に奉職している者であってはならない。
- エ. 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献しようとする明確な意思を有する者。
- オ. 既に他の海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、他の奨学金を受給していない者。
- カ. 心身ともに健康である者。
- キ. 日本に留学する上で、十分な英語力を有する者。

(2) 留学生の募集・選考

ア. 募集・選考方針

- 1) 事前調査を通じて決定された対象分野（セクター）を主管する中央及び地方の省庁、及びその関連機関から推薦された行政官を選考対象とする。但し、民間を含めて広く募集することが妥当である分野については、公募による募集も排除しない。
- 2) 候補者の推薦については、運営委員会の指示、責任のもとに対象機関が実施し、選考に足る資質、人数の候補者を確保するものとする。
- 3) 留学生の選考は一義的に本人の学力に基づくものとし、書類審査、面接試験等を経て留学候補者を決定する。

イ. 選考体制

- 1) 選考体制および候補者の決定までの選考手続き全般は、運営委員会が司る。
- 2) 運営委員会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - 選考基準、選考方法の決定
 - 選考スケジュールの確認
 - 選考試験の実施管理
 - 最終候補者の決定
 - その他、E/N内容に係る討議や本事業実施上の問題点の解決等
- 3) 運営委員会の承認をもって本事業の最終留学候補者を決定し、受入大学による選考を経た上で最終的に留学生が決定される。

4. 留学条件

(1) 留学生の待遇

ア. 奨学金等

奨学金や学費等の支払いについては、被援助国政府との契約に基づき、実施代理機関が代行し、留学生や受入大学等に直接支払うものとする。なお、各々の支給額については、別途定めることとする。

イ. 奨学金支給期間等

原則として、来日後、当初受入予定期間内での予定学位取得後の帰国日まで奨学金を支給する。原則として、この支給期間は延長されない。次の場合は、被援助国は奨学金の支給を取りやめ、早期に留学生を帰国させることとする。

- 1) 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- 2) 被援助国政府への誓約事項に違反したとき。
- 3) 大学において懲戒処分を受け、もしくは当初受入予定期間内での成業の見込みがないと判断されたとき。（専門の学業成績不良の場合も含む）

(2) 報告義務

留学期間中、被援助国は実施代理機関を通し、留学生に対し、定期的にモニタリングを実施し、JICAに報告しなければならない。

(3) 付加価値研修

留学生に対し、被援助国は実施代理機関を通し、付加価値研修を実施することができる。付加価値研修は、自国の開発に資する実践的な知識、技術の習得や人的ネットワークの構築等を目的とする。

- ア. 導入研修：日本の開発経験を理解するための視点を提供し、日本の経済社会を理解する思考の枠組みを修得することを目的とする。その他、ODA理解や人的ネットワークの構築の促進を図る。
- イ. 分野別研修：日本の地域開発の経験から、被援助国政府において強化が必要な、政府と地域住民をつなぐ地方自治体機能の役割や地域が開発を主体的に担う事例を学ぶための研修を実施する。

(4) フォローアップ

本事業は、帰国留学生が母国の経済・社会開発の課題解決に貢献すること、また、人的ネットワーク構築が事業の要諦であることから、被援助国は、留学生の帰国後の動向調査や我が国との学術、文化交流の促進等について、必要な対応を行うこととする。

また、被援助国は、留学生が帰国後、行政府等の中枢で活躍できるような職務を与えることを検討する。

第2部 実施代理機関との契約及び認証

1. 総論

非援助国政府はE/N、及びG/Aに則り、上記2. (3)の内容に関し実施代理機関と実施代理業務契約を結ぶ。このようにして交わされた契約は、贈与に適格となるためにはJICAにより認証されねばならない。2通の同一内容文書で作成された契約書は、被援助国政府により、契約業者を通じてJICAに提出される。

2. 実施代理機関の推薦

JICAは、人材育成支援無償事業を円滑に実施するために、G/A締結後、事前調査を受注したコンサルタントを、被援助国に対して実施代理機関として推薦する。

3. E/N、G/Aへの言及

実施代理業務契約には、E/N及びG/Aについて次のように言及することとする。

【案】「JICAは（プロジェクト名）に関し、日本国政府及び被援助国政府間で（日、月、年）に署名されたE/N、及びJICA及び被援助国実施機関間で（日、月、年）に署名されたG/Aに則り（被援助国名）政府に贈与を実施する。」

4. 派遣人数への言及

実施代理業務契約は、各年度の派遣人数について言及し、当該派遣人数が上限となる。

5. 業務内容

実施代理業務契約には、贈与によって規定される留学生に係る役務が明記されねばならない。実施代理業務契約が、E/N、及びG/Aに含まれていない役務を含む場合には、かかる契約はJICAによって認証されない。

6. 履行期間

実施代理業務契約は、業務の履行期間を明確に規定していなければならない。この期間は、G/Aに規定された贈与の拠出期間を越えてはならない。

7. 契約価格

実施代理業務契約価格の総額は、E/N、及びG/Aに規定されている贈与の限度額を越えてはならない。実施代理業務契約価格は、文字及び数字を用いて日本円で正確に、かつ誤りなく表示されなければならない。文字による価格と数字のそれに差異のある場合には、文字による価格が正当とみなされる。

8. 契約の認証

実施代理業務契約には、E/N、及びG/Aの規定に則り、贈与に適格となるためにはJICAにより認証されねばならない旨明記しなければならない。

9. 支払方法

実施代理業務契約には、E/N、及びG/Aに則り、「支払いは被援助国あるいはその指定する機関によって発行された支払い授權書（A/P）を受けて、日本の銀行を通じて日本円で行われる」旨述べた条項がなければならない。支払いは、JICAの定める規準により行われる。

支払いには、日本で滞在する留学生の生活に関わる経費も対象となることから、支払いが所定の期日に行われるよう十分留意する必要がある。このため、被援助国政府は、遅滞なく銀行取極や支払い授權書の発給を実施しなければならない。

10. 被援助国の責任と義務

実施代理業務契約は、E/N、及びG/Aに則り、被援助国の責任と義務を明記していなければならない。

11. 修正

実施代理業務契約に修正が必要な場合には、認証日と認証番号により同定される、その時点で効力を持つ実施代理業務契約についての修正契約の形で行わなければならない。修正契約は次の点を明記していなければならない。

- (1) 修正される条項を除いたすべての条項は変わらないこと。
- (2) 修正契約は、贈与に適格となるためにJICAにより認証されねばならないこと。

以 上

* 当ガイドラインの適用と受取国法令と齟齬が生じる場合は、被援助国政府は JICA と協議を行う旨要請すること。

	項目	現行	変更後	備考
案件形成段階	現地調査を含む事前調査	×	○	1) 4年に一回実施（4バッチ分を一まとまりとして計画） 2) 2～3カ国を対象に実施し、4年をかけて現行国10カ国を新方式に切り替える。 3) JICAがコンサルタントを雇用して実施。
	対象分野、対象機関と、二国間協力プログラムとの連携	△	○	1) 事前調査において、二国間協力プログラムとの連携の観点から、対象分野課題、対象機関を決定。 2) 1ヶ国当たり多くとも4～5分野へ「選択と集中」。
	公募方式による応募者の募集	○	原則×	1) 募集活動は対象機関が実施し、適正応募者を確保する（現地日本側を含む運営委員会が適宜関与）。 2) 「民間セクター開発」が対象分野となる場合、例外的に公募による募集も検討。
	大学教員による留学候補者の選考（書類選考・専門面接）	○	○	1) 運営委員会の選考プロセスへの関与は基本的に現行どおり。 2) 4バッチ分の事業計画へ大学の知見を反映。
	書類選考・専門面接の時期	書類選考： 10～11月 専門面接： 12月～1月	書類選考： 8～9月 専門面接： 9月	
	受入大学（研究科）の調査、提供プログラム確認	○	○	1) 実施主体はJICA。 2) 具体的な調査、確認方法については検討中。
	戦略的な大学配置計画の策定	△	○	1) 策定者はJICA。 2) 被援助国の具体的なニーズと受入大学のプログラムとのマッチングの強化。 3) 可能限り同一国、同一分野の留学生を特定の大学（研究科）に配置。
実施段階	交換公文（E/N）締結	○	○	従来どおり毎年締結する。
	実施代理機関	○	○	事前調査の受注者をJICAが実施代理機関として途上国政府に推薦する。
	事業実施期間	明確な取決めはない	4年次（4バッチ）	1) 4バッチの受入をひとかたまりとして計画する。 2) 大学（研究科）への4バッチ分の留学生数、対象国、対象分野を確定させる。 3) 被援助国の要望があれば、4バッチ終了後に再度事前調査を実施し、前回事業の評価を行い、次回実施の適否、実施内容等を改めて検討する。
	来日前現地語学研修	○	×	来日前語学研修は廃止する。必要があれば、被援助国政府の責任において実施する。
	来日後日本語研修	○	×	1) 現行実施している2ヶ月間の集団型研修は行わない。 2) 1週間程度の日常生活上必須となる日本語研修は実施する。所属大学における日本語講座の受講等に必要な経費補助等については別途検討する。
	モニタリングミッション	○	×	新方式対象国、及び従来方式対象国ともに、モニタリングミッションは廃止する。必要があれば、被援助国の在京大使館によるモニタリングを勧奨する。
	留学生へのケア等	○	○	出願・入学・帰国諸手続き、学業進捗状況確認、健康管理・生活面の支援等は従来どおり、実施代理機関により行われる。
帰国生へのフォローアップの実施主体	途上国政府	途上国政府	1) 帰国留学生の活用については従来どおり、途上国政府の責任のもとに実施する。 2) 日本側として、ソフト型フォローアップスキームの活用や、研修員向けウェブサイトによる情報提供の可能性について検討する。	

対モンゴルの国別援助計画・JICA 事業実施計画及び JDS 事業のサブプログラム

基本方針	持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援する。			
援助目標	援助重点分野	開発課題(重点分野別援助方針)	協力プログラム	JDS サブプログラム/ コンポーネント
①マクロ経済の健全な運営のための制度整備及び人材育成を公的・民間セクターについて支援する	①市場経済化を担う制度整備・人材育成	①マクロ経済と国家財政の安定化	①マクロ経済・財政安定化支援プログラム	制度整備(財政運営管理)(SP1-①) 制度整備(企業経営/政策立案強化)(SP1-①)
		②民間セクター振興の促進	②民間セクター支援プログラム	制度整備(法体系整備)(SP1-①)
		③基礎教育の改善	③基礎教育改善支援プログラム	基礎教育及び職業訓練(SP1-②)
		④市場経済化を担う実践的人材の育成	④高等教育・職業教育支援プログラム	
		⑤市場経済化のマイナス面の現象の補完	⑤社会的弱者支援プログラム	
②地方と都市の格差是正のため地方開発を支援する	②地方開発支援	⑥地方開発拠点モデル地域開発	⑥地方拠点モデル開発プログラム ⑦基礎的社会サービス(BHN)基盤維持支援プログラム	
		⑦農牧業の振興と牧民支援	⑧牧地と農牧業の再生支援プログラム	
③環境と両立する持続的な経済成長のための環境保全を支援する	③環境保全	⑧自然環境保全・自然資源の適正利用	⑨自然環境保全・自然資源適正利用支援プログラム	環境保全(SP2)
		⑨都市環境の改善	⑩都市環境改善	経済活動促進のためのインフラ整備(都市環境改善)(SP3)
④外貨獲得産業の振興等経済活動促進に資するインフラ整備及びこれに係る政策策定等を支援する。	④経済活動促進のためのインフラ整備	⑩経済活動促進のためのインフラ整備	⑪経済インフラ整備プログラム	経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学、ICT)(SP3)

モンゴル							
	コンポーネント	大学名	教育の基本方針	受入実績(分野・人)			大学への改善申し入れ事項
				分野	'06	'07	
市場経済を担う制度整備・人材育成支援(サブプログラム1)	制度整備 (法体系整備)	九州大学 法学府(LLM Law course)	対象国として想定している国は、制定法整備が進みつつ法制度整備は、制定法が完成すれば完了するものではない。それを使いこなせる人材が育成され、その人材によって法律が利用され、自主的に改訂されるプロセスが自律的に回転して初めて開発の基礎たる法制度が確立されることになる。 加えて、グローバル化の進展により、対象国は世界経済の中に取り込まれつつあり、法整備支援も、国際経済ビジネスの観点から行われなければならない。本取り組みはそれを支援する。	-	-	-	
	制度整備 (企業経営/政策立案強化)	国際大学 国際経営学研究科	モンゴル経済は、1990年から計画経済から市場経済への移行を始めたが、移行期は終わったといわれている。しかし、工業を除き民間セクターの力は弱く、民間セクターの競争力に貢献できるような人材の育成が求められている。本学はモンゴルの民間セクターの発展に貢献できるような人材の育成を行いたい。具体的には、①経営一般の専門知識を広く持った人材、及び、②モンゴルの金融システムの確立に貢献する人材の育成を目指したい。①に関しては、ファイナンス、マネジメント、マーケティング、アカウントの授業を履修することによって可能であるとする。また、②は、本学の充実したファイナンス分野の授業を履修することによって可能であるとする。現在、モンゴルにおいては特に銀行の能力の向上が急務になっており、ファイナンス部門に精通した人材が求められている。このような授業の履修の上に、本学の売りの1つである産学協同研究の場であるプラットフォーム・プログラムへの参加によって、モンゴルの現在の状況に即した経営の課題を研究課題として深く研究することが可能である。	-	-	-	(カリキュラム・講義) ・人材開発論に関する教員の充実。 ・学生が評価した教員・講義に対するフィードバックを期待 ・教員による講義内容の均質化
	制度整備(財政運営管理)	一橋大学 国際・公共政策大学院 アジア公共政策プログラム	1990年の市場経済への移行後、一時深刻な経済危機に陥ったが、その後各国の経済協力や国際機関の指導・助言の下、大胆な自由化や構造改革を推進している。2003年には、「経済発展と貧困削減のための戦略」を策定し、その中でマクロ経済の安定と公共部門の効率化を1つの大きな柱として掲げている。こうした柱の重要性が今後一段と高まると見込まれる状況下、実施を担う公的部門の中核的な人材を育成することを基本方針とする。	-	-	-	(カリキュラム・講義) ・地方公務員を対象とした講義の充実 ・税・金融以外の分野での選択科目の充実
	基礎教育及び職業訓練	大阪大学 人間科学研究科	モンゴルにおいては1990年以降の民主化により、教育をめぐる環境は大きく変化した。社会主義時代には国によって賄われていた教育予算や教員研修等の費用が減少した。また、地方分権化が進み、多くの事項が県の教育局に移管されたが、キャパシティやリソースが不足しているために十分に機能しているとは言い難い。また、パソコンや教科書等の教育施設や教材の開発が不十分であり、基礎教育分野における教育は質的に大きな問題を抱えている。そのために、何よりも人材の育成が急務である。こうした観点から、(1)機能的な教育行政および学校マネジメント、(2)子どもの発達段階に適したカリキュラムと教科書・教材の開発、(3)適切な教員研修システムの構築等が必要とされる。こうした観点から、我が国の教育現場を踏まえて、モンゴルの基礎教育の改善に必要な人材を教育研究を通じて育成することを基本方針とする。	-	-	-	
環境保全(サブプログラム2)	筑波大学 生命環境科学研究科 環境科学専攻	急速に進展する市場経済化の中で、豊かな自然環境を保全しつつ、持続可能な経済発展を達成するために有効な環境政策の立案、実施に直接資する人材の育成を目指す。 複数指導教員体制に基づき、課題対象地域の現場(フィールド)を見据えた現実的な政策課題分析を徹底的に指導し、特別課題(修士論文に相当)を指導教員と本人との間で話し合いにより設定し、環境政策実戦に向けた研究指導を行うことによって、帰国後の職場復帰の裏づけをはかる。 他専攻開講の英語による授業の受講を積極的にすすめ、環境政策立案に必須の条件である学際的な視野を体得させるとともに、留学生間の交流を推進する。	環境 政策	1	2		

モンゴル							
	コンポーネント	大学名	教育の基本方針	受入実績(分野・人)			大学への改善申し入れ事項
経済活動促進のためのインフラ整備 (サブプログラム3)	(都市環境改善)	東洋大学 国際地域学研究科	市場経済への移行、土地の私有化とウランバートル市への人口集中は同市のゲル地区等を中心に激しい生活環境の悪化を招いている。ゲル地区の石炭暖房に伴う厳冬期の大気汚染と石炭灰等の固形廃棄物の処分問題、水供給と排水処理、トイレ等の衛生施設からのし尿処理の問題などあらゆる環境衛生上の問題と取り組まなければならない。当研究科ではウランバートル市における①廃棄物処理②上下水道施設③大気汚染④都市計画などの改善に必要な知識を提供し、将来同市の環境改善を効果的に達成できるような人材を育成できるよう配慮したい。	-	-	-	
	(開発工学・ICT)	東京工業大学 理工学研究科 国際開発工学専攻	モンゴルでは市場経済化以後、経済活動が活発となり、それに比例して首都ウランバートルでは急速な都市化およびモータリゼーションが進展している。都市内幹線道路の整備は進められているものの、交通法規が遵守されていないことから渋滞がひどく、また都市内鉄道などの公共交通も十分に整備されていない。一方、海に面していないモンゴルは港湾という物資流動の玄関口を持たないため、国内はもとより、中国およびロシアを結ぶ道路網、鉄道網の容量拡張、設備更新が経済発展に不可欠である。成長過程にあるモンゴルこそ、持続可能な経済発展を可能とするインフラ整備が実現できるとの認識の下、1)適切な都市交通計画の策定、2)インフラ整備による人流と物流の両面からの経済効果の測定、3)インフラ投資プロジェクトの適切なマネジメント、4)経済効率的かつ環境問題に配慮したインフラ管理、などについて、専門的な知識を有する人材の育成を図ることを基本方針とする。	開発工学	-	2	
			情報技術の進歩に対応し、モンゴルにおいても、情報技術の初等中等教育カリキュラムへの導入、光バックボーンネットワークの整備、e-policyの策定など様々な政策的取組が行われている。しかしながら、大面積の国土に分散した村落地域においてはコンピュータの導入やインターネットへのアクセス手段の整備が未だ大きな課題であり、地域間格差としての「デジタルデバイド」が行政サービスを始め、教育、医療、ビジネスなどの観点から潜在的な問題といえる。一方、行政サービスの効率及び質向上を目的に先進国で普及しつつある電子政府も常に成功しているとはいいがたく、インフラ整備だけでなく、サービスの質、ユーザビリティ、維持コスト、人材など様々な問題を抱えている。 本プログラムの基本方針として、モンゴルにおけるICTによる行政サービス向上に焦点を当て、1)村落地域におけるデジタルデバイドの解消、2)持続可能な電子政府の実現、の2項目を主な課題とする。個別技術の習得とケーススタディに重点を置き、専門的知識を有する人材の育成を図る。日本におけるICTを活用した行政サービスの計画、開発、実施を、行政(サービス提供者)と市民(サービス受益者)の双方の観点から調査・分析することで、持続可能な技術導入において重要となる視点・論点の整理が可能となり、行政サービスに必要とされるICT導入のあるべき姿を理解した技術者育成が可能であると考え。近年、途上国と先進国の協力により、高度な技術を現地の要望や事情に合致した適正技術の形で移転・活用することが益々期待されており、このような連携の下、技術の修得と応用の両側面に焦点を当てることは必要不可欠であると思われる。国際開発工学専攻ならではの特徴を生かし、技術と政策との両立を図ることを目指す。	開発工学	-	2	

受入大学(研究科) プロポーザル

1 指導の基本方針	調査結果(添付資料)の内容を踏まえ、関係省庁の中核的人材の政策立案・実施、事業管理等の能力を向上させる観点から、貴研究科における取り組みの基本方針について記述をお願いします。
2 プログラム内容・カリキュラム等	<p>調査結果(添付資料)の内容を踏まえ、貴研究科にてご提供いただける具体的プログラム内容・カリキュラム構成、修了のための標準的な授業履修例等について記述をお願いします(記入欄が不足する場合には別紙添付にてご対応をお願いします)。</p> <p>プログラム概要</p> <hr/> <p>カリキュラム構成</p> <hr/> <p>コース内容</p> <hr/> <p>標準的な履修例</p>
3 JDS生の研究に資する追加的な提案	上記2に加え、JDS生に対して追加的にご提供いただけるプログラムのご提案をお願いします。 (例: 社外講師を招聘して、ワークショップを開催、等)
上記提案実施に係る概算経費	(例) 講師招聘(交通費、宿泊費、謝金)、ワークショップ会場費、資料作成費、合計約100万円、等

4 想定される対象者(資格要件)	(例)財務省:公共投資計画の審査・予算化・実施管理、マクロ経済分析等での実務経験3年以上、等
5 現地での面接に際して、特に重視すべき事項	
6 来日前の入学予定者に対して提案可能な支援	(例)研究上、事前に読んでおくべき参考文献・論文等の情報提供、等
7 帰国後の留学生に対して実施可能なフォロー	(例)修了生の対象国での共同セミナーの実施、等
8 語学(日本語・英語)教育に関して可能な支援	(例)留学生を対象とした日本語講座への優先的な参加等
9 対象となる開発課題に関する指導が可能な教員	論文指導等主たる指導を行うことが可能な教員が [] 名在籍しており、そのうち [] 名が英語による指導が可能である。 教員の指導専門分野、論文・著作等、当該国に関する実績(例:JICAプロジェクト専門家等)、過去指導した留学生の論文タイトル等をご記入ください(特に指導教員となることが想定される教員の方に を記入してください)。
10 「サブプログラム基本計画」(案)に対する専門的見地からの意見	
11 当該課題に対して受入可能な人数	[] 名/年 4期分 計 [] 名
12 その他	選考・受入にあたっての留意事項等がございましたらご記入ください。

人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム基本計画(案)

サブ・プログラムの基本情報

1. 国名 : モンゴル
2. サブ・プログラム名(援助重点分野) : 市場経済を担う制度整備・人材育成
3. 運営委員会 : 教育・文化・科学省、大蔵省、対外関係省及び内閣官房
日本大使館、JICA モンゴル事務所、モンゴル・日本センター

個表 1-1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. サブ・プログラム名(援助重点分野名) : 市場経済を担う制度整備・人材育成
2. コンポーネント名(開発課題名) : 制度整備(法体系整備)
3. 主管省庁 : 大蔵省
4. 対象機関 : 法務内務省、大蔵省、対外関係省、道路運輸建設都市計画省、鉱物資源エネルギー省、教育文化科学省、社会福祉労働省、食糧農牧業軽工業省、保健省、自然環境観光省、内閣官房、最高裁判所、中央銀行、金融監督庁、行政監察庁、規格度量衡庁

(2) 背景

1990年の市場経済化以降、経済改革や法律の整備が急速に進められているが、市場経済国として機能するには、依然として制度面、運用面両面において不十分な状況であり、ルールの整備、ルールを適切に運用する組織の整備、人材の育成等が課題となっている。実効性のある法律・政策の整備、それに基づいた政府機関や司法制度の適切な運用は民間セクター活性化にとって重要な課題であり、市場経済を前提とした政府部門における人材育成・政策策定施行能力の向上が急務となっている。

以上の課題に対応する為、モンゴル政府は、同国における貧困削減戦略ペーパー(PRSP)として位置付けられている「経済成長と貧困削減(EGSPRS)」の柱の一つである市場経済を担う制度整備・人材育成の中で法改正を取り挙げるとともに、モンゴル政府の中期的な主要開発戦略である政府行動計画(2004-2008年)の基本方針の一つにも法制度の改革は取り上げられている。また対モンゴル国別援助計画においても4つの柱のうちの一つである市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援の中で法整備の促進を支援している。

日本政府としては、アドバイザー型長期専門家の派遣や弁護士会強化計画プロジェクトを実施する等、課題解決に資する取り組みを行っているが、モンゴル政府の法体系整備への積極的な取り組みを促すためにもJDS事業による本分野での人材育成は急務となっている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国援助目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援する」の下、援助重点課題として「市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援」が行われており、本コンポーネントはそのうちの一部を構成する。

これまで、法整備の関係では2004年から2006年までのアドバイザー型長期専門家のもとで、裁判の公開と、法律実務の現場における判例の活用、弁護士会組織運営能力向上、立法能力の向上など様々な分野で助言を行ってきた。また、2006年からの「弁護士会強化計画プロジェクト」では、弁護士会の組織運営の向上のための研修や、弁護士会調停センターの支援と研修を行っている。

本コンポーネントにおいては、上述の他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、モンゴルにおける市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援に資する行政官の育成、特に法体系整備に関する政策を立案できる行政官の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

①法整備、評価制度の確立、②鉱工業分野および経済分野関連法の制定、③市場経済下における公正競争保護、④知的財産保護、⑤保険契約者の保護のための保険法制定等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標

対象機関における法体系整備に携わる人材が、①法整備、評価制度の確立、②鉱工業分野および経済分野関連法の制定、③市場経済下における公正競争保護、④知的財産保護、⑤保険契約者の保護のための保険法制定等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する。	留学での勉学に必要な基本文献を提供し、本邦での研究にそなえる。
②留学中	
国際経済ビジネス法に関わるコースワークを中心とした知	自国の置かれた状況を他国と比較し、幅広い法分野を学ぶ課程と、一つのテーマを深く追求して研究する方法を組み

識を習得する。	合わせ、コースワークを中心に、論文執筆、インターンシップなどを有機的に組み合わせて知識を習得する。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する。	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
実務現場の経験を通じて、習得した知識の実践的な活用方法を知り、理解を深める。	法律事務所等におけるインターンシップの実施 企業訪問等のスタディトリップの実施
③帰国後	
対象機関との関係を強化し、組織力を向上させる。	セミナーまたは講演会を開催し、日本で習得した知識の普及を行う。（研究科教員も同行）

(4) - 1 日本側の投入

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) - 2 投入期間・人数

<p>1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名 2 年間の修士課程</p> <p>2009 年（～2011 年修了）：2 名</p> <p>2010 年（～2012 年修了）：2 名</p> <p>2011 年（～2013 年修了）：2 名</p> <p>2012 年（～2014 年修了）：2 名</p>

(5) 相手側の投入

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）</p> <p>③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 資格要件

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①職務経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機関において法体系整備に関連する業務に従事する正職員 ・法体系整備等の分野において2年以上の実務経験を有すること <p>②その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学士号を取得していること ・修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること ・モンゴル国籍を持つこと |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・ 22 歳以上 40 歳未満
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去にモンゴル政府または他国の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

(1) 留学生の受入大学

九州大学大学院 法学府

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

JICA

- ・ ASEAN 工学系高等教育ネットワーク (Seed-Net) (2003～2008 年)
- ・ 農学研究院、熱帯農学研究センターハノイ農業大学強化計画 (1998～2003 年)
- ・ 集団研修コース (歯学教育研修、地熱エネルギーと環境科学、石炭資源開発・利用コース)
- ・ 専門家の派遣 (2000 年度から毎年 10 名程度)
- ・ 上海交通大学国際産学連携 (2002 年 12 月～)
- ・ インドネシア国ガジャマダ大学産学地連携総合計画プロジェクト (2006 年～2009 年)

JBIC

- ・ 中国内陸部・人材育成事業 (2005～2006 年)
- ・ 石炭鉱業の事故低減、環境改善をテーマとした「中国内陸部・人材育成事業」特設研修コース 開発に係る提案型調査 (2005～2006 年)
- ・ マレーシア「サバ州持続的資源利用による貧困地域所得向上事業」に係る提案型調査 (2006～2007 年)

(3) プログラム概要

法制度整備は、制定法が完成すれば完了するものではない。それを使いこなせる人材が育成され、その人材によって法律が利用され、自主的に改定されるプロセスが自律的に回転して初めて開発の基礎たる法制度が確立されることになる。加えて、グローバル化の進展により、モンゴル国は世界経済の中に取り込まれつつあり、法整備支援も、国際経済ビジネスの観点から行わなければならない。本取り組みはそれを支援する。

かかる基本方針を実現するためには、自国の置かれた状況を他国と比較し、幅広い法分野を学ぶ課程と、一つのテーマを深く追求して研究する方法を組み合わせる手法が適している。かかる観点から、本校の取り組みでは、多彩なバックグラウンドをもつ他国からの学生と接触する機会をできるだけ多く確保した国際経済ビジネス法に関わるコースワークを提供する。コースワークを中心に、論文執筆、インターンシップなどを有機的に組み合わせ構成する。JDS 対象国学生に関しては、じっくり時間をかけた教育が必要であると思われる

ため、通常1年で完結するコースを、特に2年かけて修了するよう設計する。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2.（3）活動」内に記載）。

個表 1-2

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）： 市場経済を担う制度整備・人材育成
2. コンポーネント名（開発課題名）： 制度整備（企業経営／政策立案）
3. 主管省庁： 大蔵省
4. 対象機関： 法務内務省、大蔵省、対外関係省、道路運輸建設都市計画省、鉱物資源エネルギー省、教育文化科学省、社会福祉労働省、食糧農牧業軽工業省、保健省、自然環境観光省、内閣官房、最高裁判所、中央銀行、金融監督庁、行政監察庁、規格度量衡庁

(2) 背景

1990年の市場経済化以降、経済改革や法律の整備が急速に進められているが、市場経済国として機能するには、依然として制度面、運用面両面において不十分な状況であり、ルールの整備、ルールを適切に運用する組織の整備、人材の育成等が課題となっており、市場経済を前提とした政府部門における人材育成・政策策定施行能力の向上が急務となっている。

以上の課題に対応する為、モンゴル政府は、同国における貧困削減戦略ペーパー（PRSP）として位置付けられている「経済成長と貧困削減（EGSPRS）」の中で、市場経済化への移行と、民間セクターを中心とする成長のための制度及び環境の構築を柱とするとともに、対モンゴル国別援助計画においても4つの柱の一つである市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援の中で金融制度の強化と中小企業における経営能力や商取引のノウハウ等の向上といった企業育成支援制度の充実、貿易・投資環境の整備等の人材育成が急務であると述べている。

日本政府としては、貿易投資政策アドバイザーの派遣や中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業計画、日本人材育成開発センター支援等を通じ、課題解決に資する取り組みを行っているが、モンゴル政府の企業経営/政策立案への積極的な取り組みを促すためにもJDS事業による本分野での人材育成は急務となっている。

現在、市場経済化は移行期から安定期に入ってきたものの、依然として多種多様な課題に対応できる人材育成が不可欠な状況となっており、JDSを通じた政府部門の人材育成を充実し、市場経済を担う制度整備の充実が期待されている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国援助目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援する」の下、援助重点課題として「市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援」が行われており、本コンポーネントはそのうちの一部を構成する。

これまで、企業経営/政策立案の関係では、2007年11月から産業通商副大臣の政策アドバイザーとして、貿易投資関連政策立案を支援するとともに、「中小企業育成・環境保全

「ツーステップローン事業計画」により、モンゴル国内の中小企業に対して長期資金を融資するとともに、仲介金融機関や中小企業に対するキャパシティ・ビルディングを行い、民間部門育成支援等を行っている。

本コンポーネントにおいては、上述の他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、モンゴルにおける市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援に資する行政官の育成、特に企業経営/政策立案に関する政策を立案できる行政官の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

中小企業における経営能力や商取引のノウハウ等の向上、貿易・投資環境の整備等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標

対象機関における企業経営/政策立案に携わる人材が、中小企業における経営能力や商取引のノウハウ等の向上、貿易・投資環境の整備等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の学習効果を向上させる。	統計学、ミクロ経済学、マクロ経済学等および日本の文化、歴史、社会、地理、風土にかかる講義の実施。
②留学中	
導入研修実施により基礎知識を定着させる。	統計学、ミクロ経済学、マクロ経済学、コンピュータの操作の復習。日本の文化、歴史、社会、地理、風土の基礎的理解にかかる導入研修の実施
企業経営/政策立案にかかる幅広い専門知識を習得させる。	一年次に、特定の分野に偏ることなく経営管理に関わる基本知識を習得し、総合的な視野を養成し、2年次には、キャリアプランにあわせ「財務・会計」「インフォメーション・テクノロジー/オペレーションズ・マネジメント」「マーケティング」「戦略的マネジメント」「ジェネラル」の5つのエリアからひとつを選び、それに沿った専門科目を

	履修することによって、特定の分野の知識を習得する。 関連課題への理解の深化および研究効果を向上のため外部から講師を招聘し、特別講義や研究テーマのプレゼンテーション等を実施する。
論文作成を通じた課題に対する解決策の考察	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
実務現場の経験を通じて習得した知識の実践的な活用方法にかかる理解の深化	経営の現場への理解の深化を目的として、講義の一環としての工場見学などのフィールドトリップを実施する。
③帰国後	
ネットワークの活用による知識のブラッシュアップ	国際大学の同窓会メンバーとしての卒業生ネットワークの活用及び担当指導教員との定期的なコンタクトにより、課題解決に必要な知識を向上する。

(4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 6名×1カ年 + 1 バッチ 4名×3カ年 = 18名 2年間の修士課程

2009年（～2011年修了）：6名
2010年（～2012年修了）：4名
2011年（～2013年修了）：4名
2012年（～2014年修了）：4名

(5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(6) 資格要件

- ①職務経験
 - ・対象機関において企業経営/政策立案に関連する業務に従事する正職員
 - ・企業経営/政策立案等の分野において2年以上の実務経験を有すること

②その他：

- ・ 学士号を取得していること
- ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ・ モンゴル国籍を持つこと
- ・ 22 歳以上 40 歳未満
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去にモンゴル政府または他国の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

(1) 留学生の受入大学

国際大学 国際経営学研究科

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

金融市場変動、所得格差、環境問題などグローバル社会が直面する課題に対し、IMF、世銀、JICA 等の国際機関、開発援助機関と協力し、アジアや移行経済圏の人材育成を実施している。

- ・ JICA 長期研修員受入 (2000 年～) カンボジア、中国、エチオピア等対象国多数
- ・ 国際通貨基金 (IMF) 奨学金プログラム (2001 年～) インドネシア、カザフスタン、ラオス等対象国多数

(3) プログラム概要

経営一般の専門知識を広く持った人材育成を目的とし、一年次に特定の分野に偏ることなく、経営管理に関わる基本知識を習得し、総合的な視野を養成する。2 年次には、各人のキャリアプランにあわせ「財務・会計」「インフォメーション・テクノロジー/オペレーションズ・マネジメント」「マーケティング」「戦略的マネジメント」「ジェネラル」の 5 つのエリアからひとつを選び、それに沿った専門科目を履修することによって、特定の分野の知識の習得を目指したい。特にモンゴル国からの要請である、人的管理・情報技術・プロジェクト管理・証券市場・プロジェクトファイナンスの分野では、以下のような授業の履修可能である。Cross Cultural Management, Human Resource Management, International Career Development, IT Strategy & Policy Planning, Project Management, Corporate Restructuring and M&A, Debt Securities Markets, Derivatives Markets, Money and Banking in Japan, Portfolio Management, Value-based Management for Japan, Valuation of Japanese Management Style, Private Equity & Venture Capital)。また一般的に、プラットフォーム・プログラムへの参加を学生に促している。プラットフォーム・プログラムは、アカデミックなレベルだけにとどまらず修了生、支援企業、政府、NGO など、本学のステークホルダーへも広く参加を呼びかけながら問題解決への共同研究を進めるものである。上記のモンゴルの開発課題に適合していると思われるプラットフォーム・

プログラムは以下のとおりである。

- ・ New Leadership in Japan and Asia under Globalization
- ・ The innovations of ICT and their strategic use in Governance, Society, and Globalization
- ・ Performance Evaluation and Incentive System
- ・ Corporate Restructuring and Mergers and Acquisitions
- ・ Investments in Emerging Markets and Risk Management for Local Businesses

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）。

個表 1-3

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）： 市場経済を担う制度整備・人材育成
2. コンポーネント名（開発課題名）： 制度整備（財政運営管理）
3. 主管省庁： 大蔵省
4. 対象機関： 法務内務省、大蔵省、対外関係省、道路運輸建設都市計画省、鉱物資源エネルギー省、教育文化科学省、社会福祉労働省、食糧農牧業軽工業省、保健省、自然環境観光省、内閣官房、最高裁判所、中央銀行、金融監督庁、行政監察庁、規格度量衡庁

(2) 背景

1990年の市場経済化以降、経済改革や法律の整備が急速に進められているが、市場経済国として機能するには、依然として制度面、運用面両面において不十分な状況であり、ルールの整備、ルールを適切に運用する組織の整備、人材の育成等が課題となっており、市場経済を前提とした政府部門における人材育成・政策策定施行能力の向上が急務となっている。

以上の課題に対応する為、モンゴル政府は同国における貧困削減戦略ペーパー（PRSP）として位置付けられている「経済成長と貧困削減（EGSPRS）」の中で、マクロ経済の安定と公的セクターの効率化を柱とするとともに、対モンゴル国別援助計画においても4つの柱のうちの一つである市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援の中で徴税制度の確立、経済・社会分野の政策立案能力と専門能力の向上が喫緊の課題であると述べられている。

上記課題に対し、我が国では1998年より2001年にかけてモンゴルにおける市場経済化への移行を推進していくための、開発戦略、公共投資計画及び具体的な経済改革プログラムの実施計画の策定支援を行った。経済改革プログラムの中でも財政基盤の整備の観点から、モンゴル国税庁の徴税能力向上については重視してきており、組織改革や税制改正案への助言を通じ、制度・組織構築にかかる支援を実施した上で、2001年からは制度・組織の適正な運営を確保するための実施面での行政能力向上に係る支援を行っている。徴税分野以外でも必ずしも長期的な支援ではなかったものの、経済分野においては大蔵省や中央銀行等への長期専門家の派遣を通じて、政策立案、制度整備、法令の運用面での支援を実施してきた。

財政運営管理の分野では、人的管理・情報技術・プロジェクト管理・証券市場・プロジェクトファイナンス・リスク管理体制の強化など、金融システム・財政システムの整備に留まらず、幅広い分野で活躍できる人材の育成が求められている。

現在、市場経済化は移行期から安定期に入ってきたものの、依然として多種多様な課題に対応できる人材育成が不可欠な状況となっており、JDSを通じた政府部門の人材育成を充実し、市場経済を担う制度整備の充実が期待されている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国援助目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援する」の下、援助重点課題として「市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援」が行われており、本コンポーネントはそのうちの一部を構成する。

これまで、財政運営管理の関係では、2005年8月から「税務行政強化プロジェクト」にて、人材育成、徴税技術、納税者サービスの向上の3つの柱のもと、財務省及び国税局を対象機関として支援がなされている。

本コンポーネントにおいては、上述の他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、モンゴルにおける市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援に資する行政官の育成、特に財政運営管理に関する政策を立案できる行政官の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

税制や地方分権化等の財政政策、民営化や競争政策等の公共部門政策、金融政策や金融安定化政策等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標

対象機関における財政運営管理に携わる人材が、税制や地方分権化等の財政政策、民営化や競争政策等の公共部門政策、金融政策や金融安定化政策等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

- ①帰国留学生の修士号取得
- ②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の学習効果を向上させる。	数学の短期集中講座の実施。 遠隔システムを利用した教員及び入学予定者及び卒業生との意見交換の実施。 対象機関における小規模セミナーの実施。
②留学中	
財政運営管理にかかる幅広い専門知識を習得させる。	マクロ経済の安定と公共部門の効率化を達成するために、経済の基礎理論と実際の政策案件の形成・管理に必要な実

	<p>実践的な手法を体系的に習得できるように指導する。</p> <p>当面の課題に関する科目では、実際にマクロ経済の安定や公共部門の効率化に実務的に関与している、あるいは関与したことがある内外の専門家を呼び、Workshop を開催し、かれらの知識・経験を学ぶとともに討論を通じて実践的な理解を深める。</p> <p>マクロ経済政策の重要な課題に関して、内外の大学、官公庁から講師を招聘し短期の集中講座を開講する。</p>
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する。	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
両国間の協力基盤を強化するとともに、日本政府の援助政策に対する理解を深化させる。	JDS 生と日本人（学生、JICA や JBIC の若手職員、ODA 政策関係者）を集めて ODA に関するセミナーを実施する。
③帰国後	
ネットワークの活用により知識をブラッシュアップさせる。	<p>卒業生のためのウェブサイトを通じて意見交換を行い、必要に応じて助言を行う。</p> <p>教員と卒業生及び対象機関の幹部との意見交換の実施。</p> <p>遠隔システムを利用した教員及び入学予定者及び卒業生との意見交換の実施。</p>

(4) - 1 日本側の投入

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) - 2 投入期間・人数

<p>1 バッチ 1 名×1 カ年 + 1 バッチ 2 名×3 カ年 = 7 名 2 年間の修士課程</p> <p>2009 年（～2011 年修了）：1 名</p> <p>2010 年（～2012 年修了）：2 名</p> <p>2011 年（～2013 年修了）：2 名</p> <p>2012 年（～2014 年修了）：2 名</p>

(5) 相手側の投入

- | |
|-------------------------------------------|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）</p> |
|-------------------------------------------|

③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

（6）資格要件

①職務経験

- ・対象機関において財政運営管理に関連する業務に従事する正職員
- ・財政運営管理等の分野において2年以上の実務経験を有すること

②その他：

- ・学士号を取得していること
- ・修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ・モンゴル国籍を持つこと
- ・22歳以上40歳未満
- ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・過去にモンゴル政府または他国の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

（1）留学生の受入大学

一橋大学 国際・公共政策大学院アジア公共政策プログラム

（2）受入大学の国際協力事業の実績

JICA

- ・アジア公共政策に関する長期研修員受入
- ・「知識経営にかかる事例の開発」の受託研究
- ・「ベトナム国市場経済化支援開発調査」
- ・長期・短期専門家派遣

その他

- ・日本・IMF エグゼクティブ・プログラムの実施
- ・日本国外務省への協力として、国別援助計画策定改定作業委員、海外交流審議会委員、ODA 総合戦略会議委員等の協力
- ・国際的な学術研究の進展・創造に寄与することを目的とした国際共同研究センターの設立、国際的共同研究ネットワークの構築

(3) プログラム概要

マクロ経済の安定と公共部門の効率化を達成するために、経済の基礎理論と実際の政策案件の形成・管理に必要な実践的な手法を体系的に習得できるように指導する。

具体的なカリキュラムは、必須科目、選択科目、当面の課題に関する科目、修士論文の作成で構成されている。

必須科目では、マクロ経済学、ミクロ経済学、公共経済学といった経済の基礎理論と計量経済学を修得する。

選択科目では、税制や地方分権化等の財政政策、民営化や競争政策等の公共部門政策、金融政策や金融安定化政策を修得する。

当面の課題に関する科目では、実際にマクロ経済の安定や公共部門の効率化に実務的に関与している、あるいは関与したことがある内外の専門家呼び、Workshopを開催し、かれらの知識・経験を学ぶとともに討論を通じて実践的な理解を深める。また、マクロ経済政策の重要な課題に関して、内外の大学、官公庁から講師を招聘し短期の集中講座を開講する。

これらの必須科目、選択科目、当面の課題に関する科目で修得した知識を基に、各自の出身国にとって重要な政策課題について修士論文を作成する。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）。

個表 2**1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要****(1) 基本情報**

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）： 市場経済を担う制度整備・人材育成
2. コンポーネント名（開発課題名）： 基礎教育及び職業訓練等の充実を通じた人材育成
3. 主管省庁： 教育文化科学省
4. 対象機関： 教育文化科学省、社会福祉労働省、大学及び研究機関、その他政府機関

(2) 背景

1990年の市場経済化以降、経済改革や法律の整備が急速に進められているが、市場経済国として機能するには、依然として制度面、運用面両面において不十分な状況であり、ルールの整備、ルールを適切に運用する組織の整備、人材の育成等が課題となっている。また、公的セクターの強化の必要性に加え、将来モンゴル国を担う人材を育成する観点から、基礎教育及び職業教育・高等教育の充実を通じた人材育成は極めて重要なテーマであり、モンゴル政府も教育分野の建て直しを急いでいる。そのため、2006年には2015年までの中長期的戦略ペーパーとして「教育分野開発マスタープラン」を作成し、教育を国家開発の基盤として重視する姿勢を示している。

上記課題に対し、教育分野については、基礎教育を中心に校舎不足による3部制授業の問題、義務教育年数の延長（6歳入学で12年間）、教育の質の向上（内容・教員の教授法など）といった課題に、無償資金協力による初等教育施設の整備や技術協力プロジェクトによる地方教育行政官の現職教員研修策定能力支援や子ども中心の授業を進めるための教員用の指導書の開発支援といった取り組みを通じ対処している。また、近年では若年層の雇用機会拡大の観点からも市場のニーズにあった実践的な職業教育の実施が求められている。このような背景のもと、特に、教育行政に関する経済的側面からのアプローチ、教育の質などに関する評価方法、コンピュータなどの新技術を応用した教育のあり方などに関する人材の育成が急務である。

現在、市場経済化は移行期から安定期に入ってきたものの、依然として多種多様な課題に対応できる人材育成が不可欠な状況となっており、JDSを通じた政府部門の人材育成を充実し、市場経済を担う制度整備の充実が期待されている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国援助目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援する」の下、援助重点課題である「市場経済化を担う制度整備・人材育成」として支援が実施されており、本コンポーネントはそのうち、「基礎教育及び職業訓練等の充実を通じた人材育成」として構成されている。基礎教育及び職業訓練等の充実を通じた人材育成は、持続的成長に資する人材育成の観点から極めて重要な課題であり、「初等教育施設整備計画」、

「教員再訓練計画プロジェクト」、「子供の発達を支援する指導法改善プロジェクト」等により、初等・中等教育の教育施設・教材の整備、教育の質的向上のための技術協力が行われている。また、教育行政等の教育分野研修員の受入、JOCV、専門家派遣等を通じた人的支援も活発に実施されている。

本コンポーネントにおいては、上述の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、モンゴルにおける基礎教育及び職業訓練の充実に資する行政官等の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

基礎教育改善に資するための教育行政（教育方法、学校運営、教材整備、データ分析、評価等）の質的向上に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標

対象機関における基礎教育及び職業訓練等の充実に通じた人材育成に携わる人材が、基礎教育改善に資するための教育行政（教育方法、学校運営、教材整備、データ分析、評価等）の質的向上に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度整備に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の学習効果を向上させる。	研究テーマに応じた参考文献や論文を提供し、本邦での研究にそなえる。
②留学中	
モンゴルの基礎教育における課題認識を深化させるとともに、人的ネットワークを構築する。	教育行政機関、教育研究所、国際機関やドナー、国際 NGO 等から外部講師を招聘し、特別講義やワークショップを開催する。
基礎教育改善に資するための高度な専門知識の習得	教育行政、学校運営、授業運営に関する実践的な能力、教育データの取り扱いに関する分析能力の習得等、体系的に学習、習得できる指導の実施
日本の教育事情とモンゴルの教育事情を比較し知見を得る	日本国内の教育行政機関（文部科学省、地方教育委員会等）、教員養成機関（教員養成大学等）、学校現場（小学校・中学校・特別支援学校等）教育関連機関（保健機関、

	教科書会社、福祉施設)等にてフィールドワークの実施
フィールドにおける実践とアカデミックな理論を有機的に統合し、調査・分析手法を習得する。	国内外の機関(国際機関、ODA機関、大学研究機関、NGO、NPO等)と幅広い連携を保ち学術的アプローチによる教育研究を行う。 ゼミと個別指導を組み合わせた指導やフィールドワークによる調査・分析手法の指導を行う。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する。	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導を通じて、具体的な研究を進め論文を作成する。
③帰国後	
帰国生による知識の普及。	卒業生が中心となり現地セミナー等を開催する際に、指導教官が講演会を実施する等、現地における知識の普及に必要な支援を行う。

(4) - 1 日本側の投入

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費(現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等)</p> <p>②留学に係る経費(渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等)</p> <p>③留学中の支援経費(モニタリング、各種生活支援等)</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) - 2 投入期間・人数

<p>1 バッチ 3名 × 4 カ年 = 12名 2年間の修士課程</p> <p>2009年(～2011年修了) : 3名</p> <p>2010年(～2012年修了) : 3名</p> <p>2011年(～2013年修了) : 3名</p> <p>2012年(～2014年修了) : 3名</p>

(5) 相手側の投入

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事前活動(派遣前留学生の英語力強化)</p> <p>③事後活動(所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 資格要件

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①職務経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機関において基礎教育及び職業訓練等の充実を通じた人材育成に関連する業務に従事する正職員 ・基礎教育及び職業訓練等の充実を通じた人材育成等の分野において2年以上の実務経験を有すること |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

②その他：

- ・ 学士号を取得していること
- ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ・ モンゴル国籍を持つこと
- ・ 22 歳以上 40 歳未満
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去にモンゴル政府または他国の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

(1) 留学生の受入大学

大阪大学大学院 人間科学研究所

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

JICA

「モンゴル教員再訓練計画プロジェクト」 (2003～2006)

モンゴル長期研修員 (教育行政)

専門家派遣 (モンゴル教育省)

衛星回線を利用したモ日両国小学校の交流授業の実施 (2004 年 モンゴル教育省との連携)

(3) プログラム概要

基礎教育改善に資するために、①教育行政、教育方法学にかかる高度な専門知識、②教育データの取り扱いに関する分析能力、③教育行政、学校運営、授業運営に関する実践的な能力に関して体系的に学習できるように指導する。

具体的なカリキュラムとしては講義のほかに実験実習と演習を重視しており、さらにゼミ形式で研究状況を細かくチェック、指導している。特に修士論文に関する研究と論文作成を重視しており、フィールドワークを通じて、現場の具体的な問題を分析、課題解決に導く能力を身につくように指導する。

また、従来から留学生には日本の教育に関する諸問題をテーマとして、その研究から母国への教育政策へのインプリケーションを得ることを奨励し、地域の教育行政や学校現場でのフィールドワークをサポートする体制が構築されている。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている(「2. (3) 活動」内に記載)。

人材育成支援無償（JDS）事業 サブ・プログラム基本計画（案）

1. サブ・プログラムの基本情報

(1) 基本情報

1. 国名 : モンゴル
2. サブ・プログラム名（援助重点分野名） : 環境保全
3. 運営委員会 : 教育・文化・科学省、大蔵省、対外関係省及び内閣官房
日本大使館、JICA モンゴル事務所、モンゴル・日本センター
4. 主管省庁 : 自然環境観光省
5. 対象機関 : 自然環境観光省、食糧農牧業軽工業省、大蔵省、鉱物資源エネルギー省、
大学及び研究機関、その他政府機関

(2) 背景

モンゴルの自然は多様な生態系と国際的にも希少な野生動物を含む生物多様性を有しているが、1990年代以降は市場経済化の中で無秩序な開発の結果、野生動植物や草地、森林等の資源に対して利用圧力が高まる傾向にある。こうした中でモンゴル政府は生物多様性条約や砂漠化対処条約等の国際的な枠組みに積極的に参加しているものの、国内履行体制の整備は遅れている。また、近年の都市化や鉱山開発に伴う環境破壊が顕著になりつつある中で、環境関連法そのものはある程度整備がなされているが法律の執行が機能していないという運用面での脆弱性が際立っている。また、モンゴルの開発にあたっては、環境面への配慮が不可欠であり、特に、モンゴル特有の自然は、独特の文化を生み出しているという観点からも保護が重要である。加えて、自然資源は、政府が奨励する観光開発の原資としての価値もあり、また、地域住民の副収入源としての動植物・自然資源の活用が切実に期待されているという側面も無視できない。したがって、貧困緩和や地域固有の伝統文化の保護にも資する形で自然環境保全と自然資源の適正利用の促進を支援する必要がある。

以上の課題に対応する為、モンゴル政府は、同国における貧困削減戦略ペーパー（PRSP）として位置付けられている「経済成長と貧困削減（EGSPRS）」の柱の一つに均衡的で環境上持続可能な地域・地方開発の推進を挙げており、また対モンゴル国別援助計画においても環境保全のための支援を4つの柱のうちの一つとし、自然環境保全と自然資源の適正利用の促進を支援している。

日本政府としては、湿原生態系保全と持続的利用のための集水域管理モデルプロジェクトを実施する等、課題解決に資する取り組みを行っているが、モンゴル政府の自然環境への積極的な取り組み、制度の整備・運用の適切化を促すためにも JDS 事業による本分野での人材育成は急務となっている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国援助目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援する」の下、援助重点課題として「環境保全（自然環境保全と自然資源の適正利用、首都ウランバートル市の環境問題への対策）」について支援が行われており、本コンポーネントはそのうちの自然環境保全と自然資源の適正利用の一部を構成する。また、対モンゴル援助の方向性の中で、環境と両立する持続的な経済成長のため環境保全を支援すると記載されている。

これまで、「気象予測及びデータ解析のための人材育成」及び「湿原生態系保全と持続的利用のための集水域管理モデル」の下で、幅広い範囲を対象として、モンゴル政府の行政能力の向上のための技術協力プロジェクト等が行われている。

本サブ・プログラムにおいては、上述の他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、モンゴルにおける環境保全に資する行政官の育成、特に自然環境保全と自然資源の適正利用に関する政策を立案できる行政官の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

湿原、閉鎖系水域の生態系・環境保全とその有効活用のための流域管理、環境モニタリングシステムの活用、環境教育等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標

対象機関における環境保全に携わる人材が、湿原、閉鎖系水域の生態系・環境保全とその有効活用のための流域管理、環境モニタリングシステムの活用、環境教育等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する。	研究を行う上で事前に読むべき参考文献・論文等の情報提供を通じて、基礎的な知識を習得する。
②留学中	
環境保全にかかる政策論の習得及びプロジェクトの設計、実施、運営ノウハウの体得	大気、水、土壌（環境媒体）の成り立ちと相互関連、これらと生物との関わり合い（生態系）、さらに人間活動が環境媒体及び生態系に与える影響と相互作用を学際的に習得すると同時に、それらの問題解決のための開発政策及び

	援助政策について理論的かつ実践的に学ぶ。 実践的研究チームにて、各自特別課題を設定することで、専門的な知識、研究能力を向上させるとともに、環境共同プロジェクトの設計、実施、運営ノウハウを体得する。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する。	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
現場の経験を通じて、習得した知識の実践的な活用方法を知り、理解を深める。	モンゴルと環境条件が類似する地域にて現地実習、関連施設視察、専門家を招いてのワークショップ等を通じて、帰国後に役立つ実践的スキルと知識を身に付ける。
③帰国後	
知識のブラッシュアップ	研究及び政策立案・実行に関する相談に対して随時助言する。 国際共同研究の立ち上げ等により、研究活動や環境政策立案・実行等の効果的な実施のためのフォローを行う。 研究科の修了生との共同セミナーの開催を通じて、当該分野に関する最新情報を習得するとともに、知識の普及を行う。

(4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名 2 年間の修士課程
 2009 年（～2011 年修了）：2 名
 2010 年（～2012 年修了）：3 名
 2011 年（～2013 年修了）：3 名
 2012 年（～2014 年修了）：3 名

(5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(6) 資格要件

①職務経験

- ・対象機関において環境保全に関連する業務に従事する正職員
- ・環境保全等の分野において2年以上の実務経験を有すること

②その他：

- ・学士号を取得していること
- ・修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ・モンゴル国籍を持つこと
- ・22歳以上40歳未満
- ・現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・過去にモンゴル政府または他国の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

(1) 留学生の受入大学

筑波大学 大学院 生命環境科学研究科 環境科学専攻

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

モンゴルを中心とした JST CREST 研究プロジェクト「北東アジア植生変遷域の水環境と生物・大気圏の相互作用の解明」（2002年～2007年）

「モンゴル研究機関との共同国際ワークショップ、シンポジウム」

(3) プログラム概要

JICA プロジェクトを環境配慮の視点から指導可能な人材育成に必須である環境基礎知識、具体的には、大気、水、土壌（環境媒体）の成り立ちと相互連関、これらと生物との関わり合い（生態系）、さらに人間活動が環境媒体及び生態系に与える影響と相互作用を学際的に修得可能。その上で、湿原、閉鎖系水域の生態系・環境保全とその有効活用のための流域管理、あるいは環境モニタリングシステムを活用した環境政策、環境教育の実施に関する実践的研究チームを、JDS 事業対象者を中心に構成し、各自に特別課題を設定し、専門的な知識、研究能力を向上させるとともに、環境共同プロジェクトの設計、実施、運営ノウハウを体得させる。地球科学系、生物系、応用生物化学系、農林工学系およびシステム情報工学系の教員が主として指導に当たる。地球科学系の教員を中心にして、CREST での「北東アジア植生変遷域の水循環と生物・大気圏の相互作用の解明」（RAISE）等で、モンゴルなどに代表される乾燥地における水・大気循環系と草地生産量と適正水利用システムの解明等、国際プロジェクトを数多く実施した経験と知見の集積がある。また、本学の地元茨城県にはモンゴル環境支援に積極的である。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）

ためのインフラ整備に資する行政官等の能力向上を通じた人材育成が期待されている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国援助の上位目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力支援」の下、援助重点課題である「経済活動促進のためのインフラ整備支援」については、援助開始当初より多くの協力が行われており、運輸交通部門では、東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画、ウランバートル市高架橋建設計画、ウランバートル国際空港建設等による輸送能力の強化、都市開発・地域開発部門においてはウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム等が実施されている。その他、エネルギー部門での第4火力発電所改修整備計画、通信部門では、短波通信網整備等、インフラ整備支援には一定の効果をもたらしている。また、これらの部門において、JICA 短期研修員受入や専門家、JOCV 派遣等を行った実績がある。

本サブ・プログラムにおいては、上述の他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、当課題に関連の深い機関を対象とすることで、経済活動促進のためのインフラ整備に資する行政官を育成し、政策策定・実施、制度・組織面の整備等、インフラの経済効率の向上が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

- ・持続可能な経済発展を可能とするインフラ整備実現のための、①適切な都市交通計画、②インフラ整備による人流と物流の両面からの経済効果の測定、③インフラ投資プロジェクトの適切なマネジメント、④経済効率かつ環境問題に配慮したインフラ管理等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。
- ・経済活動促進のための①村落地域におけるデジタルデバイド解消、②持続可能な電子政府の実現など ICT 技術を活用した効率的な行政サービス等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標

- ・対象機関における経済活動促進のためのインフラ整備に携わる人材が、①適切な都市交通計画、②インフラ整備による人流と物流の両面からの経済効果の測定、③インフラ投資プロジェクトの適切なマネジメント、④経済効率かつ環境問題に配慮したインフラ管理等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。
- ・対象機関において経済活動促進のための ICT 分野に携わる人材が、①村落地域におけるデジタルデバイド解消、②持続可能な電子政府の実現など ICT 技術を活用した効率的な行政サービス等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

(1) 上位目標

- ① 帰国留学生の修士号取得
- ② 帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
① 来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する。	研究活動の背景となる論文やレポートの情報提供を通じて、基礎的な知識を習得する。
② 留学中	
プロジェクト形成、管理、実施、運営能力を養成する。	プロジェクト形成・管理スキル、ケースメソッド、国際開発プロジェクトを取り上げ、議論を通し問題分析と解決法を学ぶ。工学系学生に俯瞰的な問題解決という視点をもたらす。
研究の成果発表、資料作成、プレゼン手法を実践的に学習する。	国内学会発表（土木計画学研究発表会等）
実践的なスキルと知識を習得する。	企業若しくは開発プロジェクトにおけるフィールドワーク/インターンシップの実施 鉄道建設や道路建設、デジタルデバイド解消にかかる試行の現場見学等
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察し、技術的観点からの問題解決能力を養成する。	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導を通じて具体的な研究を進め論文を作成する。論文研究を通じ、開発問題の解決という視点を強調する。
③ 帰国後	
留学中に得た研究成果を活用し、知識をブラッシュアップする。	アジア交通学会での論文発表、国際電気通信連合開発セクター（ITU-D）へのケース投稿 定期的なディスカッションの実施
留学で得た知識を活用し、関係者へ伝播する。	モンゴル交通学会と連携したセミナーシンポジウムの開催を通じて、習得した知識を普及する。

(4) - 1 日本側の投入

- ① 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ③ 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ④ 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名 (開発工学・ICT 両分野合計) 2 年間の修士課程
 2009 年 (～2011 年修了) : 2 名
 2010 年 (～2012 年修了) : 2 名
 2011 年 (～2013 年修了) : 2 名
 2012 年 (～2014 年修了) : 2 名

(5) 相手側の投入

- ① 留学生の派遣
- ② 事前活動 (派遣前留学生の英語力強化)
- ③ 事後活動 (所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)

(6) 資格要件

- ① 職務経験 :
 - ・ 対象機関において経済活動促進のためのインフラ・ICT 環境の整備に関連する業務に従事する正職員
 - ・ 経済活動促進のためのインフラ・ICT 環境の整備に関連する分野において 2 年以上の実務経験を有すること
- ② その他 :
 - ・ 学士号を取得していること
 - ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
 - ・ モンゴル国籍を持つこと
 - ・ 22 歳以上 40 歳未満
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
 - ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制**(1) 留学生の受入大学**

東京工業大学 大学院 理工学研究科国際開発工学専攻

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

- JICA
- ・ 短期・長期専門家派遣
 - ・ 「タマサート大学工学部拡充計画」、「KMITL 情報通信研究センター支援」、JSPS プロジェクト「フィリピンにおける大都市地域及び地方部の整備、開発、保全に関する研究」等に協力
- 国際機関の人材育成事業への参加

- ・ ユネスコ講座による研修生受入 26 カ国から 61 名の受入実績有（内、モンゴルからは 4 名を受入）（1998～2002 年実績）
- ・ 指導教官（アジア交通学会事務局）によるモンゴル交通学会設立にかかる協力を実施（2008 年）。学会設立後はアジア各国との共同研究やプロジェクトが期待されている。

（3）プログラム概要

国際開発工学専攻は、「科学技術を生かした持続的な社会開発」においてリーダーシップを担う、広い意味での技術者（技術系行政官を含む）を育てることを目標としている。専攻がカバーする領域はインフラ整備、製造、情報通信、環境などの分野にわたっている。

この目標を達成するため、教育プログラムはいくつかの異なる要素から構成されている。

- 1) プロジェクト形成・管理のスキル、ケースメソッドに加え、現在進行中の国際開発プロジェクト教材として取り上げ、問題分析と解決法について学生の積極的な参加の下に議論を行う。このスキルは工学系学生に俯瞰的な問題解決という視点をもたらす。
- 2) 持続的開発に焦点を当てた高度な工学的知識。
- 3) 企業もしくは開発プロジェクト等におけるフィールドワーク/インターンシップ（選択）修士論文研究、技術的観点からの問題解決能力の養成を目的としている。特に、技術そのものだけでなく、開発問題の解決という視点を強調する。カリキュラムにおける国際開発と工学のウエイトは 3 : 7 程度である。

（開発工学）

本プログラムでは、都市交通計画・インフラ整備の経済効果計測・プロジェクトマネジメントを専門とする 1 名の教員が修士論文研究の指導を行う。また、必要に応じて他分野の教員が共同で指導する。

（ICT）

本プログラムでは、ICT による行政サービスの向上に焦点をあて、①村落地域におけるデジタルデバイドの解消、②持続可能な電子政府の実現、の 2 課題のみを受入の対象とし、以下の指導方針で指導を行う。

— 個別技術の習得とケーススタディに重点を置く

— 日本における ICT を活用した行政サービスの計画、開発、実施を行政（サービス提供者）と市民（サービスの受益者）の双方の観点から調査・分析し、持続可能な技術導入において重要となる視点・論点を整理する。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2.（3）活動」内に記載）

個表 1-2**1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要****(1) 基本情報**

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）： 経済活動促進のためのインフラ整備
2. 開発課題名： 経済活動促進のためのインフラ整備（都市環境改善）
3. 主管省庁： 道路運輸建設都市計画省
4. 対象機関： 道路運輸建設都市計画省、自然環境観光省、鉱物資源エネルギー省、ウランバートル市役所、大学及び研究機関、その他関連政府機関

(2) 背景

インフラ部門は民間セクターの活性化、貿易・投資の促進のためにも不可欠な要素であり、モンゴル経済発展の基礎となるものだが、既存の設備は旧ソ連時代の支援によるもので大半が老朽化している。市場経済化移行後に日本を含むドナーの支援によりインフラ整備が進められたものの、いまだ十分ではなく、加えてインフラ全般の維持管理・整備の充実を行うための制度や組織を整備し、インフラの経済効率化を向上させることが課題となっている。

都市環境部門では、市場経済化移行後経済活動が活発となり、それに比例して首都ウランバートルでは急速な都市化が進展したため、都市型の環境悪化が著しい状況となっている。牧畜業の衰退による牧民の都市周縁部への流入や首都ウランバートル市への急激な人口集中に伴い、廃棄物処理、上下水道、土地私有に関わる紛争、ゲル地区の拡大、大気・土壌汚染等、各種の都市問題が深刻化しており、都市問題解決のためのインフラ整備・適切な管理運営、都市開発行政の推進が求められている。

かかる状況下、JDS 事業では当課題に関連の深い機関を対象とすることで、都市環境改善に資する行政官等の能力向上を通じた人材育成が期待されている。

(3) 我が国の援助との関係

対モ国の援助上位目標である「持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力支援」の下、援助重点課題である「経済活動促進のためのインフラ整備」支援では、都市環境改善として

ウランバートル市の都市問題に対する各種プロジェクト（廃棄物管理改善計画、都市計画マスタープラン等）を実施しており、今後は緊急性を増している急激な都市化に対応するためのインフラ整備支援への短中期開発プログラムが予定されている。

本サブ・プログラムにおいては、上述のような専門的な技術に特化した課題が多く含まれるが、JDS 事業では、業務上都市環境改善に関連の深い機関を対象に、技術的な側面からのアプローチを行いつつも、計画・政策策定・実施及びマネジメント能力の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

<p>(1) 上位目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済効率的且つ都市環境問題に配慮したインフラ整備・管理・運営に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。 <p>(2) プロジェクト目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象機関における都市環境改善に携わる人材が、都市環境問題に配慮したインフラ整備・管理・運営等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) プロジェクト目標の指標

<p>① 帰国留学生の修士号取得</p> <p>② 帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属</p>

(3) 活動

目標	学習内容
① 来日前	
来日後の学習効果を向上させる。	必要な資料の購入サポート、指導教員のメールによる直接指導の実施。
② 留学中	
実践的なスキルと知識を習得する。	研究テーマに関連するモンゴルに類似した環境条件の下にある国内施設の見学実施。
母国に裨益する実践的な研究成果を得る。	留学生が実施する現地フィールド調査支援。
行政官に必要な分野横断的な知識を習得する。	専攻となる「地域計画・環境管理関係」の授業の他、地域政策関係、地域研究関係等、他関係の科目を履修する。
研究の進捗確認、プレゼンテーション能力を向上させる。	大学院生発表会を開催し、全教員参加による評価、アドバイスを行う。資料作成やプレゼンテーションを行い、研究の進捗状況を確認するとともに、助言を論文作成に反映させる。
論文作成を通じた課題に対する解決策を考察する。	留学生が設定した課題に対して、当該分野を専門とする指導教員による指導を通じて具体的な研究を進め論文を作成する。
留学効果向上を支援する。	書籍・資料購入のための経費的支援、研究サポートを実施するチューター支援の提供
③ 帰国後	
留学で得たネットワークを維持するとともに、対象機関との協力関係を強化する。	帰国留学生による同窓会を組織し、現地においてワークショップを定期的に開催する。 将来的には同窓会を核とした共同研究科を設立し、地域開

発に対して継続的な支援を行う。

(4) - 1 日本側の投入

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) - 2 投入期間・人数

<p>1 バッチ 2名 ×4 カ年 = 8名 2年間の修士課程</p> <p>2009年（～2011年修了）：2名</p> <p>2010年（～2012年修了）：2名</p> <p>2011年（～2013年修了）：2名</p> <p>2012年（～2014年修了）：2名</p>

(5) 相手側の投入

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）</p> <p>③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 資格要件

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①職務経歴：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象機関において都市環境改善に関連する業務に従事する正職員 ・ 都市環境改善の分野において2年以上の実務経験を有すること <p>②その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士号を取得していること ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること ・ モンゴル国籍を持つこと ・ 22歳以上40歳未満 ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

実施体制

(1) 留学生の受入大学

東洋大学大学院 国際地域学研究所

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

JICA

- ・ 長期研修員受入 (H19 2名、H20 4名受入)
- ・ 開発調査「モンゴル国ウランバートル市廃棄物管理計画調査」指導教員は本調査における作業管理委員長、国内支援委員長を歴任
- ・ 集団研修・青年招聘 (都市環境分野)
- ・ 長期研修員の受入 (モンゴル鉄道マスタープラン調査)

(3) プログラム概要

文理融合を掲げた本研究科では、社会基盤の構築のための技術的な側面と経済学・社会学のようなマネジメントの側面の両面からの教育を行っている。またそれを支えるツールとして地理学、地域情報マネジメントや社会システム論などを配置しており、途上国開発のために必要な科目を網羅している。「取り組みの基本方針」に示した各項目に関する主要な講義科目等は、①廃棄物処理：「国際環境衛生特論・演習」②上下水道施設：「国際環境衛生特論・演習」③大気汚染：「エネルギー資源管理特論・演習」④都市計画：「居住環境計画特論・演習」となっている。講義・演習科目により概論を身につけたうえで主指導教員・副指導教員等が中心となって研究指導を行い、修士論文を完成させる。尚、各セメスターにおいて2回ずつ学生に研究発表を行わせ国際地域学専攻の全教員から指導と評価を行うことにより確実な論文指導を目指している。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）。

人材育成支援無償（JDS）事業 計画策定調査（モンゴル国）
第一次現地調査 対象機関訪問リスト

1. 対象機関訪問等

日時	面会者	備考
6月4日（水） 10:00-11:00 11:30-12:30 15:00-16:00 16:30-17:30	大蔵省 Mrs. D. OYUN 行政局局長代理 Mrs. P. TSERENKHAND 行政局職員 Mrs. BOLORMAA 行政局研修担当職員 モンゴル中央銀行 Mrs. SHATAR 総務部長 Mts. MYAGMARSUREN 政策担当職員 Mrs. TSORMON (Supervisor, Banking Supervision Dept) Mr. TSOGTSANAA (Director, Switch Cleaning Center) Mr. BATTUGULDUR(IT officer,) Mr. BUYANMUNKH(IT Researcher) Mr. DOVCHINBAZAR(Acting Director) 産業通商省 Mrs. L. ENKHTUYA(行政局長) 道路運輸観光省 Mr. Ts. MANLAJAV (行政局長) Mr. B. NYAMDAAVA (対外関係局長)	
6月5日（木） 10:00-10:45 11:00~12:00	燃料エネルギー省 Mr. NYAMJYARGAL (行政局長) Mr. BAYANJYARGAL (シニアオフィサー) Mr. DULGUUN (国際関係局職員) 自然環境省 Mr. A. BOLAT (行政局局長) Mrs. SAINBAYAR (シニアオフィサー)	
6月9日（月） 10:00~10:50 11:00-12:00 16:00-16:45	CaBSAF 事務所 Mr. Ron STAPLES (Facility Director) MS.Yu TSETSEGEE(Deputy Facility Director) 法務内務省 Mr. MYAGMAR(行政局局長) 食糧農牧省 Mr. N. GALT SOG (行政局局長) Ms. ARIUNBAYAR (オフィサー)	
6月10日（火） 9:00-10:30 11:00-11:45 14:00-14:45 15:00-15:45 16:00-16:45	教育文化科学省 Ms. TSEDEVSUREN (行政局局長) 外務省 Mr. DASHPUREV (行政局局長) 科学アカデミー Mr. D. REGDEL (書記長) Ms. ALTANTSETSEG (オフィサー) 国立教育大学 Mr. Ts. BAT SUURI (副主任) モンゴル国立大学 Ms. ERDENECHIMEG (行政局局長)	

日時	面会者	備考
6月11日(水) 9:30-10:20	保健省 Ms. B. BAYART (行政局局长)	
11:00-11:45	ウランバートル市役所 Ms. TSETSEGDELGER	
14:30-15:30	国家検査局 Ms. BAIGALMAA	
16:00-16:45	裁判総合委員会 Mr. D. BATKHUU (人材研究課課長)	
17:00-17:40	健康科学大学 Mr. Ts. LKHAGVASUREN (学長)	
6月12日(水) 10:00-11:00	内閣官房 Ms. N. ALTANTSETSEG (オフィサー)	
12:30-13:30	科学技術大学 Mr. T. BATBATAR (国際協力局副局長)	
16:00-17:00	最高裁判所 Mr. Ts. TUMENBAYAR (内部事務組織監督局局长)	
6月13日(金) 11:00-12:00	建設都市計画省 Ms. NYAMAA (行政局オフィサー)	
14:00-14:45	農業大学 Mr. a. GOMBOJAV (対外関係局)	
15:00-15:45	水利用局 Mr. Ts. BADRAKH	
16:30-17:15	労働社会福祉省 Ms. O. BAIGALMAA	
6月16日(月) 11:00-11:45	気象水文環境研究所 Mr. D. TSEESODROLTSOO	
6月17日(火) 11:00-12:00	金融監督庁 Mr. O. GANBAT (事務局長) Ms. B. ALTANTSETSEG(対外関係局職員)	

対象機関調査結果一覧

重点課題分野 (サブプログラム)	コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等			関連機関	帰国後の制約	休職許可 有・無	毎年、推薦 可能な人数 (資格要件 含)	語学力		援助協同 (他国ドナー等からの支援プログラム)		
					職員総数	22歳～39 歳以下の 割合	男女比					学士号取 得率	TOEFL500 (IELTS5.5) 以上	組織内の 語学研修	実施中案件	実施予定
1	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	法務内務省	モンゴル政府行動第8に基づく。 【第8条】 ①犯罪防止およびその対策。市民の安全を確保する為の地方行政権拡大。組織犯罪対策システムの改善。 ②国境警備力強化のための人員強化、技能向上、技術強化、資金力の向上。 安全保障特別機関の機能強化対策の実施。 「法律改善基本方針」(~2008年) 鉱物資源法改正 総合登録システム構築のための国家プログラム	N/A	50人	37人	N/A	100% JDS事業に参加可能人数14人	警察庁 国境警備庁 裁判執行庁 国民登録・情報センター 国立公文書館管理庁 外国人登録局 国家裁判研究センター 国家法律・裁判・権利研究・教育・情報センター 政府特別公務員総合病院	帰国後の復職時の受入れ体制の整備や復職契約の運用強化を図る必要あり。	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF 法整備支援専門家 消防機材及び維持修繕作業施設改善計画	CaBSAF JDS
2	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	大蔵省	経済・金融部門の安定強化。 民間企業革新や先端技術導入に基づくシステム更新を進め、輸出、外国投資の増加による経済成長を目指す。 年間6%以上の経済成長率確保の為の実施計画を定める。 ①マクロ経済の安定化②財政・金融部門の強化③民営化の持続と土地管理及び財政経済の効率化④産業、農牧業、サービス部門の保護及び輸出増加⑤海外投資の確保と信頼に足る投資環境の構築⑥経済成長促進のためのインフラ強化⑦経済成長促進のための観光、情報通信、技術開発⑧輸出促進政策に基づく経済成長支援	【必要とされる研究分野】 経済 経営 開発経済 行政 公共政策	142人	99人	N/A	100%	国税庁 開税庁 銀行弁済局 国家貴金属規格監視事務局	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	マクロ経済政策専門家派遣 IMF、ADB、CaBSAF、JDSプログラムによる人材育成計画	IMF、ADB、CaBSAF、JDSプログラムによる人材育成計画
3	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	産業通商省	N/A	鉱工業、重・軽工業分野の金属専門の人材育成 経済、経営分野で政策面でマネージメント強化	65人	60~70%	N/A	100%	有用鉱物・石油管理庁 外国投資庁 自由貿易圏(経済特区)運営事務局	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	ザミンウード駅貨物積替施設整備計画 中小企業振興専門家 CaBSAF	CaBSAF JDS
4	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	自然環境省	環境保全、天然資源の適正利用及び環境修復政策の改善。 環境に基づいた社会、経済政策策定。 環境関係情報を公開し、環境保護における国民の貢献及び監視度を高める。 「金鉱床開発計画」反対 「清潔な飲料水供給プログラム」 「第3次開拓キャンペーンプログラム」	国境・税関及び地方行政機関職員の環境生態に関する知識向上	61人	26人	N/A	100%	水資源庁 森林水調査研究センター 森林利用庁 水利利用庁 気象水文環境研究局	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	環境政策、野生生物持続管理計画専門家 気象観測・予報設備整備計画 失言保全のための集水域管理モデルプロジェクト CaBSAF	CaBSAF JDS
5	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	燃料エネルギー省	「エネルギー総合システム」プログラム	<課題> ウラン・バトル市電熱供給源構造 大気汚染改善 <研究ニーズ> 電熱使用と都市計画の合致	55人	31人	N/A	100%	国家再生可能エネルギーセンター エネルギー研究開発センター 第4火力発電所等々	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF	CaBSAF JDS

重点課題分野 (サブプログラム)	コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	帰国後の制約	休職許可 有・無	毎年、推薦 可能な人数 (資格要件 含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)		
					職員総数	22歳～39 歳以下の 割合	男女比	学士号取 得率					TOEFL500 (IELTS5.5) 以上	組織内の 語学研修	実施中案件	実施予定	
6	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	道路運輸観光省	都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学/ICT)	歴史、文化、環境、経済のニーズに基づく都市計画、開発、建設、土地経営政策の状況改善による市民権、自由、安全保障の為に政策実施 地方インフラ開発及び地域の特性を活かした経済競争力の強化 都市と地方間の橋梁整備及び情報通信構築による地方と都市の格差是正 ・モンゴル国道路網建設全体計画(～2020年) ・運輸整備政策(～2015年) ・観光分野開発中期政策 ・ゴビ地域鉄道網建設計画	<課題> ①道路建設分野における新技術導入 ②道路建設の検査基準改善 ③適切な投資者の調査・発掘 ④国際金融機関との協力および同部門の専門家育成④国際基準の民間航空・鉄道分野の発展、新技術導入、機能向上 ⑤交通、郵便、観光サービス分野のマネージメント向上 ⑥マーケティングリサーチによる市場拡大 <研究ニーズ> ・該当分野のサービスマネージメント向上 ・道路交通統一網効率化の為に調査 ・国際及び中継貨物輸送の向上 ・輸送分野の技術強化	66人	38人	N/A	100%	民間航空庁 鉄道管理庁 等々	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	東部幹線道路建設計画 CaBSAF	CaBSAF JDS
7	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	建設都市計画省	都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学/ICT)	歴史、文化、環境、経済のニーズに基づく都市計画、開発、建設、土地経営政策の状況改善による市民権、自由、安全保障の為に政策実施	<課題> ①都市計画、都市建設分野の専門家育成②水道管通過システム整備による安全な飲料水供給③抵当証券市場の法整備による国民の不動産担保ローンシステムの充実化、不動産販売に係る法整備④土地統一基金の登録・測量作業を現代地理情報システムに合致させる⑤情報通信網利用により土地情報基金を設立し、地域活性化、都市建設、土地調整業務を連結したサービス制度を実現する⑥「4万世帯プロジェクト」実施にかかる法律 財政、税制、ビジネス環境の整備⑦建設資材の質基準を設定する⑧ゲル地区の家屋化及び特定地域における下水道整備 <研究ニーズ> ①現代の市場経済状況のニーズに合致した都市発展計画②都市計画に係る法整備③土地計画方法論④現代土地情報システム⑤地籍研究⑥土地評価、地価の改善⑦住宅価格高騰にかかる研究、住宅価格に影響する諸要因の明確化、価格安定の為に研究⑧国民が所得給与により住宅を購入する為の可能性調査、長期低金利ローンによる住宅購入資金制度整備、不動産販売に係る法整備⑨住宅ローンに基づく有価証券発行による住宅ローン制度整備制度	44人	20人	N/A	100%	土地調整・測量庁 国家建設都市計画公衆 経営センター 国立住居センター 財産管理登録局 21県土地・財産管理登録局	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF	CaBSAF JDS
8	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	保健省	医療援助と医療サービスの提供および、全国規模で疾病予防対策を改善し、医療サービスの種類を増やすこと。 先進技術に基づく診断・治療方法により平均寿命の向上を図る。国民の健康水準の向上、スポーツ、国民的スポーツの活性化を目指す。 医療マスタープラン(2006-2015)	<課題> 援助サービスの質 薬質量・薬安全 情報制度 財政制度 人材不足(地方) <研究ニーズ> 医療情報通信技術 医療経済 医療財政 医療保険 医療援助・医療サービスの向上 社会医療 医療法		43人	28人	N/A	100%	保健開発国立センター 慢性病研究国立センター がん研究センター 精神健康国立センター 母子保健センター 等々	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	基礎医療器材整備計画 地方医療センター医療器材整備計画 国立第2病院医療器材整備計画 母と子の健康プロジェクト CaBSAF	CaBSAF JDS

重点課題分野 (サブプログラム)	コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	帰国後の制約	休職許可 有・無	毎年、推薦 可能な人数 (資格要件 含)	語学力		奨助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)	
					職員総数	22歳～39 歳以下の 割合	男女比	学士号取 得率					TOEFL500 (IELTS5.5) 以上	組織内の 語学研修	実施中案件	実施予定
9	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	労働社会福祉省	就職率の増加、失業者及び貧困の削減。社会福祉の改善等の課題を総合的に解決し、国民の生活基準向上を目指した社会・経済政策を実施すること。社会保険の種類及び選択肢の増加。社会福祉、社会サービスの確実な提供。弱者への福祉、サービスの質の向上。	<課題> ①社会保険制度改善②就職率の増加、地方、ソムで新職場整備③非公式な金発掘者に係る法整備③遊牧民の社会保険参加促進④貧困削減 また、近年政府は当分野に特別注力し、関連実施計画や方針を実施している。 【対策が必要とされている課題】*年金、各種手当支給に関する問題*年金格差削減*福祉手当金(2008.1.15社会福祉法更新)*政府予算機関の給と対策*児童育成支援金支給*新妻帯者支援金支給*多産産母子に対する褒賞金支給*社会保険問題*雇用機会増加 人材不足(地方) <研究ニーズ> 社会保険制度の改善 就職率の増加、地方、ソム(最小行政単位)における就職機会の増加 遊牧民の社会保険料納税促進 貧困削減 身体障害者の就職職場整備	41人	14人	N/A	100%	社会保険庁 労働・福祉サービス庁 等々	復職可能。留学前に 契約を交わす。(帰 国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF	CaBSAF JDS
10	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	外務省	①国際協力機関におけるモ国の立場強化 ②安定開発政策に合致した独立、公開、マルチ外交の実施③国外でのモンゴル国の基本利益、国民及び法人の法的権利保護	<課題> ①国際法(国外における人権保護及びその法整備、財政ビジネス法整備)②国際経済関係、国際貿易 ③国際関係④行政マネージメント ⑤IT <研究ニーズ> 外交は国家特別公務の為、法律、経済、社会保障分野の人材育成を強化し、専門能力及び語学能力の高い人材育成を継続的にやりたい。	102人	44人	N/A	100%	外交団世話部	復職可能。留学前に 契約を交わす。(帰 国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF	CaBSAF JDS
11	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	食糧・農牧業省	モンゴル国家大会議の2002年第29決定「政府食料、農牧業政策」 2003年第245決定「政府食料、農牧業政策実施計画」 以上の政策に基づいて食料、農牧業分野の政策や計画を実施している。	<課題> 気候変化に対応する畜産業及び灌漑開発 食料品の安全 <研究ニーズ> 【人材育成に必要な専門分野】 生物技術/畜業、農業/ 農業選択 食料、農牧業分野マーケティング	59人	24人	N/A	100%	農業分野支援基金 農業工業科学先進技術 導入センター 家畜遺伝子基金 等々	復職可能。留学前に 契約を交わす。(帰 国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF JDS	ダルハン食肉加工施設 整備計画 乳製品加工施設整備 計画 穀物貯蔵庫建設計 画 複合農牧業経営モデル 構築支援プロジェクト 農牧業政策専門家 CaBSAF
12	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	教育文化科学省	①教育の質の向上②研究事業と産業界における需要との連結③国民の教育権利の拡大および教育環境の向上④科学・技術発展による国家経済開発及び国民生活の質の向上⑤知的プロダクトの産業化及びその資本化⑥伝統的民族文化及び現代文化芸術の発展とその奨励⑦世界文化・芸術享受の機会提供⑧現代芸術品の質の向上及び市場競争力の強化 ■技術教育マスタープラン(2006～2015) ■科学マスタープラン(2008～2020) ■文化、芸術マスタープラン ■「全国児童全員にコンピューター配布プロジェクト」	高等教育の質的向上 図書館、博物館等の文化施設マネージメント	61人	26人	N/A	100%	教育研究所 ポリスアカデミー ホウド大学 ドルノド大学 国立図書館 人文大学 経済大学 等々	復職可能。留学前に 契約を交わす。(帰 国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	日本モンゴル人材開 発センター設立計画 留学生支援無償 (JDS) 初等教育施設整備 計画 子供の発達を支援す る指導法改善プロ ジェクト 教育行政専門家派 遣 CaBSAF ADB	子供の発達を支援 する指導法改善 プロジェクト JDS CaBSAF 韓国政府奨学プロ グラム

重点課題分野 (サブプログラム)	コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	帰国後の制約	休職許可 有・無	毎年、推薦 可能な人数 (資格要件 含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)	
					職員総数	22歳～39 歳以下の 割合	男女比	学士号取 得率					TOEFL500 (IELTS5.5) 以上	組織内の 語学研修	実施中案件	実施予定
13	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	内閣官房	①国家事業優先分野及び政府行動計画実施案策定とその実施にかかる内閣及び各中央省庁、調整・実施エージェンシーの行動統一化。国家事業の効果的な実施を目的とした内閣の戦略策定、計画、調整に対する助言・提言、総合的なサービスの提供。②中央行政機関と地方行政機関間に効率的な関係を結び、経験を活かした最善な方策による行政管理指導。③国家行政機関の変遷、開発戦略に基づいた人材管理により、公務員の勤務条件、社会保障を段階的に改善し、行政組織を信頼性の高い小規模な効率的な組織に改善する。④政府、中央行政機関、地方行政機関の支出削減及びサービスの質の向上。	<課題> 内閣に専門的かつ効果的な助言を行うと共に、総合的なサポートを可能とする高い専門性を有する優秀な組織の構築 <研究ニーズ> <研究> 理科分野: 地球科学に基づいた基本戦略研究 モンゴルの自然にかかる総合評価。環境汚染の減少方法及び技術 農業分野: 家畜、植物、動物の生態資源の研究、その病因診断及び治療に生物、生物技術、遺伝学方法を使用 牧地の資源、使用モニタリング、低迷する牧地及びひ田地の回復技術 技術分野: 電子工学、IT 保健分野: 食品安全、食料品、飲食、伝染病の感染システム、細菌学、環境衛生 社会人文分野: 社会、経済、科学、政治、法律、法学研究	85人	35人	N/A	100%	行政管理アカデミー	復職可能。留学前に契約を交わす。(半永久)	有・無	N/A	N/A	なし	CaBSAF	CaBSAF JDS
14	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備	科学アカデミー	科学・技術研究及び調査能力を持ち外国語能力の高い専門家を育成すること。調査研究作業を行うための適正環境を整備すること。新開発作品を支援すること。	<課題・ニーズ> 研究作業に興味のある若者を研究調査作業に参加させること。 若手研究員を発展国に留学させること。 国外で学位を取得した若手研究員が母国で働く職場を整備すること。	60人	20人	N/A	100%	インフォーマット研究所 化学、科学技術研究所 バイオロジー研究所 植物研究所 地球エコロジー研究所 等々	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	N/A	JDS
15	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 経済活動促進のためのインフラ整備	モンゴル中央銀行	■金融政策実施機関 ①国債金融市場における政府国債の発行 ②競争力の高い経済地域の開発とその法整備③通貨、予算、税金政策による借款削減計画④有価証券第2市場の創出および⑤長期ローン、抵当方式導入による市民への住宅提供促進。⑥非現金決済及び電子決済システムの拡大⑦個人口座の保護強化及びその法整備⑧国民の借金履歴検索システムの強化	銀行金融 / 情報通信 / 経済数学 / リスクマネジメント / 金融政策 / 法律 / 会計経理 / 経営 / 統計調査及び情報管理	217人	60人	N/A	100%	なし	留学前に帰国後5年間の復職義務を課した契約を締結している。契約の拘束力は強く、ほとんどが復職している。	有・無	N/A	N/A	なし	N/A	JDS
16	市場経済を担う制度整備・人材育成支援	裁判総合委員会	モンゴル政府行動第8に基づき。 【第8条】 ①犯罪防止およびその対策。市民の安全を確保する為の地方行政権拡大。組織犯罪対策システムの改善。 ②国境警備力を強化のための人員強化、技能向上、技術強化、資金力の向上。安全保障特別機関の機能強化対策の実施。 「法律改善基本方針」(~2008年) 鉱物資源法改正 総合登録システム構築のための国家プログラム	N/A	N/A	N/A	N/A	100%	全裁判所	復職可能。留学前に契約を交わす。(帰国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	N/A	JDS

重点課題分野 (サブプログラム)	コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	帰国後の制約	休職許可 有・無	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)			
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得率					TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	実施中案件	実施予定		
17	市場経済を担う制度整備・人材育成支援	制度整備(法体系整備)	最高裁判所	モンゴル政府行動第8に基づく。 【第8条】 ①犯罪防止およびその対策。市民の安全を確保する為の地方行政権拡大。組織犯罪対策システムの改善。 ②国境警備力を強化のための人員強化、技能向上、技術強化、資金力の向上。安全保障特別機関の機能強化対策の実施。 「法律改善基本方針」(~2008年) 鉱物資源法改正 総合登録システム構築のための国家プログラム	N/A	70人 (内、行政官40名)	N/A/N/A	N/A	100%	N/A	N/A	N/A	なし	N/A	JDS			
18	市場経済を担う制度整備・人材育成支援	制度整備(法体系整備)(企業経営/政策立案強化)(財政運営管理)	金融監督庁	国内金融市場の発展と適正な調整 国際基準及び開発方針に添った金融市場の運営強化を図るための総合システムを導入	<課題>国際会計事務基準への適合 金融関係機関の監督、監査基準の国際化 開発金融、マクロ金融の方向性及び競争率の向上 金融経済調査、統計作業の国際基準化 <研究ニーズ> 保健分野、ミクロ金融、証券分野等のリスクマネジメント 国際会計事務基準 証券、不動産、資産、ビジネス評価 証券法整備 IPO、Mutual fund、Hedge Fund	85人	60~70%	N/A	100%	N/A	N/A	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	語学研修に力を入れており、能力の高い人材はいる 4ヶ月の英語研修実施	N/A	CaBSAF JDS	
19	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	基礎教育及び職業訓練 環境保全 都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学)	モンゴル国立大学	科学技術マスタープラン(2007~2020) 国家新機軸制度改善マスタープラン(2008~2015) 高等教育の改革 学士、修士、博士課程に単位認定制度を導入すること	教育学、IT、情報通信、経済モデル学、計量経済学の専門家不足 国際法専門家不足 博士号取得教授及び専門教授の不足 生物工学、ナノテクノロジー専門教育成	情報通信、国際関係、数学、社会学、化学、生物学計6学部 376人	174人	N/A	100%	N/A	N/A	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	N/A	CaBSAF JDS
20	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	基礎教育及び職業訓練 環境保全 都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学)	モンゴル国立教育大学	N/A	教育学、環境	N/A	N/A/N/A	N/A	100%	N/A	N/A	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	CabSAF	JDS
21	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	基礎教育及び職業訓練 環境保全 都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学)	保健科学大学	N/A	医療分野全般 環境、エコロジー	N/A	N/A/N/A	N/A	100%	N/A	N/A	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	N/A	JDS
22	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	基礎教育及び職業訓練 環境保全 都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学)	モンゴル国立科学技術大学	科学技術マスタープラン(2007~2020) 国家新機軸制度改善マスタープラン(2008~2015) 高等教育の改革	技術系教師の能力向上 情報通信技術	850人	60%	N/A	100%	N/A	N/A	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	教師全員に対しTOEFL受験の推奨	N/A	JDS
23	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全 環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	基礎教育及び職業訓練 環境保全 都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学)	モンゴル国立農業大学	N/A	農業政策 エコロジー技術 教育学 土壌 獣医学 バイオテクノロジー	N/A	N/A/N/A	N/A	100%	ダルハン校	N/A	復職可能。留学前に契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	家畜感染症診断技術改善計画	JDS

重点課題分野 (サブプログラム)	コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	帰国後の制約	休職許可 有・無	毎年、推薦 可能な人数 (資格要件 含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)		
					職員総数	22歳～39 歳以下の 割合	男女比	学士号取 得率					TOEFL500 (IELTS5.5) 以上	組織内の 語学研修	実施中案件	実施予定	
24	経済活動促進のためのインフラ整備	都市環境改善 経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学)	ウランバートル市	ウランバートル市に関する政策に基づき、分野ごとに計画的に実施する	<課題> マネージメントの改善及びその実施 <研究ニーズ> 道路、橋梁、インフラ分野 都市計画 土地調整 教育	N/A	N/A	N/A	100%	ウランバートル市各地区 区役所及び実施機関	復職可能。留学前に 契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	なし	ウランバートル市廃 棄物管理計画	JDS
25	環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	環境保全 都市環境改善	水資源庁	モンゴル全土の水資源にかかる問題を管轄 旱魃対策、トール川、ヘンティ川、オルホン川 水域の適正利用	アジア地域の水源保全、利用法その他技術導入	67人	N/A	N/A	100%	N/A	復職可能。留学前に 契約を交わす。	有・無	N/A	N/A	N/A	N/A	JDS
26	環境保全 経済活動促進のためのインフラ整備	環境保全 都市環境改善	気象水文環境庁	気象情報管轄庁 その他水質、大気汚染度の計測、温暖化等 環境問題対策	気象観測、情報 水質、大気汚染度計測 温暖化対策	N/A	20～30人	N/A	100%	N/A	復職可能。留学前に 契約を交わす。復職 を前提としない場合 は留学許可は出さな い	有・無	N/A	海外での研 修参加率も 高く語学力 の高い職員 は多い	N/A	気象観測・予報設備 計画 地方競う観測ネット ワーク改善計画 気象解析専門家	JDS
27	経済活動促進のためのインフラ整備	経済活動促進のためのインフラ整備(開発工学/ICT)	情報通信技術庁	E-モンゴル計画及びその関連事業の実施。	・各世帯へのインターネットサービス普及 ・インターネット通信速度の改善 ・国民登録情報システムの改善 ・児童1名につき1台のパソコン供給	29	22	N/A	100%	National Information Technology Park 等々	可能な限り復職させ る。もしくは国家関連組 織に就職させる。	有・無	N/A	N/A	N/A	ITU、APT、世銀 (セミナーや研修) KADO(修士・博士) 国家政府基金(修 士・博士)	JDS
28	市場経済を担う制度整備・人材育成支援 環境保全	制度整備(法体系整備) (財政運営管理) (企業経営/政策立案強化) 規格度量衡庁	規格度量衡庁	モンゴル国内産業の基準を国際基準と比較し、許認可を与える組織であり、品質、マネージメント、サービス、建設、食品、保健、農業、牧畜、医療、自然など、幅広い分野での標準規格を統括している。あらゆる産業の国際基準化を推進している。	国内産業の国際基準化	120人	N/A	N/A	100%	なし	復職可能。留学前に 契約を交わす。(帰 国後5年間)	有・無	N/A	N/A	なし	N/A	JDS

*6月29日に総選挙を控えていること、その後省庁再編の動きもあること等から、どの機関も、毎年の推薦可能な人数を提示することは難しいとの回答がなされた。
* TOEFLを受ける機会がない、経費の問題等から、受験していない人が多い。また、点数等を正確に組織で把握できていないためTOEFLのレベルは記入できないとの回答があった。

第1バッチの候補者の募集・選考

本調査では、調査の一環として、第1バッチの留学候補者の募集・選考を実施し、その選考経過で把握された事実及び事業規模（受入人数）の検討結果をサブプログラム基本計画（第二次案）に反映した。

モ国における第1バッチの留学候補者の募集・選考は、以下の通り実施された。

1. 応募者の募集（2008年6月～7月）

第1回運営委員会にて了承を得た応募者資格要件、募集要項・応募書類、選考スケジュールにしたがって、第一次現地調査及び第一次国内解析期間中に対象機関に対して以下の募集支援を行った。

(1) 説明会・募集用資料等の準備の実施

応募及び調査に必要な

- ・ 募集要項、
- ・ 応募書類、
- ・ ”Let’s Study in Japan!”¹
- ・ ショートリスト・ロングリストフォーム

を作成し、対象機関に対する個別ヒアリング調査実施時に配布するとともに、JDS新方式、サブプログラム／コンポーネント、対象機関の役割、ショートリスト・ロングリスト、応募書類の記入方法、選考スケジュール等の説明を行った。6月20日には対象機関担当者に対し事業説明会を午前・午後の2回実施し、20機関より29名の出席者を得た。また、事業説明会に欠席した6機関については、事業趣旨説明及び応募勧奨のため個別訪問による説明を行った。

(2) 応募者選出・ロングリスト提出依頼

全対象機関に対して、前述の募集用資料一式にカバーレターを添えて配布²するとともに、応募者選出及びショートリスト・ロングリストの提出依頼を行った。対象機関傘下の機関への応募勧奨は、各対象機関へ依頼するとともに、事業趣旨に合致した人材が見込まれる機関に対しては、個別に訪問、推薦依頼を行った。

(3) 回収方法

7月10日までに各対象機関からショートリスト・ロングリストがJDSプロジェクト事務所³へ提出された。ショートリスト・ロングリストの提出は、ショートリスト記載者数（本年応募者予定者数）375名、ロングリスト記載者数876名であった。7月25日の応募締め切り日には、148通の応募書類が提出された。

2. 受入大学による書類選考及び結果

提出された応募書類を各受入大学に送付し、大学教員による書類選考を実施（8月22日～9月11日）。書類選考と前後して、英語及び数学の適性試験を実施（8月19日）し、書類選考の参考

¹ 過去のJDS事業にて利用されていた事業紹介用パンフレット

² 要望に応じたデータでの応募書類の提供も実施

³ JDSプロジェクト事務所：JICEは2001年より、ウランバートル市内にプロジェクト事務所を設置し、留学生の募集・選考、現地語学研修、オリエンテーション、来日手続き等を実施してきた。本調査においても同事務所を有効に活用している。

資料として結果を大学側に提供。9月11日までに、7受入大学から書類選考の結果を得た。

各試験・選考については、以下の通り実施した。

(1) ベーシックチェック

7月28日～8月5日にかけて、書類審査の事前段階として、応募時に設定された資格要件、必要な書類、応募書類上の記入間違い等に関して確認し、不明な点に関しては本人または内容によっては所属先に確認を行った。ベーシックチェックを通過した応募書類は134通（76対象機関）であった（応募対象外の理由は、年齢要件への不適合（1通）、職歴要件への不適合（6通）、非対象機関からの応募（7通）。8月7日に応募者に結果を通知し、その後JICE本部を通じて受入予定大学への応募書類の発送を行った。

(2) 英語試験及び数学試験

8月19日に、ベーシックチェックを通過した134名中121名に対し基礎的な学力を確認するための英語及び数学試験を実施した（辞退者13名）。英語は国際的なレベルを確認するためにTest of English as a Foreign Language(TOEFL)、数学は、過去のJDS事業で経済・経営分野での受入実績のある大学が、修士課程レベルに必要な数学能力を確認するために作成した問題を利用した。

いずれの試験の結果についても、選考上の合否の最低ラインは設定せず、各受入大学に対して受験者全員分の結果を書類選考の参考資料として提供した。

(3) 書類選考

審査項目は、学業成績（25点）、帰国後の知識活用法（20点）、研究計画（25点）、推薦状（10点）、研究科との合致度（20点）の5項目であり、100点満点で採点を実施。合否の判定については、○×方式（「○」は面接希望の候補者、「×」は不合格）で行われた。審査得点による合否ラインは設定せず、「○」のみを書類選考通過とした。英語試験及び数学試験結果の取扱については、合否判定基準の一部とするか参考程度とするか等、入学後に必要な学力、英語・数学能力の重要性等が大学ごとに異なるため、大学側の判断に委ねた。

以上の結果、3サブプログラム／4コンポーネントにおいて、43対象機関から60名が書類選考を通過した（別添a：対象機関の内訳付き選考結果）。

過去の事業及び第一次現地調査において懸案とされていた英語力に関しては、受入大学側からTOEFL試験に慣れていないことを考慮しても、全般的に修士課程での学業遂行にはやや厳しい英語力であるとの指摘を受けており、モ国側に対しては、第1バッチの候補者については早急な対応、第2バッチ目以降の応募候補者に対しては長期的な英語能力向上のための対策を実施するよう申し入れる必要がある。

3. 受入予定の大学教員による専門面接及びその結果

専門面接に先立ち、9月20日に書類選考合格者に対する健康診断を実施した。12名が再検査対象となり、内1名に健康上の問題が発見され、留学に支障があると思われることから選考を辞退することになった。

その後、9月21日～9月28日にかけて大学教員による専門面接及び主管省庁を中心とした対象機関関係者と大学教員との協議が実施された（日程は表1の通り）。また、来年度よりサブプ

プログラム3に追加されるICT分野については、10月14日～10月16日の日程で主管省庁および対象機関と大学教員の協議が実施された。(日程 表2の通り)

表1 専門面接及び協議の日程

月日		日程
9月21日	日	現地着【大学名列挙】
9月22日	月	教育省表敬訪問(教育省会議室)
		JICA モンゴル事務所表敬訪問
		オリエンテーション
		在モンゴル日本大使館表敬訪問
9月23日	火	専門面接実施
		専門面接実施
		主管省庁協議 教育文化科学省 【大阪大学】
9月24日	水	専門面接実施【国際大学】
		主管省庁協議 建設都市計画省【東洋大学、東京工業大学】
		主管省庁協議 法務内務省【九州大学】
		主管省庁協議 自然環境省【筑波大学】
9月25日	木	現地発【大阪大学】
		主管省庁協議 大蔵省【国際大学】
		日本法研究センター視察(モンゴル国立大学)
		運営委員に対する合否説明会
		第四火力発電所視察
		現地着【一橋大学】
9月26日	金	現地発【九州大学、国際大学、筑波大学、東洋大学】
		専門面接実施【一橋大学】
		主管省庁協議 大蔵省【一橋大学】
9月27日	土	卒業生との意見交換
9月28日	日	現地発【一橋大学】

表2 ICT分野 対象機関及び受入大学教員との協議日程

月日		日程
10月14日	月	現地着
10月15日	火	主管省庁協議 建設都市計画省【東京工業大学】
		モンゴル国立科学技術大学通信情報学部等視察
10月16日	水	現地発

専門面接における審査項目は、学問的背景と学習能力(50点)、留学を成し遂げるための素養(30点)、母国の開発に寄与する可能性(20点)の3項目であり、100点満点で採点を実施。合否判定は三段階方式(「○」は積極的に受入りたい、「△」は受入可、「×」は不合格)で行われた。

審査得点による合否ラインは特に設定せず、「○」及び「△」を専門面接の合格とした。その結果、60名の面接対象者のうち24対象機関30名が専門面接を合格した。

4. 運営委員会による総合面接及びその結果

大学教員による専門面接を通過した候補者に対して、10月16日、運営委員による面接が実施された。審査項目は、当該国の開発に寄与する可能性（50点）、留学の成果を長期的に活かしていく能力（25点）、留学を成し遂げるための素養（25点）の3項目であり、100点満点で採点を実施。合否については、全サブプログラム／コンポーネントの応募者の順位づけを行い、まず、各サブプログラム／コンポーネントの高得点者から最低合格人数分⁴を合格とし、他については、各応募者の全体的な能力に基づく判定を行った。その結果、表3の通り21対象機関から21名が選考された。

⁴ 事業の主旨に基づき、4ヶ年の事業サイクルにおいて、先方政府と協議の結果決定した重要なサブプログラムに対して、ある程度まとまった人数の投入を実現するため、最低合格人数を各サブプログラム／コンポーネントごとに設定（サブプログラム／コンポーネントに各2名と設定）

表 3 第 1 バッチ応募者の選考結果 (サブプログラム別)

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	有効		書類審査		合格率	専門面接		合格率	総合面接	
				応募者数	()	合格者数	()	%	合格者数	()	%	合格者数	()
1. 市場経済化を担う制度整備・人材育成	制度整備 (法体系整備)	九州	法学府	18	(11)	6	(5)	33.3	3	(2)	16.6	2	(2)
	制度整備 (財政運営管理)	一橋	アジア公共政策プログラム	11	(8)	5	(5)	45.4	1	(1)	9.0	1	(1)
	制度整備 (企業経営/政策立案)	国際	国際経営学研究科	32	(22)	19	(14)	59.3	9	(7)	28.1	6	(6)
	基礎教育及び職業訓練	大阪	人間科学研究科	22	(8)	10	(5)	45.5	4	(3)	18.1	3	(3)
2. 環境保全		筑波	生命環境科学研究科	21	(11)	10	(6)	47.6	7	(5)	33.3	5	(5)
3. 経済活動促進のためのインフラ整備 (都市環境改善) (開発工学・ICT)		東洋	国際地域学研究科	6	(5)	5	(5)	83.3	3	(3)	50.0	2	(2)
		東京 工業	理工学研究科	24	(11)	5	(3)	20.8	3	(3)	12.5	2	(2)
			合計	134	(76)	60	(43)	44.8	30	(24)	22.4	21	(21)

()に記載した数字は対象機関数を表す

5. 第1バッチの受入人数の確定

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、第二次現地調査の結果に基づき決定された各サブプログラム/コンポーネントにおける受入人数（案）（合計15名）及び同人数の算出過程を説明した。しかしながら、本調査中に、日本国外務省と在モンゴル日本大使館との間で行われた調整結果に基づき、同大使館が、最終的に18名の受入人数（案）をモンゴル側に提示し、合意に達したことが確認されたため、同合意に基づき、再度、第1バッチの受入人数に関する説明を行い、先方の了承を得た。なお、追加となった3名については、2008年10月に実施された最終選考（総合面接）の順位に基づき決定することで、先方の了承を得た。

表4 第1バッチの受入人数（案）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入人数 (人)
1. 市場経済化を担う制度整備・人材育成	制度整備 (法体系整備)	九州	法学府	2
	制度整備 (財政運営管理)	一橋	アジア公共政策プログラム	1
	制度整備 (企業経営/政策立案)	国際	国際経営学研究科	6
	基礎教育及び職業訓練	大阪	人間科学研究科	3
2. 環境保全		筑波	生命環境科学研究科	2
3. 経済活動促進のためのインフラ整備 (都市環境改善) (開発工学・ICT)		東洋	国際地域学研究科	2
		東京工業	理工学研究科	2
			合計	18

6. 第1バッチの選考結果の通知

2008年12月末、全ての最終選考受験者に対し、選考結果を通知した。また、全ての対象機関に対し、選考結果にかかる通知を行った。

7. 来日前学習支援

(1) 英語教材の提供

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、大学院入学後、スムーズに研究に移行できるよう、合格者の英語レベルに合わせて、3冊または4冊の英語教材を配付し、英語能力向上にかかる自己研鑽を促した。

(2) 主管省庁と合格者との面談

「基礎教育及び職業訓練」の第1バッチの合格者に対して、主管省庁である教育文化科学省からの提案により、サブプログラム/コンポーネントの背景やモ国が抱える課題に関する理解を促すため、主管省庁と合格者の面談を設定した。また、同省の提案により、2週間程度の省内インターンシップの実施が提案されたため、合格者3名に対して実施し、同コンポーネントの背景理解を深化させる一助とした。

8. 第1回オリエンテーションの実施

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、日本留学にかかる第1回オリエンテーションを実施した。主な説明内容は以下の通り。なお、第2回オリエンテーションについては、合格者の来日直前に実施した。

- (1) JDS 事業概要、留学生支援体制、JDS 生の位置付け
- (2) 来日に先立ち必要な準備事項
- (3) 来日までのスケジュール概要
- (4) その他

9. 受入大学との調整等

(1) 出願手続きに係る調査の実施

2009年1月中旬に、受入大学の出願時期・方法・検定料等に関する調査を実施し、各大学より出願書類を入手した。

(2) 受入大学への第1バッチの合格者及び4バッチ分の受入予定人数の通知、内諾書の取り付け

2009年2月中旬、2009年度入学予定者及び2009年度から2012年度までの4バッチの受入予定人数に関する受入大学宛の通知文案を作成し、JICA了承の後、JICA国内事業部長名で同通知文を発出した。また、各受入大学に対して、内諾書の取り付けを行った。

(3) 受入大学への出願手続き支援

2009年3月、第1バッチの合格者（2009年度入学予定者）に対して、大学出願書類の作成指導及び同書類の回収を行った。また、一橋大学アジア公共政策プログラム、九州大学法学府、筑波大学生命環境科学研究科、東京工業大学理工学研究科に対して、回収後の同書類を提出した。また、大学出願書類の提出期日が2009年4月以降であった国際大学国際経営学研究科、東洋大学国際地域学研究科の第1バッチ合格者（2009年度入学予定者）に対しても同様に、大学出願書類の作成指導及び同書類の回収を行い、同書類を大学に提出した。なお、大阪大学人間科学研究科については、2010年度入学予定につき出願時期が秋以降であるため、期日に間に合うよう対応する予定である。

5. 第1バッチの受入人数の確定

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、第二次現地調査の結果に基づき決定された各サブプログラム/コンポーネントにおける受入人数（案）（合計15名）及び同人数の算出過程を説明した。しかしながら、本調査中に、日本国外務省と在モンゴル日本大使館との間で行われた調整結果に基づき、同大使館が、最終的に18名の受入人数（案）をモンゴル側に提示し、合意に達したことが確認されたため、同合意に基づき、再度、第1バッチの受入人数に関する説明を行い、先方の了承を得た。なお、追加となった3名については、2008年10月に実施された最終選考（総合面接）の順位に基づき決定することで、先方の了承を得た。

表4 第1バッチの受入人数（案）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入人数 (人)
1. 市場経済化を担う制度整備・人材育成	制度整備 (法体系整備)	九州	法学府	2
	制度整備 (財政運営管理)	一橋	アジア公共政策プログラム	1
	制度整備 (企業経営/政策立案)	国際	国際経営学研究科	6
	基礎教育及び職業訓練	大阪	人間科学研究科	3
2. 環境保全		筑波	生命環境科学研究科	2
3. 経済活動促進のためのインフラ整備 (都市環境改善) (開発工学・ICT)		東洋	国際地域学研究科	2
		東京工業	理工学研究科	2
合計				18

6. 第1バッチの選考結果の通知

2008年12月末、全ての最終選考受験者に対し、選考結果を通知した。また、全ての対象機関に対し、選考結果にかかる通知を行った。

7. 来日前学習支援

(1) 英語教材の提供

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、大学院入学後、スムーズに研究に移行できるよう、合格者の英語レベルに合わせて、3冊または4冊の英語教材を配付し、英語能力向上にかかる自己研鑽を促した。

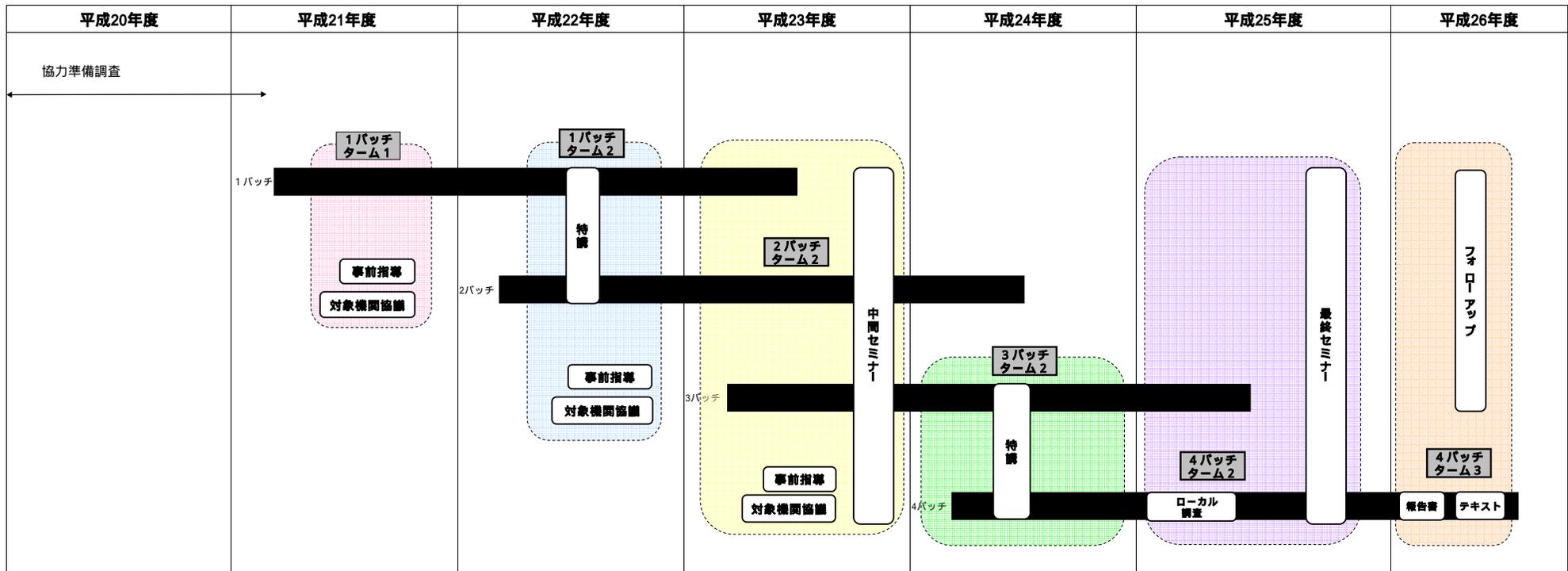
(2) 主管省庁と合格者との面談

「基礎教育及び職業訓練」の第1バッチの合格者に対して、主管省庁である教育文化科学省からの提案により、サブプログラム/コンポーネントの背景や母国が抱える課題に関する理解を促すため、主管省庁と合格者の面談を設定した。また、同省の提案により、2週間程度の省内インターンシップの実施が提案されたため、合格者3名に対して実施し、同コンポーネントの背景理解を深化させる一助とした。

サブ・プログラム	コンポーネント		大学		対象機関	第1バッチ		第1バッチの 選考結果	
			大学名	受入可能人数		対象機関別	コンポーネン ト別	大学別	対象機関別
経済活動促進 のための インフラ整備	都市環境改善	東洋大学国際地域学 研究科	2	建設都市計画省	0	8	2	0	
				自然環境省	0			0	
				道路運輸観光省	0			0	
				燃料エネルギー省	1			0	
				ウランバートル市役所	2			1	
				研究機関	1			1	
				高等教育機関(国立大学)	2			0	
				その他	2			0	
				建設都市計画省	2			1	
				自然環境省	4			0	
				道路運輸観光省	1			1	
				燃料エネルギー省	1			0	
				ウランバートル市役所	9			0	
				研究機関	0			0	
	高等教育機関(国立大学)	2	0						
	大蔵省(ICT)	0	0						
	外務省(ICT)	0	0						
	教育文化科学省(ICT)	0	0						
	法務内務省(ICT)	0	0						
	産業通商省(ICT)	0	0						
	保健省(ICT)	0	0						
	労働社会福祉省(ICT)	0	0						
	食糧農牧省(ICT)	0	0						
	内閣官房(ICT)	0	0						
	ICT庁	7	0						
	モンゴル中央銀行(ICT)	0	0						
	その他	0	0						
	計					148	148	18	18

:主管省庁

受入大学からの提案による活動(モデルプラン)



JDS事業計画総表 (モンゴル国)

サブプログラム	コンポーネント		主管省庁	対象機関	大学	研究科	4バッチの受入人数				
							第1バッチ	第2バッチ	第3バッチ	第4バッチ	計
1. 市場経済を担う制度整備・人材育成支援	制度整備	(法体系整備)	大蔵省	内閣官房、外務省、産業通商省、大蔵省、法務内務省、建設都市計画省、燃料エネルギー省、道路・運輸・観光省、教育文化科学省、労働・社会福祉省、食糧農牧省、保健省、国家検査局、最高裁判所、金融監督庁、モンゴル中央銀行	九州大学	法学府	2	2	2	2	8
		(財政運営管理)			一橋大学	国際・公共政策大学院	1	2	2	2	7
		(企業経営/政策立案)			国際大学	国際経営学研究科	6	4	4	4	18
	基礎教育及び職業訓練		教育文化科学省	教育文化科学省、労働・社会福祉省、大学及び研究機関、その他関連政府機関	大阪大学	人間科学研究科	3	3	3	3	12
2. 環境保全			自然環境省	自然環境省、大蔵省、食糧農牧省、産業通商省、大学及び研究機関、その他関連政府機関	筑波大学	生命環境科学研究科	2	3	3	3	11
3. 経済活動促進のためのインフラ整備 (都市環境改善)			建設都市計画省	自然環境省、建設都市計画省、燃料エネルギー省、道路・運輸・観光省、ウランバートル市役所、大学及び研究機関、その他関連政府機関、情報通信技術庁	東洋大学	国際地域学研究科	2	2	2	2	8
3. 経済活動促進のためのインフラ整備 (開発工学)					東京工業大学	理工学研究科	2	2	2	2	8
計							18	18	18	18	72

対象機関名は2008年8月時点

JDS事業(モンゴル)事業規模検討資料(案)

サブ・プログラム	コンポーネント	大学		対象機関	潜在的候補者 (年齢・学士取得等)		4バッチの応募候補者								第1バッチの選考						第2バッチ応募候補者との面談結果 (大学受入可能人数)	第1バッチの選考結果		受入人数												
		大学名	受入可能人数		対象機関別	コンポーネント別	第1バッチ		第2バッチ		第3-4バッチ		応募候補者計		応募者		専門面接		総合面接			大学別	対象機関別	第1B	第2B	第3B	第4B	計								
							対象機関別	コンポーネント別	S/L	コンポーネント別	L/L	コンポーネント別	対象機関別	コンポーネント別	対象機関別	コンポーネント別	対象機関別	コンポーネント別	対象機関別	コンポーネント別									対象機関別	コンポーネント別						
市場経済化を担う制度整備・人材育成	法体系整備	九州大学法学府	2	大蔵省	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	8											
				外務省	20	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				教育文化科学省	10	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				法務内務省	30	10	7	149	166	10	3	2	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				自然環境省	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				産業通商省	10	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				建設都市計画省	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				道路運輸観光省	10	1	0	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				燃料エネルギー省	10	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				保健省	10	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				労働社会福祉省	5	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				食糧農牧省	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				内閣官房	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				最高裁判所		1	8	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				金融監督庁	20	1	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				モンゴル中央銀行	10	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				その他	110	2	20	26	48	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0									
				制度整備	財政運営管理	一橋大学アジア 公共政策プログラム	2	大蔵省	50	2	3	0	0	0	5	0	0	0	0							0	0	0	2	1	1	2	2	2	7	
	外務省	10	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
	教育文化科学省	10	0					1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
	法務内務省	5	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
	自然環境省	10	0					0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
	産業通商省	15	0					14	3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
	建設都市計画省	5	1					0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
	道路運輸観光省	15	0					0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
	燃料エネルギー省	10	0					0	1	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
	保健省	10	2					0	6	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0																	
労働社会福祉省	2	0	0					1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
食糧農牧省	5	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
内閣官房	10	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
最高裁判所		0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
金融監督庁	30	1	10					15	26	1	0	0	0	0	0	0	0	0																		
モンゴル中央銀行	30	1	2					5	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0																		
その他	200	5	4					74	83	5	0	0	0	0	0	0	0	0																		
企業経営/ 政策立案強化	国際大学国際 経営学研究科	6	大蔵省					40	3	1	1	5	3	2	2	3	2	2	6	1	1	6	6	6	6	4	4	4								18
			外務省					10	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
			教育文化科学省	10	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
			法務内務省	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
			自然環境省	10	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
			産業通商省	15	5	0	26	31	5	1	0	0	0	0	0	0	0																			
			建設都市計画省	5	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			道路運輸観光省	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			燃料エネルギー省	10	2	0	5	51	2	1	9	1	1	6	1	1	6																			
			保健省	10	2	0	10	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			労働社会福祉省	3	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																			
			食糧農牧省	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			内閣官房	10	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			最高裁判所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			金融監督庁	10	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0																			
			モンゴル中央銀行	20	1	0	7	8	1	1	1	1	1	1	1	1																				
			その他	200	8	10	1	19	8	3	1	3	1	3	1	3																				
			基礎教育及び職業 訓練	-	大阪大学人間 科学研究科	3	教育文化科学省	30	3	4	5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3							3	3	3	3	12			
							労働社会福祉省	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
研究機関	20	0					0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0																			
高等教育機関(国立大学)	640	21					6	55	82	21	3	3	3	3	3	3																				
その他		4					6	20	30	4	0	0	0	0	0	0																				
自然環境省	50	6					4	71	81	6	2	2	2	2	2	2																				
大蔵省	100	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
環境保全	-	筑波大学生命 環境科学研究科	5	産業通商省	40	3	0	16	19	3	2	2	1	1	1	1	1	1	5	2	2	3	3	3	11											
				食糧農牧省	20	2	0	16	18	2	0	0	0	0	0	0																				
				研究機関	20	1	0	14	15	1	1	1	1	1	1	1																				
				高等教育機関(国立大学)	620	5	0	65	70	5	1	0	0	0	0	0																				
				その他		4	11	0	15	4	1	1	1	1	1	1																				

